

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2010年6月18日
【事業年度】	第51期(自2009年4月1日至2010年3月31日)
【会社名】	株式会社アイティフォー
【英訳名】	ITFOR Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 東川 清
【本店の所在の場所】	東京都千代田区一番町21番地
【電話番号】	(03)5275-7902
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 管理本部長 中山 かつお
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区一番町21番地
【電話番号】	(03)5275-7902
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 管理本部長 中山 かつお
【縦覧に供する場所】	株式会社アイティフォー 西日本事業所 (大阪府大阪市西区新町二丁目4番2号(なにわ筋S I Aビル)) 株式会社アイティフォー 中部事業所 (愛知県名古屋市中村区名駅四丁目10番25号(名駅I M A Iビル)) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次 決算年月	第47期 2006年3月	第48期 2007年3月	第49期 2008年3月	第50期 2009年3月	第51期 2010年3月
売上高(千円)	-	-	11,795,660	11,910,624	9,354,270
経常利益(千円)	-	-	1,648,455	1,550,905	1,109,684
当期純利益(千円)	-	-	853,173	902,579	576,019
純資産額(千円)	-	-	7,404,620	7,615,279	7,869,090
総資産額(千円)	-	-	11,524,772	11,809,871	10,770,513
1株当たり純資産額(円)	-	-	265.73	276.61	288.86
1株当たり当期純利益(円)	-	-	30.60	32.45	21.01
潜在株式調整後1株当たり当期純利益(円)	-	-	29.69	-	-
自己資本比率(%)	-	-	64.2	64.3	72.8
自己資本利益率(%)	-	-	11.77	12.04	7.46
株価収益率(倍)	-	-	13.46	11.62	15.94
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	2,007,521	1,302,851	1,146,894
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	1,732,442	222,934	845,503
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	417,806	518,037	399,696
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	-	3,491,756	4,053,635	3,955,329
従業員数(名)	-	-	396	417	408

(注) 1. 第49期より連結財務諸表を作成しているため、第48期以前については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第50期および第51期において、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次 決算年月	第47期 2006年3月	第48期 2007年3月	第49期 2008年3月	第50期 2009年3月	第51期 2010年3月
売上高(千円)	11,631,902	11,731,737	11,491,158	11,716,729	9,223,554
経常利益(千円)	1,261,650	1,550,635	1,619,269	1,564,242	1,175,189
当期純利益(千円)	743,413	761,988	790,338	910,173	639,561
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金(千円)	1,012,134	1,124,669	1,124,669	1,124,669	1,124,669
発行済株式総数(株)	28,497,500	29,430,000	29,430,000	29,430,000	29,430,000
純資産額(千円)	6,634,948	7,105,879	7,369,106	7,585,425	7,906,285
総資産額(千円)	10,200,305	11,263,491	11,443,461	11,754,834	10,780,949
1株当たり純資産額(円)	246.88	257.00	264.98	276.14	290.71
1株当たり配当額(円)	8.00	9.00	9.50	10.00	10.00
(内1株当たり中間配当額)(円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益(円)	26.47	27.85	28.35	32.72	23.33
潜在株式調整後1株当たり当期純利 益(円)	24.22	25.92	27.50	-	-
自己資本比率(%)	65.0	63.1	64.4	64.5	73.2
自己資本利益率(%)	11.92	11.09	10.92	12.17	8.27
株価収益率(倍)	47.98	20.54	14.53	11.52	14.36
配当性向(%)	30.22	32.32	33.51	30.56	42.86
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,571,322	1,003,219	-	-	-
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	617,885	357,842	-	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	90,686	10,858	-	-	-
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	2,920,374	3,576,610	-	-	-
従業員数(名)	371	370	373	396	398

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、第48期以前は持分法を適用すべき重要な関連会社が存在しなかつたため、記載しておりません。

3. 第49期より連結財務諸表を作成しているため、持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フローおよび現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。

4. 当期の1株当たり配当額には、上場10周年記念配当3円を含んでおります。

5. 2005年9月20日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。

6. 第50期および第51期において、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## 2【沿革】

1959年5月 各種事務用機器の輸出入および販売を目的として大阪市北区に日本システムティック(株)を設立。  
1972年12月 千代田情報機器(株)に商号変更。  
1973年4月 東京都千代田区麹町4丁目に本社を移転。  
1973年9月 大阪市北区に大阪支店を開設。  
1973年10月 東京都千代田区麹町5丁目に本社を移転。  
1975年12月 福岡市中央区に福岡駐在所を開設。  
1976年4月 名古屋市中区に名古屋支店を開設。  
1982年6月 名古屋市中村区(第2豊田ビル東館)に名古屋支店を移転。  
1983年10月 東京都新宿区に技術開発本部を開設。(1986年10月廃止)  
1986年4月 福岡駐在所を福岡営業所に改称。  
1986年11月 東京都豊島区に池袋事業所を開設。(1996年12月廃止)  
1987年5月 第三者保守サービス体制を施行、保守拠点を拡大。  
1989年9月 東京都東村山市にCJKテクノセンターを開設。  
1990年10月 大阪市西区に大阪支店を移転。  
1991年4月 埼玉県所沢市に所沢事業所(CJK所沢ビル)を開設。  
1993年5月 埼玉県所沢市にCJKテクノセンターを移転。  
1994年4月 福岡市博多区に福岡営業所を移転。  
1997年12月 名古屋市中村区(名駅IMAIビル)に名古屋支店を移転。  
2000年2月 日本証券業協会に株式を店頭登録。  
2000年8月 (株)アイティフォーに商号変更。  
2002年12月 東京都千代田区一番町21番地に本社を移転。  
2004年12月 日本証券業協会への店頭登録を取消し、ジャスダック証券取引所に株式を上場。  
2005年4月 東京証券取引所市場第二部に株式を上場。  
2006年3月 東京証券取引所市場第一部銘柄に指定。

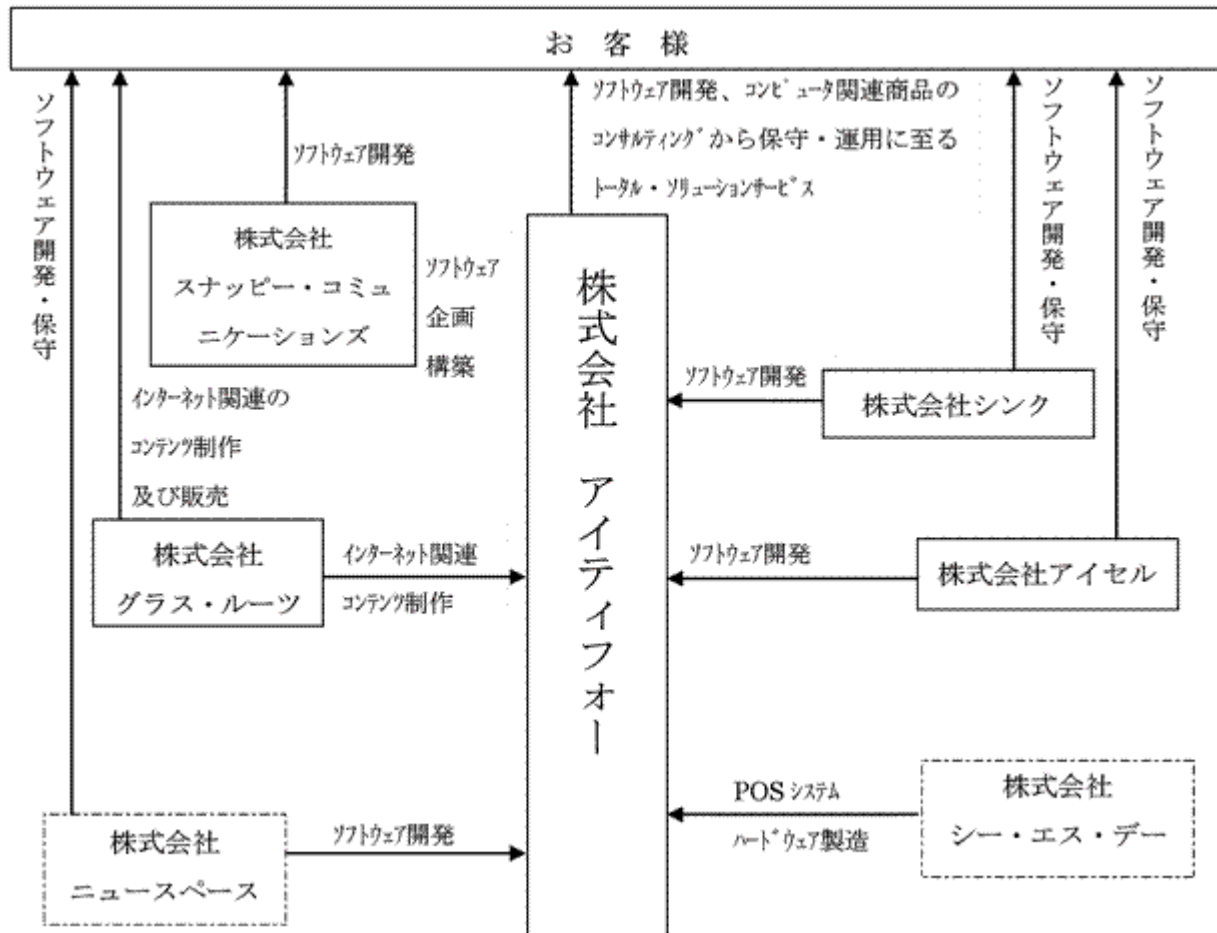
### 3【事業の内容】

当社グループは、当社、子会社2社、および関連会社4社で構成されており、最新の情報技術とシステムインテグレーターとしての豊富な経験を活かした、コンサルティングからシステム構築、運用管理に至るトータル・ソリューション・サービスを提供する単一セグメントの事業を行っております。

グループ各社の役割は、Webビジネスの分野において、株式会社スナッピー・コミュニケーションズが一部のソフトウェアの企画・構築を担当し、株式会社グラス・ルーツはインターネット関連のコンテンツ制作を担当しております。また、延滞債権管理のパッケージソフトを中心とした債権管理・督促支援の分野においては、当社が民間の金融機関を主要顧客とするのに対し、株式会社シンクが地方公共団体を主要顧客とすることで、「官」・「民」双方へのサービス提供を行っております。さらに株式会社アイセルは、当社が開発したパッケージソフトのカスタマイズの一部を担当しております。

#### 【事業系統図】

当社と、関係会社各社との関係は次のとおりであります。



(注) 実線で囲まれている会社は、連結子会社および持分法適用会社であり、点線で囲まれている会社は、それ以外の関連会社であります。

#### 4【関係会社の状況】

関係会社は、次のとおりであります。

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業内容	議決権の所 有割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社スナッピー・コ ミュニケーションズ	東京都 千代田区	25,000	ソフトウェアの開発 ・販売	66.4	ソフトウェアの開発 役員の兼務
(連結子会社) ㈱グラス・ルーツ(注)	東京都 港区	10,000	インターネット関連 コンテンツ企画・制 作	45.0	インターネット関連 コンテンツの企画・制 作 役員の兼務 資金の貸付
(持分法適用関連会社) ㈱シンク	福岡県 田川市	22,000	ソフトウェアの 開発・販売	50.0	ソフトウェアの開発 役員の兼務
(持分法適用関連会社) ㈱アイセル	大阪府 大阪市	245,100	ソフトウェアの 開発・販売	20.7	ソフトウェアの開発 役員の兼務

(注) 持分は100分の50以下であります。実質的な影響力をもっているため連結子会社としたものです。

#### 5【従業員の状況】

##### (1) 連結会社の状況

事業の種類別セグメント情報を記載していないため、事業部門別の従業員を示すと次のとおりであります。

2010年3月31日現在

事業部門の名称	従業員数
システムソリューション	239名
ネットワークソリューション	19名
カスタマーサービス	92名
管理部門	58名
合計	408名

(注) 従業員数は就業人員であり、契約社員を含めて表示しております。

##### (2) 提出会社の状況

2010年3月31日現在

従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
398名	38歳 8ヶ月	11年 2ヶ月	6,211,758円

(注) 1. 従業員は就業人員であります。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

##### (3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておきませんが、労使関係は良好であります。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、生産や輸出分野など一部では景気回復の兆しが見られたものの、雇用情勢や所得環境の悪化に伴い個人消費は低迷し、企業収益も総じて厳しい状況で推移しております。

当社グループの属する情報サービス業界におきましても、IT関連の設備投資の抑制や先送りなどの動きが止まらず、本格的な回復にはもう少しばかり時間がかかるものと見込まれます。

このような環境下、当社グループでは、主力事業の金融機関向けファイナンシャルソリューションシステムを中心に積極的な営業を展開し、新規の大型案件の受注を獲得、個人消費の低迷から厳しい業績を余儀なくされている流通業界からも新規の案件を獲得するなど、回復の手ごたえは出てきております。しかし、金融業界における改正貸金業法の最終施行に向けた総量規制対応スケジュールの遅れなどの影響もあり、受注および売上とも前連結会計年度を下回る結果となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は9,354百万円（前期比78.5%）、経常利益は1,109百万円（前期比71.6%）、当期純利益は、576百万円（前期比63.8%）となりました。

当連結会計年度における当社グループのサービス部門ごとの業績は、次のとおりです。

#### (システムソリューション)

ファイナンシャルソリューションシステムでは、主力商品である金融機関向けパッケージシステムが好調で新規の大型案件を受注いたしました。また、金融円滑化法の施行などの要因により、銀行関連会社の保証会社より相次いで「保証・求償債権管理システム」の受注を獲得するなど、銀行向けのシステムは好調に推移いたしました。一方、ノンバンクにおきましては、過払い金の返還請求に備えた引当金の積み増しなどにより収益が悪化、業界再編も進んでおり、システム開発投資は抑制傾向が続きました。

また、改正貸金業法の最終施行により、いわゆる総量規制と貸出上限金利規制が導入されますが、当社ではこの総量規制に対応した個人信用情報照会・登録システム「MICS（ミックス）2.0」の開発を早期に完了し、一部の大手金融機関には既に納入したほか、改正割賦販売法に対応する開発も進めております。

さらに、電話で振り込みや残高照会が行えるテレホンバンキングのシステムを国内で初めてSIP（通信制御プロトコル）技術を利用して開発いたしました。従来は大型構内交換機（PBX）を利用した重厚なシステムで構築されていましたが、汎用のサーバでACD機能や自動音声応答機能などを構築することで、今後は地方銀行などにおける置換えや新規導入ニーズに向け低価格で提供していきます。

通話録音システムにつきましては、旧型製品からの更新需要にあわせた「Nice Perform（ナイスパフォーマンス）」ならびに中小規模のコールセンター向け新製品「Nice Perform eXpress（ナイスパフォーマンス・エクスプレス）」を市場に投入しましたが、顧客企業の投資抑制が続いており、需要を促進するには至りませんでした。また、映像分析によるセキュリティシステム「Nice Vision（ナイスビジョン）」は、大型国際展示場に導入されるなど、新たな需要を発掘できました。

コールセンターシステムにつきましては、通話録音システムを組み合わせる大手生命保険会社に納入したほか、上述のSIPを利用した銀行におけるテレホンバンキング業務と、コールセンターシステムを組み合わせる新たなシステムを販売するなど積極的な展開を図っております。

eコマースシステムにつきましては、ECサイト構築パッケージ「ITFOReC（アイティフォレック）」を従来のPCサイトに加え、最新のFlash技術を駆使した日本初の本格的モバイルサイトを構築いたしました。インナーウェアのネット通販企業に納入、顧客企業の売上伸長に大きく貢献したこともあり、高い評価を得ています。しかしながら、増加している競合パッケージソフトとの比較や、投資効果の見極めに慎重に取り組む企業が多く、受注・売上とも当初の計画を下回りました。翌期以降に向けて、これまで培ってきたノウハウによる高機能なパッケージをASP方式により低価格で提供できる体制を整え、競合ベンダーに対する競争力アップを図っていきます。

流通システムにつきましては、百貨店業界の業績低迷の影響から、投資抑制の傾向が強く受注・売上とも厳しい状況で推移いたしました。そのような状況下、大手総合スーパーから、流通トータルパッケージ「RITS（リッツ）」と債権管理システムなどを組み合わせ、「自社カードによるクレジット・キャッシング統合システム」を受注し、翌期中の納入を予定しております。また、「RITS」の一機能として仕入先との売上情報の共有と、発注・入荷予定・仕入決済のデータ交換を実現するEDIの開発を行い、商品管理システムの機能強化を図りました。このような「RITS」のモジュール（機能）単位での販売を強化することで低価格での提供を可能にするとともに、百貨店以外の業態へも幅広く拡販していきます。

その結果、受注は6,498百万円（前期比89.4%）、売上は6,272百万円（前期比75.3%）となりました。

#### (ネットワークソリューション)

ネットワークソリューションにつきましては、通信コスト削減を目的とした官公庁のネットワークリプレイス案件、および流通業向けの大規模なセキュリティ基盤の構築案件がありました。しかし、金融業、製造業を中心に設備投資が低調に推移し、当期に予定していましたシステム基盤構築や情報漏洩対策に関する多くの案件が翌期以降に延期となりました。

その結果受注は952百万円（前期比89.4%）、売上は998百万円（前期比98.9%）となりました。

#### （カスタマーサービス）

カスタマーサービスにつきましては、保守料収入は微増で推移しましたが、機器の納入件数が減少したことから作業料収入の落ち込みが大きく、今期の受注は2,030百万円（前期比76.6%）、売上は2,083百万円（前期比81.2%）となりました。

なお、前期までカスタマーサービス部門で計上していたIT基盤構築サービスの受注・売上につきましては、当期よりシステムソリューション部門およびネットワークソリューション部門に移管しておりますが、前期におけるIT基盤構築サービスの受注は335百万円、売上は333百万円でしたので、これらを調整した場合には、受注は前期比87.6%、売上は前期比93.3%となります。

#### （2）キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、3,955百万円となり、前連結会計年度末と比べ、98百万円減少いたしました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりです。

##### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動から得られた資金は1,146百万円となりました。主な増加要因は税金等調整前当期純利益1,109百万円、売上債権の減少額975百万円、減価償却費401百万円であり、主な減少要因は仕入債務の減少854百万円、法人税等の支払額634百万円です。

##### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は845百万円となりました。主な増加要因は有価証券の売却による収入998百万円であり、主な減少要因は有価証券の取得による支出1,098百万円、定期預金の預入れによる支出550百万円です。

##### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は399百万円となりました。主な増加要因は自己株式の処分による収入142百万円であり、主な減少要因は配当金の支払額275百万円、自己株式の取得による支出266百万円です。



## 2【生産、受注及び販売の状況】

### (1)仕入実績

項目	当連結会計年度 (自2009年4月1日 至2010年3月31日)	前年同期比(%)
システムソリューション(千円)	1,192,142	64.7
ネットワークソリューション(千円)	534,264	86.0
カスタマーサービス(千円)	99,593	88.3
合計(千円)	1,826,000	70.9

(注)1.上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2.当社グループは単一のセグメントに属する事業を行っているため、サービス部門ごとの金額を記載していません。

### (2)受注状況

項目	当連結会計年度 (自2009年4月1日 至2010年3月31日)			
	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
システムソリューション	6,498,936	89.4	2,820,410	110.8
ネットワークソリューション	952,237	89.4	149,261	111.1
カスタマーサービス	2,030,858	76.6	1,010,462	86.1
合計	9,482,032	86.3	3,980,135	103.3

(注)1.上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2.当社グループは単一のセグメントに属する事業を行っているため、サービス部門ごとの金額を記載していません。

3.当期よりIT基盤構築サービスを、カスタマーサービス部門からシステムソリューション部門およびネットワークソリューション部門に移管したことにともない、カスタマーサービス部門の前期末の受注残高のうち、60,976千円をネットワークソリューション部門に、49,386千円をシステムソリューション部門に、それぞれ振り替えております。

### (3)販売実績

項目	当連結会計年度 (自2009年4月1日 至2010年3月31日)	前年同期比(%)
システムソリューション(千円)	6,272,466	75.3
ネットワークソリューション(千円)	998,335	98.9
カスタマーサービス(千円)	2,083,468	81.2
合計(千円)	9,354,270	78.5

(注)1.上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2.当社グループは単一のセグメントに属する事業を行っているため、サービス部門ごとの金額を記載していません。

### 3【対処すべき課題】

#### (1) 対処すべき課題

当社グループでは、世界経済の安定に伴い日本でも徐々に景気回復の兆しが見込まれる中、法令改正など市場環境の変化や多様化するお客様のニーズを的確に捉え、独自開発した高品質のパッケージソフトウェアとハイレベルのサービスを提供してまいります。

ソリューションシステム分野を中心とするソフトウェア開発においては、多様化する顧客ニーズへの対応とともに高度な品質が求められております。当社では、高品質のソフトウェア開発を今後とも維持していくために、引き続きM & Aも視野に入れた開発体制の強化に取り組んでまいります。

また、クラウドコンピューティングなど最新の技術を取り入れ、顧客企業からのニーズが高い初期費用を抑えたASP版のソフトウェア開発、データセンターの拡張などにも力をいれてまいります。

リスク対策といたしましては、社長を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、平時よりコンプライアンスの社内徹底と経営リスクを中心とするリスク対策について協議を行っております。また、同委員会の下部組織として、「セキュリティ推進委員会」、「オフィス効率化・環境整備推進委員会」および「品質・安全管理推進委員会」の3委員会を設置し、専門的かつ具体的な活動を行っております。セキュリティ推進委員会では、内部情報、顧客情報等の全ての情報セキュリティ対策を統括しており、役員および社員全員に対するセキュリティ教育の実施、プライバシーマークにおけるコンプライアンスプログラムの周知徹底等の活動を行っております。また、オフィス効率化・環境整備推進委員会では、内部統制システムの運用を中心に、労働衛生問題や経費削減など幅広い活動を行っております。さらに、品質・安全管理推進委員会では、ソフトウェア開発における品質の維持・向上を推進するとともに、顧客満足を得られるようなサービスの提供を目指して活動を行っております。

また、当社グループでは人材が最重要資産であるとの認識のもと、引続き優秀な人材の確保と育成に注力してまいります。さらに、教育制度の充実と若手人材の積極的な登用により、社員のスキルアップと組織の活性化を図ってまいります。

#### (2) 株式会社の支配に関する基本方針について

2010年6月18日開催の定時株主総会終了後の取締役会におきまして、当社の企業価値および株主共同の利益を確保するために、以下の要領により当社株式の大規模買付行為への対応策（以下「本プラン」といいます。）の継続について決議いたしました。

##### 1. 本プランを必要とする理由

当社はシステムインテグレーターとして、セキュアなシステムを希望するお客様から長期的かつ安定した信頼を得てシステムの納入を行ってきており、またこのような開発・販売を支えるのは、優秀な技術者である社員であります。昨今の動きとして、新たな法制度の整備や企業構造・文化の変化等を背景として対象となる会社の構造や特色に留意せず、経営陣と十分な協議や合意を得ることなく、突然大量の株式買付を強行するといった動きも顕在化してきております。もちろん大量の株式買付行為そのものを全て否定するものではなく、会社の企業価値・株主共同の利益を向上させる行為であれば、その判断は最終的には株主の皆様の全体の意思に基づいて決められるものであると考えております。

しかし、大量の買付行為の中には、その目的等からして企業価値・株主共同の利益に明白な侵害を与えるものや株主の皆様に売却を事実上強要するもの、当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、株主の皆様に十分な検討を行うに足りる時間や情報を提供しないもの、当社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするものなど、当社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

このような当社に対する濫用的な買収によって当社の企業価値が毀損されることがあれば、当社の強みである優秀な技術者の流出が懸念されるのみならず、当社のシステムを採用していただいているお客様からの信頼を失い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が大きく損なわれるおそれがあります。

こうした事情に鑑み、濫用的な買収者が現れた場合、上述したような不適切な大量買付行為を未然に防止するため、株主の皆様が判断するための必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために交渉すること等により当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みが必要不可欠と判断いたしました。そして、当社の企業価値および株主共同の利益を確保するために、2006年6月23日開催の第47回定時株主総会におきまして本プランの導入を決議し、2007年以降、定時株主総会後に開催される取締役会で、本プランの延長を決議いたしております。

なお、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、当該買付行為が長期的視点から当社の企業価値を毀損するものであるかどうかの検討は、中立的な第三者委員会に依頼するものとしております。

本プランの要領は以下のとおりであります。

## 2. 本プランの内容

### (1) 本プランの概要

#### 本プランの発動手続の設定

本プランは、まず、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させ、濫用的買収を防止することを目的として、当社株式に対する買付が行われる場合に、買付者または買付提案者（以下、併せて「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付に関する所定の情報の提供を求め、第三者委員会が当該買付についての情報収集・検討等を行う期間を確保し、必要があれば当社代表取締役等を通じて買付者等との交渉を行うなどの手続を定めています。

また、当社取締役会は、敵対的性質が存する者からの濫用的買収を防止するための事前の防衛策として、停止条件付一部取得条項付差別的行使条件付新株予約権無償割当て（以下「対抗措置」といいます。）を決議いたします。

#### 停止条件付一部取得条項付差別的行使条件付新株予約権無償割当てと第三者委員会の利用

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付を行う等、買付者等による買付またはその提案（以下、併せて「買付等」といいます。）が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがあると認められる場合（詳細につきましては当社ホームページ（アドレス <http://www.itfor.co.jp/ir/ir-governance.html> 以下同じ。）をご参照ください。）には、当社は、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件が付された新株予約権（詳細につきましては当社ホームページをご参照ください。以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主の皆様に対して会社法第277条に基づき無償で割当てます。

なお、本新株予約権無償割当ては、停止条件が成就することによりその効力が生ずることになってはいますが、その停止条件を成就させるか否か等の判断につきましては、当社取締役会が行います。ただし、その恣意的判断を排除するため、第三者委員会細則（概要につきましては当社ホームページをご参照ください。）に従い、当社経営陣から独立した者のみから構成される第三者委員会の勧告を最大限に尊重して判断を行うものとします。

#### 本新株予約権の当社による取得

本プランに従って、本新株予約権無償割当てが実施された場合には、当社による買付者等以外の株主の皆様からの本新株予約権取得と当社普通株式の交付により、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合が実施前と比較して希釈化される可能性があります。

### (2) 本プランの発動にかかる手続

#### 対象となる買付等

本プランにおいては、以下に該当する買付等がなされたときに、その対象となります。

当社の株券等の保有者、公開買付者または当該保有者かつ公開買付者である者であって、

- (a) 当該保有者が保有する当社の株券等および当該保有者の共同保有者が保有する当社の株券等に係る株券等保有割合の合計
- (b) 当該公開買付者が保有しもしくは保有することとなる当社の株券等および当該公開買付者の特別関係者が保有する当社の株券等に係る株券等保有割合の合計
- (c) 当該保有者かつ公開買付者である者が保有しもしくは保有することとなる当社の株券等および当該保有者かつ公開買付者である者の共同保有者ならびに当該保有者かつ公開買付者である者の特別関係者が保有する当社の株券等にかかる株券等保有割合の合計

のいずれかが、20%を超える者による買付等、または超えると当社取締役会が認める者による買付等

#### 買付者等に対する情報提供の要求

上記に定める買付等を行う買付者等は、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、買付の実行に先立ち、当社に対して別途定める、買付者等の買付内容の検討に必要な情報（詳細につきましては当社ホームページをご参照ください。以下「本必要情報」といいます。）を含む買付提案を記載した書面（以下「買付提案書」といいます。）を提出していただきます。

第三者委員会は、当該買付提案書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、自らまたは当社取締役会を通して本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者においては、当該期限までに本必要情報を追加的に提出していただきます。

なお、第三者委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付を開始したものと認められる場合には、引き続き買付提案書および本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記に記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権無償割当ての実施を勧告します。

#### 第三者委員会の検討手続

第三者委員会は、買付者等から提出された買付提案書ならびに第三者委員会が追加提出を求めた本必要情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、第三者委員会が定める期間内に買付者等の買付内容に対する意見およびその根拠資料、代替案その他第三者委員会が適宜必要と認める情報・資料を提示するよう要求することができます。

第三者委員会は、買付者等から最初に情報・資料を受領した後、原則として対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社株式の買付の場合は60日以内、またはその他の方法による買付提案の場合には90日以内（以下

「第三者委員会検討期間」といいます。)で、買付者等の買付内容の検討、当社取締役会による代替案の検討、買付者と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行います。

また、第三者委員会は、必要があれば当社代表取締役等を通じて、当該買付者等と交渉することなどにより、当該買収提案が当社の利益のために改善されるよう努め、中立・公平な観点から慎重に検討を行います。

更に、第三者委員会は、上記の検討手続を経て、第三者委員会細則(概要につきましては当社ホームページをご参照ください。)の判断基準に従い、当該買付提案が濫用的買収に該当するか否か、および当該買付者等が敵対的性質が存する者であるか否かを審議・決議し、第三者委員会検討期間内に当社取締役会に勧告します。

新株予約権無償割当ての内容

対抗措置としての新株予約権無償割当ての内容は、当社ホームページ「本プランに係る新株予約権無償割当て要綱」に記載のとおりです。

### (3) 対抗措置発動後の中止について

本新株予約権無償割当ての停止条件が成就した後、割当対象株主が確定する日までの間に、買付者の買付行為の中止または買付内容の変更等がなされたことにより、当該買付者に敵対的性質が存しないと当社取締役会が認めるに至った場合には、当社取締役会は本新株予約権無償割当ての決議を取り消し、対抗措置の発動を中止することができるものとします。

## 3. 本プランの合理性

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則、すなわち、企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則を完全に充足しており、上記基本方針に沿うものです。また本プランにおいて対抗措置をとるか否かは中立的な第三者委員会の判断を最大限尊重して行われますので、株主の共同利益を損なうものではなく、また取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

## 4. 株主の皆様への影響

### (1) 本プランの導入時に株主の皆様に与える影響

本プランの導入時点においては、本新株予約権無償割当て自体は行われませんので、株主および投資家の皆様の権利・利益に直接的な影響は生じておりません。

### (2) 本新株予約権無償割当て実施により株主の皆様と与える影響

当社取締役会が本新株予約権無償割当てに際して別途設定する割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき2個の割合で、本新株予約権が無償で割当てられますので、株式の希釈化は生じません。

当社は、買付者等以外の株主の皆様の本新株予約権を取得する手続を取り、その旨該当する株主の皆様へ通知いたします。株主の皆様は、金銭等を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として当社普通株式を受領されることとなります。

## 5. 本プランの有効期限と継続について

現在の本プランの有効期限は、2011年6月の定時株主総会終結後に開催される取締役会の終了時までとされており、2011年度以降につきましては、毎年の定時株主総会で新たに選任された取締役による取締役会においてその後1年間の継続の可否を決議し、同決議内容を株主の皆様へ情報開示するとともに当該事業年度の定時株主総会(毎年6月開催予定)において、報告をすることとなっております。なお、当社の取締役の任期は1年となっておりますので、本プランは取締役会の決議において廃止することが可能でありますので、本プランの廃止を希望される株主の皆様は、取締役の選任議案を通じて株主の皆様へ意思を表明していただきたく存じます。

## 6. その他

本新株予約権の割当方法、名義書換方法、当社による新株予約権の取得方法等の詳細につきましては、本新株予約権無償割当ての割当期日の決定が行われた後、株主の皆様に対して公告または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

なお、本プランの詳細につきましては、当社ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

(買収防衛策に関するアドレス <http://www.itfor.co.jp/ir/ir-governance.html>)

## 4【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものです。

### (1) 競合について

当社グループは、事業戦略展開分野を流通業界向けシステムや、金融業界向けシステム等それに関連する分野に集中することにより他社と比べ優位なシステムノウハウを蓄積し、その分野で独自のソリューションとネットワークインフラを含むハード、ソフトのトータルサービスを提供しております。

しかしながら、既存の大手コンピュータ・メーカーや専門システムインテグレーターとの競合が厳しくなっております。また、当社グループは質の高いソリューションを提案することにより売上の拡大を図っておりますが、情報通信機器類の価格の低下にともない単価の引き下げ圧力が強まっております。このような企業間競争のさらなる激化と販売価格の下落傾向が続いた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (2) 為替相場の変動について

当社グループの商品仕入の約3割が輸入仕入であり、主に米国ドル建ての取引となっております。当社グループは、為替相場の変動によるリスクを軽減するため、先物為替予約取引を外貨建買掛金等および発注高の範囲内で行っております。先物為替予約取引の契約先は、いずれも信用度の高い国内の銀行であり、相手先の契約不履行による、いわゆる信用リスクはほとんどないと判断しております。

しかしながら、先物為替予約取引により為替相場の変動による影響を緩和することは可能であっても、間接的な影響を含め、すべてを排除することは不可能であり、円安傾向が続くとコストアップ要因となることから、為替相場の変動により当社の業績に影響を受ける可能性があります。

### (3) システム（商品）開発、品質管理について

当社グループの取扱う情報通信機器類のライフサイクルは、年々短くなる傾向にあります。当社グループは、国内外から最新の情報技術および機器類を仕入れ、お客様へ提供しておりますが、技術進歩に遅れをとった場合や商品戦略を誤った場合には、当社グループの業績に影響を受ける可能性があります。また、当社グループが保有する2年以上経過した在庫品については、売却可能性がない場合は廃棄処分とし、在庫水準の適正化に努めております。

当社グループが独自開発し、高いシェアを確保しております特許権が成立していないシステム等で、類似品や競合品の出現により、当社グループの業績に影響を受ける可能性があります。

また、当社グループはニーズにあったパッケージシステムおよびお客様の要求事項に基づくソフトウェアの開発、製造ならびに保守（ハード・ソフト）サービス等を行っておりますが、それらの品質管理を徹底し、お客様に対して品質保証を行うとともに顧客満足度の向上に努めております。さらに当社では2002年6月に「ISO9001（2000年度版）」の認証を取得し、品質マニュアルおよび品質目標を設定することにより、品質管理の徹底を図っております。また、2004年2月には情報セキュリティマネジメントシステム国内標準規格「ISMS」の認証を取得、その後2007年12月に「ISO27001（2005年版）」の認証を取得し、お客様へのサービス向上に努めております。しかしながら、当社グループの提供するサービス等において品質上のトラブルが発生しないという保証はありません。このような品質上のトラブルが発生した場合には、トラブル対応による追加コストの発生や損害賠償等により、当社グループの業績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

### (4) 情報管理について

当社グループは、お客様の了解を得た上で、個人情報を含む重要情報に接する機会があります。

当社では、プライバシーマークの取得に加え、自社開発の「入退室管理システム」やPCの操作ログを見える化する「CATサポーター」を全社に導入し、情報管理を徹底しております。管理体制としては、各事業部長が情報管理責任者となり担当部門内のセキュリティ管理の責任を負うとともに、各部署に情報管理担当者を配置しております。引き続き情報管理には万全の対応を図ってまいります。万一、当社から重要情報が流出するような事態が生じた場合には、事業の継続に重大な影響を及ぼす恐れがあります。

### (5) 災害等について

当社ではデータセンターを東京（本社）、所沢（埼玉）と大阪（西日本事業所）に設置しておりますが、大地震等による災害が発生した場合には、通信回線の障害等により業務の遂行に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 業績の季節変動について

当社グループの属する情報サービス業においては、お客様への出荷や納期が9月および3月に集中する傾向があります。これにより、連結会計年度における各四半期の売上高、営業利益等との間に変動があり、今後も同様の傾向が続く可能性があります。

前連結会計年度および当連結会計年度の業績変動の状況は以下の通りであります。

	前連結会計年度（自 2008年4月1日 至 2009年3月31日）				
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	連結会計年度計
売上高（千円）	2,259,109	2,769,468	2,224,475	4,657,570	11,910,624
（構成比）	（18.9%）	（23.3%）	（18.7%）	（39.1%）	（100.0%）
営業利益（千円）	196,519	241,401	159,697	1,029,540	1,627,159
（構成比）	（12.1%）	（14.8%）	（9.8%）	（63.3%）	（100.0%）
経常利益（千円）	190,841	251,071	166,839	942,152	1,550,905
（構成比）	（12.3%）	（16.2%）	（10.8%）	（60.7%）	（100.0%）

	当連結会計年度（自 2009年4月1日 至 2010年3月31日）				
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	連結会計年度計
売上高（千円）	1,852,806	2,230,371	1,975,904	3,295,187	9,354,270
（構成比）	（19.8%）	（23.9%）	（21.1%）	（35.2%）	（100.0%）
営業利益（千円）	202,462	169,980	75,693	700,680	1,148,817
（構成比）	（17.6%）	（14.8%）	（6.6%）	（61.0%）	（100.0%）
経常利益（千円）	196,537	124,440	97,918	690,787	1,109,684
（構成比）	（17.7%）	（11.2%）	（8.8%）	（62.3%）	（100.0%）

(7) 業務提携等について

当社は、今後も当事業の拡大と安定を図るための業務提携等を積極的に進めていく方針ですが、当社が当初想定したシナジー効果が生じない場合や提携・出資先企業の業績によっては、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 企業価値が損なわれるような敵対的買収について

企業の将来的な価値を毀損するような企業買収に対して、2006年6月23日開催の定時株主総会の承認を得て、同日開催の取締役会において決議された停止条件付一部取得条項付差別的行使条件付新株予約権無償割当てを有効期限を1年とする事前防衛策として導入し、その後継続しておりますが、実際に敵対的買収が行われた場合には、当社の業績と財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 株式価値の希釈化について

当社は、過去に旧商法第280条ノ20および第280条ノ21、ならびに会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づく新株予約権を発行しておりますが、権利行使がなされた場合、株式価値の希釈化が起これ、当社株価に影響がでる可能性があります。なお、当社は敵対的買収防衛策として、2006年6月開催の定時株主総会において当社株式の大規模買付行為への対応策を導入することを決議し、その後継続しておりますが、当該諸条件が満たされない場合は無償割当ては行われませんので、株主および投資家の皆様の権利、利益に直接的な影響が生じることはありません。

当該諸条件が満たされた本新株予約権無償割当てが実施された場合、当社取締役会が別途設定する割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき2株の割合で本新株予約権が割当てられますので、当該株主の皆様につきましては株式の希釈化は生じません。

本新株予約権の割当て後、当社は、敵対的性質が存する買付者以外の株主の皆様の本新株予約権を取得する手続きを取り、その旨該当する株主の皆様へ通知いたします。株主の皆様は、金銭等を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として当社普通株式を受領することになります。一方で、敵対的性質が存する買付者に割当てられた本新株予約権につきましては、当社はこれ取得しません。また、当該買付者が有する本新株予約権は行使することができません。以上の結果、当該買付者はその保有する当社株式について議決権割合が低下するのみならず、経済的に著しい損失を被ることになります。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

当連結会計年度におきましては、ベンダーの動向にとらわれない自由度の高いシステムや最先端の技術提供を目指し、オープンソースに対する組織的な取組みを強化いたしました。

なお、当連結会計年度における研究開発費の総額は、32,130千円となっております。

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、連結会計年度末日現在において当社グループが判断したものであります。

### (1) 会計上の見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき記載されております。この連結財務諸表の作成に当たりまして当社グループは、連結会計年度末における資産・負債の報告数値および偶発債務の開示ならびに報告期間における収入・費用の報告数値等会計上の見積りを必要とする事象およびその見積りに影響を与える要因を把握し、適切な仮定を設定し、これに係る適切な情報を収集し、適切な仮定および情報による見積り金額を計算し、継続して評価を行っております。

また、過去の実績や状況に応じ合理的と考えられる様々な要因に基づき、見積りおよび判断を行い、その結果は他の方法では判断しにくい資産・負債の簿価および収入・費用の報告数字についての判断の基礎としております。実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

なお、重要な会計方針のうち、見積りや仮定等により連結財務諸表に重要な影響を与えると考えている項目は、次のとおりであります。

#### 退職給付会計

退職給付債務及び年金資産は、年金数理計算に用いられる仮定に左右されます。仮定となる割引率、将来の給付水準、年金資産の期待運用収益率、退職率及び死亡率については、現在のデータ、年金資産に対する実際の長期収益率その他の要因に基づき設定しております。実際の結果がこれらの仮定と異なる場合、また仮定を変更する必要が生じた場合には、将来の退職給付費用及び退職給付債務は変動する可能性があります。

#### 繰延税金資産

繰延税金資産の回収可能性の判断に際して、将来の課税所得を合理的に見積もっておりますが、将来の課税所得は過去の実績等に基づいて見積もっているため、将来において当社グループを取り巻く環境に大きな変化があった場合や、税制改正によって法定実効税率が変化した場合等においては、繰延税金資産の回収可能性が変動する可能性があります。

### (2) 当連結会計年度の経営成績の分析

企業収益が厳しい状況で推移し、設備投資の抑制・先送りの傾向が続くなか、当社もその影響を強く受け、当連結会計年度の売上高は、9,354百万円（前期比78.5%）となり、前期を下回りました。

売上の減少への対応として、原価率を1.8%改善させ、また販売費及び一般管理費を前期比で11.1%削減するなどコストの見直しを進めてまいりましたが、売上減少の影響を補うには足りず、営業利益は1,148百万円（前期比70.6%）となりました。

また、営業外損益においても、投資有価証券評価損が57百万円発生したことに加え、持分法による投資損失を51百万円計上しており、経常利益は1,109百万円（前期比71.6%）と減益となりました。

### (3) 資金の財源および資金の流動性についての分析

キャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローにおいては、前期と比べ税金等調整前当期純利益が441百万円減少した影響などもあり、獲得した資金は1,146百万円と前期と比べ155百万円減少しております。しかし、営業活動によるキャッシュ・フローと投資活動によるキャッシュ・フローを合計したフリーキャッシュ・フローは引き続きプラスとなっており、将来の投資へ十分対応できる財政状態となっております。

なお、自己資本比率72.8%、流動比率315.7%、固定比率43.1%などの指標が示すように、引続き健全な財務体質を維持しております。

### (4) 経営成績に重要な影響を与える要因についての分析

当社グループは、事業戦略展開分野を流通業界向けシステムや、金融業界向けシステム等それに関連する分野に集中することにより他社と比べ優位なシステムノウハウを蓄積し、その分野で独自のソリューションとネットワークインフラを含むハード、ソフトのトータルサービスを提供しておりますが、既存の大手コンピュータ・メーカーや専門システムインテグレーターとの競合が厳しくなっております。

これに対し、法令改正など市場環境の変化や多様化する顧客のニーズを的確に捉え、独自開発した高品質のパッケージソフトとハイレベルなサービスを提供することで売上の拡大を図るとともに、高品質のソフトウェア開発を今後とも維持していくために、引き続きM&Aも視野に入れた開発体制の強化に取り組んでまいります。更に、クラウドコンピューティングなど最新の技術を取り入れ、顧客企業からのニーズが高い初期費用を抑えたASP版のソフトウェア開発、データセンターの拡張などにも力を入れてまいります。



### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資総額は、475百万円であり、その主なものは以下のとおりであります。

事業拡大のための保守用機器および開発用機器等の設備取得 93百万円  
市場販売目的のソフトウェア開発 279百万円

#### 2【主要な設備の状況】

##### (1) 提出会社

2010年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (人)
		建物	機械及び 装置	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	合計	
本社 (東京都千代田区)	販売・開発・保 守設備 統括業務設備	86,999	-	-	1,912	915,664	1,004,577	311
所沢事業所 (埼玉県所沢市)	在庫管理設備 研究開発設備	317,617	1,527	149,565 (767㎡)	-	89,993	558,702	18
中部事業所 (名古屋市中村区)	販売・開発・保 守設備	2,565	-	-	-	8,791	11,357	15
西日本事業所 (大阪市西区)	販売・開発・保 守設備	8,204	-	-	-	31,299	39,503	44
福岡営業所 (福岡市博多区)	販売・開発・保 守設備	1,009	-	-	-	59	1,069	5

(注) 帳簿価額のうち、「その他」の主なものは工具器具備品及びソフトウェアであります。

##### (2) 国内子会社

2010年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類 別セグメン トの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (人)
				建物	機械及び 装置	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	合計	
㈱スナッピー・ コミュニケー ションズ	本社 (東京都千代田 区)	-	販売・開発設 備	-	-	-	-	34,505	34,505	5
㈱グラス・ルー ツ	本社 (東京都港区)	-	販売・開発設 備	-	-	-	-	2,073	2,073	5

(注) 帳簿価額のうち、「その他」の主なものは工具器具備品及びソフトウェアであります。

##### (3) 在外子会社

在外子会社はありません。

#### 3【設備の新設、除却等の計画】

##### (1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

##### (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	110,000,000
計	110,000,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2010年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2010年6月18日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協 会名	内容
普通株式	29,430,000	29,430,000	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	29,430,000	29,430,000	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2010年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21ならびに会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、つぎのとおりであります。

《第二回発行分》 2004年6月25日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (2010年3月31日)	提出日の前月末現在 (2010年5月31日)
新株予約権の数(個)	886	884
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	443,000	442,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	351	同左
新株予約権の行使期間	自 2006年6月26日 至 2011年6月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 351 資 本組入額 176	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社の取締役、執行役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役の任期満了に伴う取締役の再任候補に選ばれない場合の退任、従業員の定年退職の場合、その他取締役会が認める正当な理由がある場合はこの限りではない。</li> <li>・新株予約権の質入その他の処分は認めない。</li> <li>・その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権付与(割当)契約」に定めるところによる。</li> </ul>	同左  同左  同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行(ただし、時価発行として行う公募増資並びに新株予約権および新株予約権証券の行使に伴う株式の発行を除く。)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

注) 2005年7月5日開催の取締役会決議により、2005年7月29日(金曜日)最終の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主の所有する普通株式を2005年9月20日付をもって1株を5株に分割いたしました。これにより第2回新株予約権の行使価額は1,751円から351円、資本組入額は876円から176円となっております。

《第六回発行分》 2009年6月19日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (2010年3月31日)	提出日の前月末現在 (2010年5月31日)
新株予約権の数(個)	14,925	14,875
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,492,500	1,487,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	413	同左
新株予約権の行使期間	自 2011年6月20日 至 2016年6月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	2011年6月20日～2012年6月19日権利行使分 発行価格 504 資本組入額 252 2012年6月20日～2013年6月19日権利行使分 発行価格 513 資本組入額 257 2013年6月20日～2014年6月19日権利行使分 発行価格 563 資本組入額 282 2014年6月20日～2015年6月19日権利行使分 発行価格 567 資本組入額 284 2015年6月20日～2016年6月19日権利行使分 発行価格 574 資本組入額 287	同左

	事業年度末現在 (2010年3月31日)	提出日の前月末現在 (2010年5月31日)
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の取締役、執行役員または従業員であることを要す。ただし、従業員の定年退職の場合、その他取締役会が認める正当な理由がある場合は、この限りでない。</li> <li>・新株予約権者は、権利行使期間の初日から1年を経過する日までの期間(以降、その翌日から1年経過する日までの各期間)において、割当を受けた新株予約権の5分の1を超えないように、新株予約権を行使することとする。</li> <li>・新株予約権者が死亡した場合、その相続人は一定の要件のもとに新株予約権を行使することができる。</li> <li>・新株予約権について、質権等の担保権の設定その他の処分は認めない。</li> <li>・その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。</li> </ul>	同左
		同左
		同左
		同左
		同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注)「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の発行価格は、公正な評価単価と行使時の払込金額の合計額を記載しております。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求。))に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換または行使の場合を除く。)、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端

数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

2010年2月1日以後に開始する事業年度に係る有価証券報告書から適用されるため、記載事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
2005年9月20日 (注1)	22,798.0	28,497.5	-	1,012,134	-	1,109,134
2006年4月1日～ 2007年3月31日 (注2.3)	932.5	29,430.0	112,535	1,124,669	112,055	1,221,189

(注) 1. 株式分割(1:5)によるものであります。

2. 2002年6月27日定時株主総会決議に基づくストック・オプションとしての

新株予約権の権利行使による新株発行 452.5千株

発行価格 124円

資本組入額 62円

3. 2004年6月25日定時株主総会決議に基づくストック・オプションとしての

新株予約権の権利行使による新株発行 480.0千株

発行価格 351円

資本組入額 176円

(6) 【所有者別状況】

2010年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)							計	単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	33	28	47	41	-	7,131	7,280	-
所有株式数 (単元)	-	62,450	2,853	34,097	1,849	-	193,032	294,281	1,900
所有株式数の割合(%)	-	21.22	0.97	11.59	0.63	-	65.59	100.00	-

(注) 自己株式2,301,300株(23,013単元)は、「個人その他」に含めて記載しております。

(7)【大株主の状況】

2010年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
アイティフォー社員持株会	東京都千代田区一番町21番地	1,561.5	5.31
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(中央三井アセット信託銀行再信託分・ブラザー工業株式会社退職給付信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	1,420.0	4.83
イオンクレジットサービス株式会社	東京都千代田区神田錦町1-1	1,350.0	4.59
村上 光弘	東京都三鷹市	835.0	2.84
須賀井 孝夫	埼玉県入間市	797.7	2.71
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内2-1-1 (東京都中央区晴海1-8-12)	650.0	2.21
株式会社横浜銀行 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	神奈川県横浜市西区みなとみらい3-1-1 (東京都中央区晴海1-8-12)	587.5	2.00
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	540.8	1.84
ブラザー工業株式会社	愛知県名古屋市長区瑞穂区苗代町15-1	430.0	1.46
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1-6-6 日本生命証券管理部内	400.0	1.36
計	-	8,572.5	29.13

(注) 1. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(中央三井アセット信託銀行再信託分・ブラザー工業株式会社退職給付信託口)の所有株式は、ブラザー工業株式会社が所有していた当社株式を中央三井アセット信託銀行株式会社に信託したものが、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に再信託されたもので、議決権はブラザー工業株式会社に留保されております。

2. 当社は、自己株式2,301,300株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。

## ( 8 ) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

2010年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 2,301,300	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 27,126,800	271,268	-
単元未満株式	普通株式 1,900	-	-
発行済株式総数	29,430,000	-	-
総株主の議決権	-	271,268	-

## 【自己株式等】

2010年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
(自己保有株式) (株)アイティフォー	東京都千代田区一番 町2 1 番地	2,301,300	-	2,301,300	7.82
計	-	2,301,300	-	2,301,300	7.82



(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法第280条ノ20および第280条ノ21ならびに会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。当該制度の内容は、以下の通りであります。

(《第2回発行分》2004年6月25日定時株主総会決議)

旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき、当社の取締役、執行役員および従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、2004年6月25日の定時株主総会において特別決議され、2005年2月8日の取締役会で決議されたものであります。(現状につきましては、(2)新株予約権等の状況をご参照ください。)

決議年月日	2004年6月25日
付与対象者の区分及び人数	取締役6名、執行役員7名および従業員194名 (注1)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	500,000株(5,000個)
新株予約権の行使時の払込金額	1,751円(注2)
新株予約権の行使期間	2006年6月26日から2011年6月25日まで
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社の取締役、執行役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役の任期満了に伴う取締役の再任候補に選ばれない場合の退任、従業員の定年退職の場合、その他取締役会が認める正当な理由がある場合はこの限りでない。</li> <li>・新株予約権の質入その他の処分は認めない。</li> <li>・その他の条件については、第45回定時株主総会および新株予約権発行に関する取締役会議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与(割当)契約書に定めるところによる。</li> </ul>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 2005年2月8日開催の取締役会決議に基づき、新株予約権を発行。

2. 新株予約権1個当たりの払込金額は、1,751円とする。

新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行(ただし、時価発行として行う公募増資並びに新株予約権および新株予約権証券の行使に伴う株式の発行を除く。)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(《第6回発行分》2009年6月19日定時株主総会決議)

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社の取締役、執行役員および従業員に対し、特に有利な条件をもってストック・オプションとして新株予約権を発行することについて、2009年6月19日の定時株主総会で特別決議され、2009年9月8日の取締役会で決議されたものであります。(現状につきましては、(2)新株予約権等の状況をご参照ください。)

決議年月日	2009年6月19日
付与対象者の区分及び人数	取締役5名、執行役員6名および従業員106名 (注1)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	1,500,000株(15,000個)
新株予約権の行使時の払込金額	413円(注2)
新株予約権の行使期間	2011年6月20日から2016年6月19日まで
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の取締役、執行役員または従業員であることを要す。ただし、従業員の定年退職の場合、その他取締役会が認める正当な理由がある場合は、この限りでない。</p> <p>新株予約権者は、権利行使期間の初日から1年を経過する日までの期間(以降、その翌日から1年を経過する日までの各期間)において、割当を受けた新株予約権の5分の1を超えないように、新株予約権を行使することとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その相続人は一定の要件のもとに新株予約権を行使することができる。</p> <p>新株予約権の譲渡、質権等の担保権の設定その他の処分は認めない。</p> <p>その他権利行使の条件については、当社第50回定時株主総会及び当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 2009年9月8日開催の取締役会決議に基づき、新株予約権を発行。

2. 新株予約権1個当たりの払込金額は、413円とする。

新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使時の払込金額(以下、行使価額という。)を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行(ただし、時価発行として行う公募増資並びに新株予約権および新株予約権証券の行使に伴う株式の発行を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(2010年6月18日定時株主総会決議)

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社の取締役、執行役員および従業員に対し、特に有利な条件をもってストック・オプションとして新株予約権を発行すること、ならびにかかる新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することについて、2010年6月18日の定時株主総会で特別決議されております。

なお、当社取締役会に委任された募集事項の決定は、本有価証券報告書提出日現在、未だ行われておりません。

発行する新株予約権の総数	16,000個（新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株）を上限とする。
新株予約権の行使期間	割当日後2年を経過した日から5年間とする。

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得および会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

### 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2009年2月10日)での決議状況 (取得期間 2009年2月12日～2009年6月23日)	600,000	300,000,000
当事業年度前における取得自己株式	399,700	148,474,400
当事業年度における取得自己株式	186,100	73,946,300
残存決議株式の総数及び価額の総額	14,200	77,579,300
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	2.4	25.9
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	2.4	25.9

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2009年7月7日)での決議状況 (取得期間 2009年7月8日～2009年7月8日)	380,000	149,720,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	261,900	103,188,600
残存決議株式の総数及び価額の総額	118,100	46,531,400
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	31.1	31.1
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	31.1	31.1

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2010年2月9日)での決議状況 (取得期間 2010年2月10日～2010年2月10日)	300,000	89,100,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	300,000	89,100,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	-
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	-
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	-	-

【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	-	-
当期間における取得自己株式	89	27,501

【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (ストック・オプションの権利行使によるもの)	407,000	142,857,000	-	-
保有自己株式数	2,301,300	-	2,301,389	-

### 3【配当政策】

当社は、剰余金の配当につきましては、期末配当1回を基本方針としております。なお、当社では、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会において剰余金の配当ができる旨を定款で定めております。

当社の配当政策は、2004年3月期より株主の皆様との一体感をより一層高めるため、配当性向に連動する方針としております。

2010年3月期につきましては、従来同様、株主の皆様への利益還元を重視し、公約どおりの配当性向30%で算出した数値の端数を切り上げた金額に、当社の上場10周年の記念配当として1株当たり3円を加算して、1株当たり10円00銭とさせていただきます。

基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
2010年4月30日取締役会決議	271,287	10.00

内部留保資金の用途につきましては、今後の事業展開への備えと商品開発費用等として投入してまいりたいと考えております。

また、当社は、毎年9月30日を基準日として、会社法第454条第5項の中間配当ができる旨、定款で定めております。

### 4【株価の推移】

#### (1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次 決算年月	第47期 2006年3月	第48期 2007年3月	第49期 2008年3月	第50期 2009年3月	第51期 2010年3月
最高(円)	3,500 1,930	1,530	631	450	429
最低(円)	1,760 500	540	301	201	289

(注) 1. 最高・最低株価は、2006年3月1日より東京証券取引所市場第一部におけるものであり、2005年4月8日より2006年2月28日までは東京証券取引所市場第二部、2005年4月1日より2005年4月7日まではジャスダック証券取引所の公表のものです。

2. 印は、株式分割権利落後の株価であります。

#### (2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2009年10月	11月	12月	2010年1月	2月	3月
最高(円)	340	335	338	328	309	349
最低(円)	298	295	308	303	289	302

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 会長		須賀井 孝夫	1943年2月 19日生	1973年7月 当社入社 1987年6月 当社取締役 1991年4月 当社常務取締役 1994年6月 当社専務取締役 1995年4月 当社代表取締役社長 2009年6月 当社代表取締役会長(現任)	(注)3	797.7
代表取締役 社長		東川 清	1950年11月 26日生	1973年7月 当社入社 1998年6月 当社取締役ソリューションシステム 事業部長 2003年6月 当社取締役常務執行役員ソリュー ションシステム事業部長 2005年6月 当社取締役専務執行役員営業本部長 2006年4月 当社取締役専務執行役員事業本部長 当社代表取締役副社長事業本部長 2008年7月 当社代表取締役社長事業本部長 2009年6月 当社代表取締役社長(現任) 2009年10月	(注)3	280.2
取締役 常務執行役員	事業本部長	大枝 博隆	1957年7月23 日生	1981年4月 当社入社 2004年6月 当社執行役員西日本事業所長 2005年4月 当社執行役員ソリューションシステ ム事業部長 2006年6月 当社取締役執行役員ソリューション システム事業部長 2007年6月 当社取締役常務執行役員ソリュー ションシステム事業部長 2009年10月 当社取締役常務執行役員事業本部長 (現任)	(注)3	125.9
取締役 執行役員	ネットワークソ リューション事 業部長	宮川 基	1949年9月 12日生	1983年3月 当社入社 1999年1月 当社テクニカルサポート事業部長 1999年9月 当社CTIシステム事業部長 2004年6月 当社取締役執行役員CTIシステム 事業部長 2005年6月 当社取締役常務執行役員ネットワー クソリューション事業部長 2007年6月 当社取締役執行役員ネットワー クソリューション事業部長(現任)	(注)3	162.6
取締役 執行役員	CTIシステム 事業部長	神谷 和美	1952年2月 4日生	1974年4月 当社入社 2003年6月 当社執行役員テクニカルサポート事 業部長 2004年6月 当社取締役執行役員テクニカルサ ポート事業部長 2009年6月 当社取締役執行役員CTIシステム 事業部長(現任)	(注)3	153.6

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 執行役員	管理本部長	中山 かつお	1965年5月 9日生	1991年10月 太田昭和監査法人(現新日本有限責任 監査法人)入社 1992年3月 公認会計士登録 2000年12月 監査法人太田昭和センチュリー(現新 日本有限責任監査法人)退社 中山公認会計士事務所開設(現任) 2001年1月 当社非常勤監査役 株式会社フラクタリスト非常勤監査役 2003年6月 (現任) 2005年6月 株式会社総合臨床薬理研究所(現株式 会社総合臨床ホールディングス)常勤 監査役 2006年11月 日本コンピュータ・ダイナミクス株式 会社非常勤監査役(現任) 2007年6月 株式会社ネットエイジグループ(現 ngi group株式会社)非常勤取締役 2007年6月 (現任) あすなる監査法人代表社員(現任) 株式会社総合臨床ホールディングス非 常勤取締役(現任) 2007年8月 当社取締役執行役員管理本部長(現 任) 2008年10月 2010年6月	(注)3	14.1
常勤監査役		前澤 俊一	1939年12月 11日生	1973年7月 当社入社 1982年6月 当社取締役 1990年6月 当社常務取締役 1994年6月 当社常勤監査役(現任)	2007年6月の 定時株主総会 から4年間	323.5
常勤監査役		野津 省三	1943年8月 28日生	1973年7月 当社入社 1996年6月 当社取締役 2003年6月 当社常勤監査役 2009年6月 当社執行役員管理本部長 2010年6月 当社常勤監査役(現任)	2010年6月の 定時株主総会 から4年間	149.5
監査役		佐藤 誠	1964年7月 4日生	1987年4月 安田信託銀行株式会社(現みずほ信託 銀行株式会社)入社 1994年9月 同行退社 1996年1月 経営コンサルタント業開業 2000年10月 監査法人太田昭和センチュリー(現新 日本有限責任監査法人)入社 2005年4月 公認会計士登録 2005年4月 佐藤誠公認会計士事務所開設(現任) 税理士登録 2006年2月 佐藤誠税理士事務所開設(現任) 2006年2月 新日本監査法人(現新日本有限責任監 査法人)退社 あすなる監査法人代表社員(現任) 2007年8月 当社非常勤監査役(現任) 2010年6月	2010年6月定 時株主総会か ら4年間	-



役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役		小泉 大輔	1970年9月 5日生	1995年10月 朝日監査法人(現あずさ監査法人)入 社 1999年4月 公認会計士登録 2001年12月 同社退社 2002年1月 新日本監査法人(現新日本有限責任監 査法人)入社 2003年1月 株式会社KIAプロフェッショナル(現 株式会社オーナーズブレイン)取締役 2003年6月 新日本監査法人(現新日本有限責任監 査法人)退社 2003年7月 株式会社KIAプロフェッショナル(現 株式会社オーナーズブレイン)代表取 締役(現任) 2004年9月 税理士登録 2005年6月 株式会社アルシーコア非常勤監査役 (現任) 2009年10月 株式会社地域新聞社非常勤監査役(現 任) 2010年6月 当社非常勤監査役(現任)	2010年6月定 時株主総会か ら4年間	-
計						2,007.1

- (注) 1. 監査役佐藤誠、小泉大輔は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 当社では経営環境の変化に迅速に対応するため執行役員制度を導入しております。執行役員は11名(内、取  
締役の兼務者が4名)であります。
3. 取締役の任期は、2010年6月の定時株主総会から1年間であります。

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### 企業統治の体制

##### ア．企業統治の体制の概要

経営の意思決定・監督機関である取締役会は、全員社内取締役であり、代表取締役2名、取締役3名の計5名で構成されております。

取締役会は、月1回の定例取締役会のほか随時必要に応じ開催し機動的かつ迅速な意思決定を行っております。当事業年度におきましては、定例取締役会を18回、臨時取締役会を2回開催いたしました。

また、執行役員制度を導入しており、取締役3名が執行役員を兼任しております。

代表取締役および執行役員で構成される業務執行委員会は、原則月2回の定例業務執行委員会のほか随時必要に応じて開催し、業務の執行方針に関する事項の審議決定を行っております。当事業年度におきましては、定例業務執行委員会を22回開催いたしました。

監査役会は、監査役3名で構成されており、うち2名は社外監査役であります。

当事業年度におきましては、監査役会を臨時を含め13回開催いたしました。

なお、社外監査役と当社との取引等利害関係はありません。

##### イ．企業統治の体制を採用する理由

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、社内におけるコンプライアンスの徹底やディスクロージャーの強化等公正かつ透明性の高い経営を実施することを重要な課題と位置づけており、取締役会と監査役・監査役会により取締役の業務執行の監督および監査を行うため、監査役制度を採用しております。また、取締役の責任の明確化を図るとともに機動的な体制構築を可能とするため、取締役の任期を1年としております。

また、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、経営環境の変化に迅速に対応するため、執行役員制度を導入しております。

##### ウ．内部統制システムの整備の状況

当社は、内部統制システムを充実させるため、「コンプライアンス・リスク管理委員会」のもと、「セキュリティ推進委員会」、「オフィス効率化・環境整備推進委員会」、「品質・安全管理推進委員会」の各推進委員会が、それぞれ専門的な立場から、情報セキュリティ面、環境面、労働衛生面、製品の安全および品質面等で水準の維持・向上に取り組んでおります。なお、当社では、取締役会において以下のとおり「内部統制システムの構築に関する基本方針」を決議しております。

##### a．取締役の職務の執行に係わる情報の保存および管理に関する体制

- ・当社は、職務執行上必要な文書、その他重要情報に関しては、文書管理に関する規程に基づき、適切に保存および管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
- ・社内の重要情報や顧客情報に関しては、情報管理に関する規程に基づき保存および管理を行う。
- ・業務執行上必要な個人情報に関しては、個人情報保護規程に基づき情報の取扱を行う。

##### b．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社は、リスク管理全体を統括する組織として、「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設け、有事においては社長を本部長とする「緊急対策本部」が統括して危機管理にあたることとする。
- ・平時においては、情報セキュリティ面、環境面、労働衛生面、製品安全面、品質面等で有するリスクを分析し、リスク管理に関する規程に基づき、そのリスクの軽減に取り組む。
- ・「コンプライアンス・リスク管理委員会」の下部組織として、「セキュリティ推進委員会」、「オフィス効率化・環境整備推進委員会」、「品質・安全管理推進委員会」を設け、各推進委員会が専門的な立場から、業務運営上のリスクを分析し、「コンプライアンス・リスク管理委員会」に報告するとともに、社内での研修等を随時実施しリスク管理の浸透を図る。

- c. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 当社は、取締役会を毎月適宜開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
  - ・ 取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、全取締役および全執行役員が出席する業務執行委員会を毎月適宜開催し、業務執行に関する基本的事項および重要事項に係わる意思決定を機動的に行う。
  - ・ 業務の運営においては、各年度予算を立案し全社的な目標を設定し、各部門においては、職務分掌および職務権限に関する規程に基づき、その目標達成に向け具体策を立案、実行する。
- d. 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ・ 当社は、当社企業グループ各社にコンプライアンス担当者を置くとともに、「コンプライアンス・リスク管理委員会」がグループ全体のコンプライアンスを統括・推進する体制とする。
  - ・ グループ企業の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と協議を行う。
  - ・ 監査役は、当社企業グループの連結経営に対応したグループ全体の監視・監査を、実効的かつ適正に行えるよう会計監査人との緊密な体制を構築する。
- e. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制
- 監査役が必要とした場合は、監査役の職務を補助する使用人を置くものとし、その人事については、監査役の意見を尊重した上で行う。
- f. 補助使用人の取締役からの独立性
- 補助使用人は、監査の補助業務を遂行するにあたり、取締役からの指揮命令を受けないものとする。
- g. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制
- 取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告する。
- h. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役は、会計監査人、内部監査部門、顧問弁護士、グループ各社の監査役と情報交換に努め、連携して当社及びグループ各社の監査の実効性を確保するものとする。

< 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方 >

当社は、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当な要求にも妥協せず毅然とした態度で対処いたします。

< 反社会的勢力排除に向けた整備状況 >

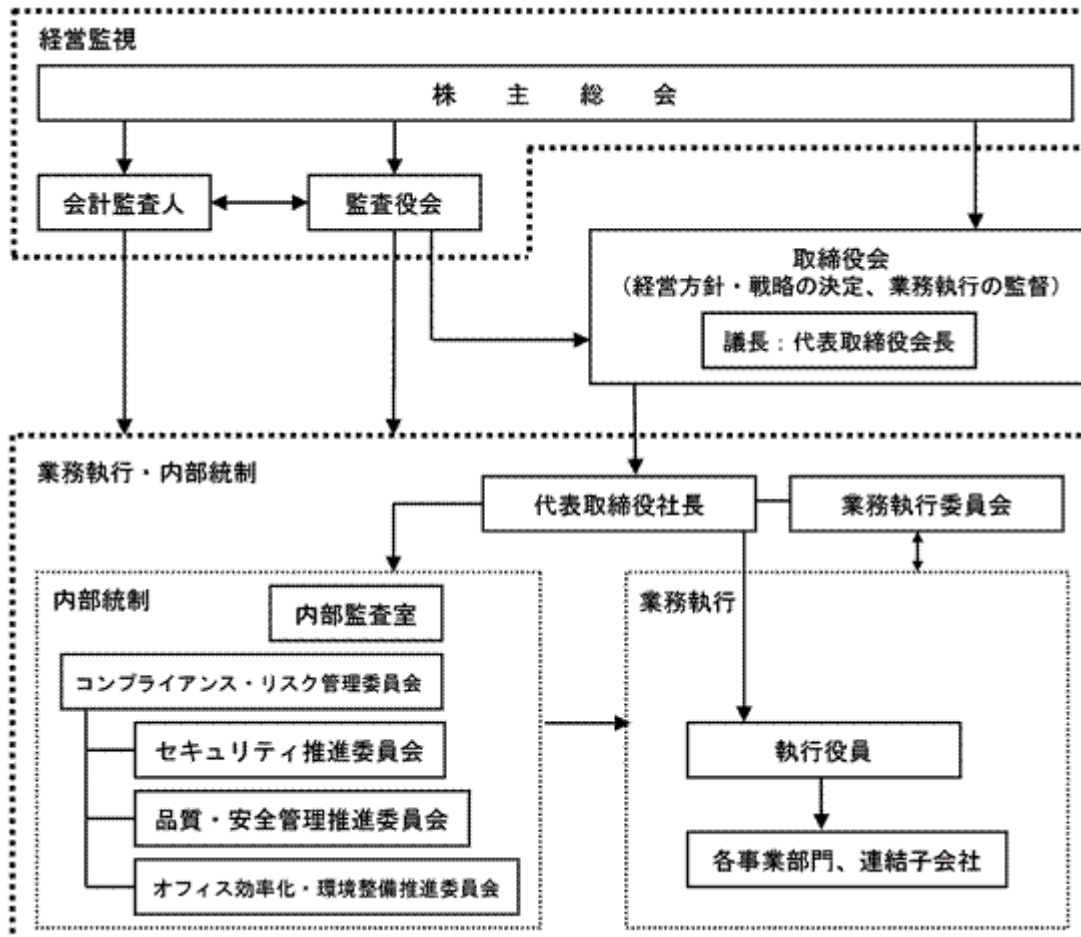
当社は、企業行動規範において、社会秩序や安全に脅威を与える反社会的な勢力とは一切の関係を持たず、不当な要求にも妥協せず、毅然とした態度で対処する旨を定めております。また、コンプライアンス規程を制定し、役員及び従業員は法令を誠実に遵守することはもとより、企業倫理を十分に認識し、社会人としての良識と責任をもって業務の遂行に努めることを徹底しております。

## エ．リスク管理体制の整備の状況

リスク管理全体を統括する組織として「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置しており、リスクの分析とその軽減に取り組んでおります。また、災害等が発生した場合には、迅速かつ適切に対応するため、社長を本部長とする緊急対策本部が統括して危機管理にあたることとしております。

「コンプライアンス・リスク管理委員会」の下部組織として「セキュリティ推進委員会」、「品質・安全管理推進委員会」、「オフィス効率化・環境整備推進委員会」を設置しております。なお、「セキュリティ推進委員会」は重要情報、顧客情報等のリスク管理および情報漏洩対策全般を統括しております。

## 会社の機関・内部統制の関係を示す図表



## オ．社外取締役および社外監査役との責任限定契約

当社は、2006年6月23日開催の第47回定時株主総会で定款を変更し、社外取締役および社外監査役の責任限定契約に関する規程を設けております。

当該定款に基づき当社が社外監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

- a. 当社は、社外監査役としての職務遂行に際して、会社法第423条第1項に該当し、会社に損害を生じさせた場合、同条項に基づいて社外監査役に対し損害の賠償を請求できる。
- b. 2006年6月23日以後の社外監査役としての職務遂行によって前項の事態が生じた場合、当該社外監査役がその職務を行うにつき善意でかつ重過失がないときは、当社に対する損害賠償責任の限度は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。

## 内部監査及び監査役監査の状況

監査役は監査役会が定めた監査の方針に従い、「業務監査」「会計監査」「決算監査」の職務分担を決め、執行役員及び各事業部、部門の業務の試査を行うとともに、取締役会や業務執行委員会等の重要な会議に出席し積極的な発言により、取締役の業務遂行の監査を実施しております。監査役会は、毎月1回開催し、監査役間での情報交換を緊密にし、経営監視機能の充実を図っております。また、会計監査人から年次監査計画概要書を受領するとともに監査結果の講評時には情報交換・意見交換を行っております。

また、社長直轄の内部監査室(2名)が内部監査を担当しております。当社の内部監査は、社内諸規程、マニュアル等の遵守状況および事務処理の正確性を監査することにより、内部統制の確立を目標としております。監査対象業務別に諸規程、マニュアル等の「業務処理の監査チェックリスト」を整備作成し監査の効率化を図っております。また、通常の内監査とあわせ、内部統制の整備・運用状況の監査も担当しております。

内部監査室は内部監査計画立案時において常勤監査役との間で意見交換を行うとともに、内部監査結果につきましても、報告しております。また、監査法人との間で情報の共有と意見交換を行うほか、会計監査後に行われる監査結果の講評の場に出席し、以後の内部監査活動の参考にしております。

なお、監査役中山かつお氏および監査役今泉敏榮氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に対する相当程度の知見を有しております。

#### 社外取締役および社外監査役

社外取締役はならず、社外監査役は2名です。

社外監査役2名は、当社と人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係を有しておりません。

社外監査役は監査役会が定めた監査の方針に従い、職務を分担し、執行役員及び各事業部、部門の業務の試査を行うとともに、取締役会や業務執行委員会等の重要な会議に出席し、主に公認会計士としての専門的な立場から積極的に発言し、取締役の業務執行の監査を実施しております。また、監査役会等において、監査役間での情報交換を緊密にし、経営監査機能の充実を図っております。会計監査人から年次監査計画概要書を受領するとともに監査結果の講評時には情報交換・意見交換を行っております。さらに、必要に応じ内部監査室その他の各部門からの報告を受けております。

当社は、執行役員制度を導入することにより、経営の意思決定・監督機能を持つ取締役会と業務執行を分離し、執行役員による業務執行を監督する機能を持つ取締役会に対しては、監査役3名中2名を社外監査役とすることで経営への監視機能を強化しております。社外監査役2名による監査が行われることにより、外部からの経営監視機能が機能する体制が整っているため、社外取締役を選任しておりません。

#### 役員報酬等

##### イ．役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役	184,540	179,292	5,248	-	-	6
監査役 (社外監査役を除く。)	16,551	16,551	-	-	-	2
社外役員	5,832	5,832	-	-	-	2

なお、上記のほか退任した取締役および監査役に対し、2008年6月20日開催の第49回定時株主総会において承認されている役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給議案に基づき、取締役に対しては取締役会、また監査役に対しては監査役の協議において決定した退職慰労金(38,621千円)を支給しております。

##### ロ．使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

##### ハ．役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社は、短期および中長期的な企業価値の向上を図ることを経営目標としております。役員報酬の体系および水準を決定するにあたっては、その目標達成のためのインセンティブとして有効に機能させることを基本方針としております。

報酬の体系は、各役員の役割、責任および業績を勘案して決定される「定額報酬」および毎事業年度の業績結果を反映した「業績連動報酬」で構成しております。

## 株式の保有状況

イ．投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

16銘柄 647,365千円

ロ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
(株)横浜銀行	462,087	211,635	取引関係強化
オリックス(株)	7,060	58,527	取引関係強化
イオンクレジットサービス (株)	49,380	54,811	取引関係強化
(株)ほくほくフィナンシャル グループ	173,793	35,627	取引関係強化
(株)インフォメーションクリ エーティブ	50,000	25,200	取引関係強化
ダイコク電機(株)	10,000	16,460	取引関係強化
カンダホールディングス(株)	43,000	15,480	取引関係強化
(株)ふくおかフィナンシャル グループ	17,200	6,828	取引関係強化
(株)宮崎太陽銀行	20,000	4,480	取引関係強化
因幡電機産業(株)	2,000	4,334	取引関係強化

ハ．保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額

	前事業年度 (千円)	当事業年度(千円)			
	貸借対照表計 上額の合計額	貸借対照表計 上額の合計額	受取配当金 の合計額	売却損益 の合計額	評価損益 の合計額
非上場株式	-	-	-	-	(注)
上記以外の株式	-	-	-	-	-

(注) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「評価損益の合計額」は記載しておりません。

## 取締役の定数

当社の取締役は20名以内とする旨定款に定めております。

## 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨および当該事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によっては定めない旨を定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、当社の利益状況に適した配当の水準及び時期を機動的に決定し、当社経営の成果を適切に株主の皆様に還元することを目的とするものであります。

#### 中間配当の決定機関

当社は、株主の皆様への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の定めにより、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

#### 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

#### 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

#### 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

#### 会計監査の内容

当社は、会社法に基づく会計監査人および金融商品取引法に基づく会計監査に新日本有限責任監査法人を選任しておりますが、同監査法人および当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別の利害関係はありません。

- ・業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名及び継続監査年数

公認会計士の氏名等		所属する監査法人名	継続監査年数
指定有限責任社員	岩瀬 佐千世	新日本有限責任監査法人	-
業務執行社員	石川 純夫		-

(注) 継続監査年数については、7年以内であるため記載を省略しております。

- ・監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 8名、その他 6名

#### (2) 【監査報酬の内容等】

##### 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(円)	非監査業務に基づく報酬(円)	監査証明業務に基づく報酬(円)	非監査業務に基づく報酬(円)
提出会社	23,000,000	-	23,000,000	-
連結子会社	-	-	-	-
計	23,000,000	-	23,000,000	-

##### 【その他重要な報酬の内容】

該当する事項はありません。

##### 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当する事項はありません。

##### 【監査報酬の決定方針】

該当する事項はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度（2008年4月1日から2009年3月31日まで）は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度（2009年4月1日から2010年3月31日まで）は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（2008年4月1日から2009年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（2009年4月1日から2010年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（2008年4月1日から2009年3月31日まで）の連結財務諸表及び前事業年度（2008年4月1日から2009年3月31日まで）の財務諸表並びに当連結会計年度（2009年4月1日から2010年3月31日まで）の連結財務諸表及び当事業年度（2009年4月1日から2010年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

### 3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、適正な連結財務諸表等の作成ができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、研修に参加しております。



1【連結財務諸表等】  
(1)【連結財務諸表】  
【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2009年3月31日)	当連結会計年度 (2010年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,908,004	1,957,010
受取手形及び売掛金	2,962,936	1,986,900
有価証券	2,944,878	2,848,116
たな卸資産	<sup>1</sup> 374,713	<sup>1</sup> 227,396
繰延税金資産	300,586	248,254
その他	166,067	125,610
貸倒引当金	405	299
流動資産合計	8,656,781	7,392,990
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	1,012,182	1,020,303
減価償却累計額	573,210	603,906
建物及び構築物(純額)	438,972	416,397
機械装置及び運搬具	23,103	21,827
減価償却累計額	20,047	19,479
機械装置及び運搬具(純額)	3,055	2,347
土地	149,565	149,565
リース資産	3,278	3,278
減価償却累計額	273	1,365
リース資産(純額)	3,004	1,912
建設仮勘定	548	6,289
その他	1,499,361	1,428,449
減価償却累計額	1,210,171	1,185,353
その他(純額)	289,189	243,095
有形固定資産合計	884,336	819,607
無形固定資産		
ソフトウェア	-	614,037
その他	-	216,653
無形固定資産合計	697,216	830,691
投資その他の資産		
投資有価証券	<sup>2</sup> 891,744	<sup>2</sup> 1,066,175
繰延税金資産	288,234	184,438
その他	391,845	476,896
貸倒引当金	285	285
投資その他の資産合計	1,571,538	1,727,225
固定資産合計	3,153,090	3,377,523
資産合計	11,809,871	10,770,513

	前連結会計年度 (2009年3月31日)	当連結会計年度 (2010年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	1,819,090	958,437
リース債務	1,018	1,064
未払法人税等	575,214	341,976
賞与引当金	416,700	382,000
前受金	418,198	380,439
繰延税金負債	28	1
その他	382,820	277,831
流動負債合計	3,613,071	2,341,751
固定負債		
リース債務	2,164	1,005
退職給付引当金	277,301	293,418
役員退職慰労引当金	12,050	13,863
長期未払金	290,005	251,384
固定負債合計	581,520	559,671
負債合計	4,194,591	2,901,422
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,124,669	1,124,669
資本剰余金	1,221,189	1,221,189
利益剰余金	6,189,955	6,468,384
自己株式	800,186	900,670
株主資本合計	7,735,626	7,913,571
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	138,830	77,892
繰延ヘッジ損益	1,702	659
評価・換算差額等合計	137,127	77,232
新株予約権	-	19,581
少数株主持分	16,780	13,169
純資産合計	7,615,279	7,869,090
負債純資産合計	11,809,871	10,770,513

## 【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2009年 4月 1日 至 2010年 3月 31日)
売上高	11,910,624	9,354,270
売上原価	3 7,442,578	3 5,680,497
売上総利益	4,468,045	3,673,773
販売費及び一般管理費	1. 2 2,840,885	1. 2 2,524,955
営業利益	1,627,159	1,148,817
営業外収益		
受取利息	26,409	12,524
受取配当金	10,416	10,731
負ののれん償却額	11	-
持分法による投資利益	1,203	-
契約中途解除益	-	16,999
和解清算益	-	32,044
その他	13,306	16,716
営業外収益合計	51,347	89,016
営業外費用		
支払利息	63	117
支払手数料	10,418	8,145
投資有価証券評価損	22,941	57,923
固定資産除却損	7,904	6,572
契約中途解除損	64,026	-
持分法による投資損失	-	51,875
その他	22,246	3,514
営業外費用合計	127,601	128,149
経常利益	1,550,905	1,109,684
税金等調整前当期純利益	1,550,905	1,109,684
法人税、住民税及び事業税	684,031	403,752
法人税等調整額	27,777	133,522
法人税等合計	656,253	537,275
少数株主損失( )	7,928	3,610
当期純利益	902,579	576,019

## 【連結株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2009年 4月 1日 至 2010年 3月 31日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
前期末残高	1,124,669	1,124,669
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,124,669	1,124,669
<b>資本剰余金</b>		
前期末残高	1,221,189	1,221,189
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,221,189	1,221,189
<b>利益剰余金</b>		
前期末残高	5,723,318	6,189,955
当期変動額		
剰余金の配当	264,194	274,697
当期純利益	902,579	576,019
自己株式の処分	171,747	22,893
当期変動額合計	466,637	278,429
当期末残高	6,189,955	6,468,384
<b>自己株式</b>		
前期末残高	708,957	800,186
当期変動額		
自己株式の取得	467,888	266,234
自己株式の処分	376,658	165,750
当期変動額合計	91,229	100,484
当期末残高	800,186	900,670
<b>株主資本合計</b>		
前期末残高	7,360,219	7,735,626
当期変動額		
剰余金の配当	264,194	274,697
当期純利益	902,579	576,019
自己株式の取得	467,888	266,234
自己株式の処分	204,911	142,857
当期変動額合計	375,407	177,945
当期末残高	7,735,626	7,913,571

	前連結会計年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2009年 4月 1日 至 2010年 3月 31日)
<b>評価・換算差額等</b>		
<b>その他有価証券評価差額金</b>		
前期末残高	33,842	138,830
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	172,673	60,938
当期変動額合計	172,673	60,938
当期末残高	138,830	77,892
<b>繰延ヘッジ損益</b>		
前期末残高	4,162	1,702
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	5,864	1,043
当期変動額合計	5,864	1,043
当期末残高	1,702	659
<b>評価・換算差額等合計</b>		
前期末残高	29,680	137,127
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	166,808	59,895
当期変動額合計	166,808	59,895
当期末残高	137,127	77,232
<b>新株予約権</b>		
前期末残高	-	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	19,581
当期変動額合計	-	19,581
当期末残高	-	19,581
<b>少数株主持分</b>		
前期末残高	14,720	16,780
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,060	3,610
当期変動額合計	2,060	3,610
当期末残高	16,780	13,169

	前連結会計年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月31日)	当連結会計年度 (自 2009年 4月 1日 至 2010年 3月31日)
<b>純資産合計</b>		
前期末残高	7,404,620	7,615,279
<b>当期変動額</b>		
剰余金の配当	264,194	274,697
<b>当期純利益</b>	<b>902,579</b>	<b>576,019</b>
自己株式の取得	467,888	266,234
自己株式の処分	204,911	142,857
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	164,748	75,866
<b>当期変動額合計</b>	<b>210,659</b>	<b>253,811</b>
当期末残高	7,615,279	7,869,090

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2009年 4月 1日 至 2010年 3月 31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	1,550,905	1,109,684
減価償却費	314,775	401,634
負ののれん償却額	11	-
株式報酬費用	-	19,581
賞与引当金の増減額（ は減少）	20,550	34,700
退職給付引当金の増減額（ は減少）	22,875	16,117
役員退職慰労引当金の増減額（ は減少）	266,940	1,813
長期未払金の増減額（ は減少）	290,005	38,621
貸倒引当金の増減額（ は減少）	432	105
受取利息及び受取配当金	36,825	23,255
支払利息	63	117
持分法による投資損益（ は益）	1,203	51,875
投資有価証券評価損益（ は益）	22,941	57,923
固定資産除却損	7,904	6,572
契約中途解除損益（ は益）	64,026	16,999
会員権評価損	8,402	-
売上債権の増減額（ は増加）	422,767	975,826
たな卸資産の増減額（ は増加）	444,919	147,316
仕入債務の増減額（ は減少）	185,278	854,704
その他	8,736	87,248
小計	1,826,037	1,732,829
利息及び配当金の受取額	36,141	23,480
利息の支払額	63	117
持分法適用会社からの配当金の受取額	5,500	-
和解金収入	-	25,000
法人税等の支払額	564,763	634,297
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,302,851	1,146,894

	前連結会計年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2009年 4月 1日 至 2010年 3月 31日)
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	500,000	550,000
定期預金の払戻による収入	-	500,000
有価証券の取得による支出	2,394,192	1,098,984
有価証券の売却による収入	3,492,287	998,254
有形固定資産の取得による支出	222,960	78,900
無形固定資産の取得による支出	500,442	430,041
投資有価証券の取得による支出	103,079	200,000
会員権の取得による支出	-	17,776
会員権の売却による収入	-	17,000
保険積立金の積立による支出	468	-
保険積立金の払戻による収入	17,200	-
敷金及び保証金の差入による支出	11,008	-
その他	269	14,945
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>222,934</b>	<b>845,503</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
少数株主からの払込みによる収入	10,000	-
自己株式の取得による支出	467,888	266,234
自己株式の処分による収入	204,911	142,857
配当金の支払額	262,805	275,205
リース債務の返済による支出	270	1,113
その他	1,984	-
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>518,037</b>	<b>399,696</b>
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	561,879	98,305
現金及び現金同等物の期首残高	3,491,756	4,053,635
現金及び現金同等物の期末残高	4,053,635	3,955,329



【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

項目	前連結会計年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2009年 4月 1日 至 2010年 3月 31日)
1. 連結の範囲に関する事項	連結子会社の数 2社 連結子会社の名称 株式会社スナッピー・コミュニケーションズ 株式会社グラス・ルーツ	連結子会社の数 2社 連結子会社の名称 同左
2. 持分法の適用に関する事項	持分法を適用した関連会社の数 2社 関連会社の名称 株式会社シンク 株式会社アイセル 当期より、株式会社アイセルは、新たに株式を取得したため、持分法の適用範囲に含めております。 持分法を適用しない関連会社の数 2社 持分法を適用しない関連会社(株式会社シー・エス・デー、株式会社ニュースペース)は、当期純利益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外いたしました。	持分法を適用した関連会社の数 2社 関連会社の名称 株式会社シンク 株式会社アイセル 持分法を適用しない関連会社の数 2社 持分法を適用しない関連会社(株式会社シー・エス・デー、株式会社ニュースペース)は、当期純利益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外いたしました。
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項	すべての連結子会社の決算期の末日は、連結決算日と一致しております。	同左

項目	前連結会計年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2009年 4月 1日 至 2010年 3月 31日)
<p>4. 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準および評価方法</p>	<p>有価証券</p> <p>満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)によっております。</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>デリバティブ 時価法によっております。</p> <p>たな卸資産 商品・貯蔵品 総平均法に基づく原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。</p> <p>仕掛品 個別法に基づく原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。</p> <p>(会計方針の変更) 当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分)を適用しております。</p> <p>これにより、営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益は、それぞれ32,531千円減少しております。</p>	<p>有価証券</p> <p>満期保有目的の債券 同左</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>デリバティブ 同左</p> <p>たな卸資産 商品・貯蔵品 同左</p> <p>仕掛品 同左</p>

項目	前連結会計年度 (自 2008年4月1日 至 2009年3月31日)	当連結会計年度 (自 2009年4月1日 至 2010年3月31日)
(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法	<p>有形固定資産(リース資産を除く) 定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については定額法)によっております。</p> <p>なお、取得価額の10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間の均等償却をしています。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物 3年～50年 工具器具備品 2年～15年</p> <p>無形固定資産 市場販売目的のソフトウェア 見込販売期間(3年間)における見込販売数量に基づく償却額と販売可能な残存有効期間に基づく均等配分を比較し、いずれか大きい金額を計上しております。</p> <p>自社利用目的のソフトウェア 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p> <p>その他 定額法によっております。</p> <p>なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間の均等償却をしております。</p> <p>リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>有形固定資産(リース資産を除く) 同左</p> <p>無形固定資産 市場販売目的のソフトウェア 同左</p> <p>自社利用目的のソフトウェア 同左</p> <p>その他 同左</p> <p>リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 同左</p>

項目	前連結会計年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月31日)	当連結会計年度 (自 2009年 4月 1日 至 2010年 3月31日)
(3) 重要な引当金の計上基準	<p>貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒れ実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。</p> <p>賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額基準に基づき計上しております。</p> <p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。</p> <p>役員退職慰労引当金 連結子会社の一部は役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づき当連結会計年度末要支給額を計上しております。</p> <p>（追加情報） 当社においては、役員の報酬制度改正の一環として、2008年 6月20日開催の第49回定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止いたしました。これに伴い当該制度廃止日までの期間に対応する役員退職慰労金相当額290,005千円を固定負債「長期未払金」に含めて計上しております。</p>	<p>貸倒引当金 同左</p> <p>賞与引当金 同左</p> <p>退職給付引当金 同左</p> <p>（会計方針の変更） 当連結会計年度より、「「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）」（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）を適用しております。</p> <p>なお、これによる営業利益、経常利益および税引前当期純利益並びに未認識数理計算上の差異の未償却残高に与える影響はありません。</p> <p>役員退職慰労引当金 連結子会社の一部は役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づき当連結会計年度末要支給額を計上しております。</p>

項目	前連結会計年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月31日)	当連結会計年度 (自 2009年 4月 1日 至 2010年 3月31日)
<p>(4) 重要な収益および費用の計上基準</p> <p>(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準</p> <p>(6) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項</p>	<p>外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、為替予約等の振当処理の対象となっている外貨建金銭債権債務については、当該為替予約等の円貨額に換算しております。</p> <p>ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理を採用しております。</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 為替予約 ヘッジ対象 外貨建買掛金、外貨建未払金および外貨建予定取引</p> <p>ヘッジ方針 当社の内規である「為替リスク管理規程」に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して有効性の判定を行っております。</p> <p>消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。</p>	<p>ソフトウェアの請負開発契約に係る収益の認識基準</p> <p>イ 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるもの 工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）</p> <p>ロ その他のもの 工事完成基準（検収基準） 同左</p> <p>ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 同左 ヘッジ対象 同左</p> <p>ヘッジ方針 同左</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法 同左</p> <p>消費税等の会計処理 同左</p>
<p>5. 連結子会社の資産および負債の評価に関する事項</p>	<p>連結子会社の資産および負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。</p>	<p>同左</p>
<p>6. のれんおよび負ののれんの償却に関する事項</p>	<p>のれんおよび負ののれんは、発生年度より、その効果の及ぶ年数を実質的判断により見積り、その見積年数の定額法により償却しております。</p>	
<p>7. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲</p>	<p>連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	<p>同左</p>

## 【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前連結会計年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月31日)	当連結会計年度 (自 2009年 4月 1日 至 2010年 3月31日)
<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)平成19年3月30日改正))および「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。これによる影響は軽微であります。</p>	<p>(完成工事高および完成工事原価の計上基準の変更)</p> <p>システム開発の請負に係る収益の計上基準については、従来、工事完成基準(検収基準)を適用しておりましたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号平成19年12月27日)および「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号平成19年12月27日)を当連結会計年度より適用し、当連結会計年度に着手した請負契約から、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる請負については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の請負については工事完成基準(検収基準)を適用しております。</p> <p>これによる、当連結会計年度の売上高、営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。</p>

## 【表示方法の変更】

前連結会計年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月31日)	当連結会計年度 (自 2009年 4月 1日 至 2010年 3月31日)
	<p>(連結貸借対照表)</p> <p>前連結会計年度において、固定資産の「無形固定資産」に含めて表示しておりました「ソフトウェア」および「その他」は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度から区分掲記しております。</p> <p>なお、前連結会計年度末の「ソフトウェア」は382,076千円であり、「その他」は315,139千円であります。</p>

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (2009年3月31日)	当連結会計年度 (2010年3月31日)																														
<p>1. たな卸資産の内訳</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>商品</td> <td style="text-align: right;">113,717千円</td> </tr> <tr> <td>仕掛品</td> <td style="text-align: right;">242,824千円</td> </tr> <tr> <td>貯蔵品</td> <td style="text-align: right;">18,171千円</td> </tr> </table> <p>2. 非連結子会社および関連会社に対するものは次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>投資有価証券(株式)</td> <td style="text-align: right;">474,823千円</td> </tr> </table> <p>3. コミットメントライン(特定融資枠契約)</p> <p>運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行7行とコミットメントライン(特定融資枠契約)を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>コミットメントラインの総額</td> <td style="text-align: right;">2,000,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">-千円</td> </tr> <tr> <td>差額</td> <td style="text-align: right;">2,000,000千円</td> </tr> </table> <p>4. 偶発債務</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>売掛債権売却残高</td> <td style="text-align: right;">76,329千円</td> </tr> </table>	商品	113,717千円	仕掛品	242,824千円	貯蔵品	18,171千円	投資有価証券(株式)	474,823千円	コミットメントラインの総額	2,000,000千円	借入実行残高	-千円	差額	2,000,000千円	売掛債権売却残高	76,329千円	<p>1. たな卸資産の内訳</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>商品</td> <td style="text-align: right;">58,695千円</td> </tr> <tr> <td>仕掛品</td> <td style="text-align: right;">150,684千円</td> </tr> <tr> <td>貯蔵品</td> <td style="text-align: right;">18,017千円</td> </tr> </table> <p>2. 非連結子会社および関連会社に対するものは次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>投資有価証券(株式)</td> <td style="text-align: right;">418,810千円</td> </tr> </table> <p>3. コミットメントライン(特定融資枠契約)</p> <p>運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行7行とコミットメントライン(特定融資枠契約)を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>コミットメントラインの総額</td> <td style="text-align: right;">2,000,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">-千円</td> </tr> <tr> <td>差額</td> <td style="text-align: right;">2,000,000千円</td> </tr> </table>	商品	58,695千円	仕掛品	150,684千円	貯蔵品	18,017千円	投資有価証券(株式)	418,810千円	コミットメントラインの総額	2,000,000千円	借入実行残高	-千円	差額	2,000,000千円
商品	113,717千円																														
仕掛品	242,824千円																														
貯蔵品	18,171千円																														
投資有価証券(株式)	474,823千円																														
コミットメントラインの総額	2,000,000千円																														
借入実行残高	-千円																														
差額	2,000,000千円																														
売掛債権売却残高	76,329千円																														
商品	58,695千円																														
仕掛品	150,684千円																														
貯蔵品	18,017千円																														
投資有価証券(株式)	418,810千円																														
コミットメントラインの総額	2,000,000千円																														
借入実行残高	-千円																														
差額	2,000,000千円																														

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 2008年4月1日 至 2009年3月31日)	当連結会計年度 (自 2009年4月1日 至 2010年3月31日)																
<p>1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>従業員給料手当</td> <td style="text-align: right;">1,103,865千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">219,285千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">79,838千円</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">9,640千円</td> </tr> </table> <p>2 一般管理費および売上原価に含まれる研究開発費</p> <p style="text-align: right;">23,793千円</p> <p>3 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。</p> <p style="text-align: right;">32,531千円</p>	従業員給料手当	1,103,865千円	賞与引当金繰入額	219,285千円	退職給付費用	79,838千円	役員退職慰労引当金繰入額	9,640千円	<p>1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>従業員給料手当</td> <td style="text-align: right;">1,052,476千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">192,491千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">86,648千円</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">1,813千円</td> </tr> </table> <p>2 一般管理費および売上原価に含まれる研究開発費</p> <p style="text-align: right;">32,130千円</p> <p>3 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、前連結会計年度の評価損の戻入益と当連結会計年度の評価損を相殺した結果、次のたな卸資産評価損戻入益が売上原価に含まれております。</p> <p style="text-align: right;">27,770千円</p>	従業員給料手当	1,052,476千円	賞与引当金繰入額	192,491千円	退職給付費用	86,648千円	役員退職慰労引当金繰入額	1,813千円
従業員給料手当	1,103,865千円																
賞与引当金繰入額	219,285千円																
退職給付費用	79,838千円																
役員退職慰労引当金繰入額	9,640千円																
従業員給料手当	1,052,476千円																
賞与引当金繰入額	192,491千円																
退職給付費用	86,648千円																
役員退職慰労引当金繰入額	1,813千円																

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月 31日)

1. 発行済株式の種類および総数並びに自己株式の種類および株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当連結会計年度増 加株式数(千株)	当連結会計年度減 少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	29,430			29,430
合計	29,430			29,430
自己株式				
普通株式(注)	1,620	1,203	863	1,960
合計	1,620	1,203	863	1,960

(注) 自己株式の増加1,203千株は、取締役会決議による自己株式の取得であり、自己株式の減少863千株はストック・オプションの行使によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
2008年 5月 2日 取締役会	普通株式	264,194	9.5	2008年 3月 31日	2008年 6月 23日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2009年 5月 1日 取締役会	普通株式	274,697	利益剰余金	10.0	2009年 3月 31日	2009年 6月 22日

当連結会計年度(自 2009年 4月 1日 至 2010年 3月 31日)

1. 発行済株式の種類および総数並びに自己株式の種類および株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当連結会計年度増 加株式数(千株)	当連結会計年度減 少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	29,430			29,430
合計	29,430			29,430
自己株式				
普通株式(注)	1,960	748	407	2,301
合計	1,960	748	407	2,301

(注) 自己株式の増加748千株は、取締役会決議による自己株式の取得であり、自己株式の減少407千株はストック・オプションの行使によるものであります。



2. 新株予約権および自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			前連結会計年度末	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	19,581
合計		-	-	-	-	-	19,581

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2009年5月1日 取締役会	普通株式	274,697	10.0	2009年3月31日	2009年6月22日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2010年4月30日 取締役会	普通株式	271,287	利益剰余金	10.0	2010年3月31日	2010年6月21日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自2008年4月1日 至2009年3月31日)		当連結会計年度 (自2009年4月1日 至2010年3月31日)	
現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係		現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金勘定	1,908,004千円	現金及び預金勘定	1,957,010千円
有価証券勘定	2,944,878千円	投資その他の資産のその他 (長期性預金)	100,000千円
計	4,852,883千円	有価証券勘定	2,848,116千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	500,000千円	計	4,905,127千円
償還期間が3ヶ月を超える債券等	299,247千円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	550,000千円
現金及び現金同等物	4,053,635千円	償還期間が3ヶ月を超える債券等	399,797千円
		現金及び現金同等物	3,955,329千円

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 2008年4月1日 至 2009年3月31日)	当連結会計年度 (自 2009年4月1日 至 2010年3月31日)																																																
<p>ファイナンス・リース取引(借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 有形固定資産 事務用機器(工具器具備品)であります。 リース資産の減価償却方法 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 「4.会計処理基準に関する事項」(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p> <p>なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。</p> <p>(1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額および期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">4,842</td> <td style="text-align: right;">2,939</td> <td style="text-align: right;">1,903</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">4,842</td> <td style="text-align: right;">2,939</td> <td style="text-align: right;">1,903</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">833千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">1,108千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">1,941千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額</p> <table> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td style="text-align: right;">1,016千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">968千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">50千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4)減価償却費相当額および利息相当額の算定方法 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)	その他	4,842	2,939	1,903	合計	4,842	2,939	1,903	1年内	833千円	1年超	1,108千円	合計	1,941千円	支払リース料	1,016千円	減価償却費相当額	968千円	支払利息相当額	50千円	<p>ファイナンス・リース取引(借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 有形固定資産 同左 リース資産の減価償却方法 同左</p> <p>なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。</p> <p>(1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">4,842</td> <td style="text-align: right;">3,763</td> <td style="text-align: right;">1,078</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">4,842</td> <td style="text-align: right;">3,763</td> <td style="text-align: right;">1,078</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">395千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">713千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">1,108千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額</p> <table> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td style="text-align: right;">866千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">824千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">33千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4)減価償却費相当額および利息相当額の算定方法 減価償却費相当額の算定方法 同左 利息相当額の算定方法 同左</p>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)	その他	4,842	3,763	1,078	合計	4,842	3,763	1,078	1年内	395千円	1年超	713千円	合計	1,108千円	支払リース料	866千円	減価償却費相当額	824千円	支払利息相当額	33千円
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)																																														
その他	4,842	2,939	1,903																																														
合計	4,842	2,939	1,903																																														
1年内	833千円																																																
1年超	1,108千円																																																
合計	1,941千円																																																
支払リース料	1,016千円																																																
減価償却費相当額	968千円																																																
支払利息相当額	50千円																																																
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)																																														
その他	4,842	3,763	1,078																																														
合計	4,842	3,763	1,078																																														
1年内	395千円																																																
1年超	713千円																																																
合計	1,108千円																																																
支払リース料	866千円																																																
減価償却費相当額	824千円																																																
支払利息相当額	33千円																																																

(金融商品関係)

当連結会計年度(自 2009年4月1日 至 2010年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金および債券での運用を原則としており、債券での運用にあたっては、格付機関による格付を参考に安全性が高いと判断したもののみを対象としています。

また、資金調達においては、銀行等からの借入によらず、運転資金および投資資金ともに自己資金で賄うことを基本としています。なお、一時的な資金需要の増加に備えるため、銀行との間でコミットメントライン契約を結んでいます。

デリバティブは、外貨建取引の為替変動リスクを回避するために為替予約を行い、投機的な取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形および売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。

有価証券および投資有価証券は、主に満期保有目的の債券および取引先企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。

営業債務である買掛金は、原則として1年以内の支払期日です。営業債務は、流動性リスクに晒されています。また、その一部には、商品の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されています。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替取引です。なお、ヘッジ会計に関する、ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項(6) 重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に基づき、顧客ごとの残高管理、期日管理等を行うとともに、定期的に顧客の信用状況を調査しています。

流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、毎月資金繰り計画を作成し管理しています。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、原則としてデリバティブ取引(先物為替予約)を利用してヘッジしています。その取引については、業務執行委員会の承認を得た取引方針や社内規定に従い、経理部で取引を行い、取引の都度管理本部長に取引内容の報告を行うとともに、月次の取引実績および取引残高について業務執行委員会に報告をおこなっております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,957,010	1,957,722	711
(2) 受取手形及び売掛金	1,986,900	1,986,900	-
(3) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的債券	2,699,380	2,698,596	784
其他有価証券	585,988	585,988	-
資産計	7,229,280	7,229,207	72
(1) 買掛金	958,437	959,957	1,520
(2) 未払法人税等	341,976	341,976	-
負債計	1,300,414	1,301,934	1,520
デリバティブ取引	1,112	1,112	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

期間が3ヶ月を超える定期預金については、元利金の合計額を同様の新規預け入れを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。それ以外のものについては、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は日本証券業協会が公表する売買統計参考値を用いております。

負債

(1) 買掛金

振当処理を行っている外貨建買掛金については、先物為替相場に基づく方法により、それ以外のものは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未払法人税等

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

振当処理の対象となる為替予約に関する時価は、ヘッジ対象となる買掛金の時価に含めて記載しております。時価の算定方法その他の詳細は、注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

2. 時価を把握することが困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	628,923

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 有価証券および投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,956,012	-	-	-
受取手形及び売掛金	1,986,900	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
(1) 国債・地方債等	200,000	-	-	-
(2) 社債	2,500,000	-	-	-
合計	6,642,912	-	-	-

4. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額  
 連結附属明細表「借入金等明細表」参照。

(追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

(有価証券関係)

前連結会計年度(2009年3月31日)

## 1. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (千円)	連結貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	86,911	131,861	44,950
	小計	86,911	131,861	44,950
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	391,310	225,945	165,365
	小計	391,310	225,945	165,365
合計		478,221	357,806	120,414

(注) 減損処理にあたっては、その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって連結貸借対照表価額とし、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は原則として以下の通りであります。

- ・ 時価が取得原価の50%以上下落したもの。
- ・ 時価が取得原価の30%超50%未満下落したもので、かつ市場価格が一定水準以下で推移している等の条件を満たすもの。

## 2. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

売却額(千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
-	-	-

## 3. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	連結貸借対照表計上額(千円)
(1)満期保有目的の債券	
コマーシャル・ペーパー	2,296,494
その他	499,878
(2)その他有価証券	
マネー・マネジメント・ファンド	148,504
非上場株式	59,113

## 4. その他有価証券のうち満期があるものおよび満期保有目的の債券の今後の償還予定額

	1年以内	1年超5年以内
その他		
コマーシャル・ペーパー (千円)	2,296,494	-
その他 (千円)	499,878	-
合計(千円)	2,796,373	-

(注) 5年超のものはありません。

当連結会計年度（2010年3月31日）

1．満期保有目的の債券

	種類	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	コマーシャル・ペーパー	499,732	499,766	33
	小計	499,732	499,766	33
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	(1)コマーシャル・ペーパー	1,999,667	1,998,860	807
	(2)その他	199,980	199,970	10
	小計	2,199,648	2,198,830	818
合計		2,699,380	2,698,596	784

2．その他有価証券

	種類	連結貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	189,108	86,909	102,198
	小計	189,108	86,909	102,198
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	248,144	391,310	143,165
	(2)その他	148,736	148,736	-
	小計	396,880	540,046	143,165
合計		585,988	626,956	40,967

（注）非上場株式（連結貸借対照表計上額 628,923千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3．当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2009年4月1日 至 2010年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	1	-	0
合計	1	-	0

4．減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、有価証券について57,923千円（その他有価証券の株式57,923千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月31日)

1 取引の状況に関する事項

前連結会計年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月31日)
<p>取引の内容及び利用目的等 当社は、通常の営業過程における輸入取引の為替相場の変動によるリスクを軽減するため、先物為替予約取引をおこなっております。</p> <p>取引に対する取組方針 先物為替予約取引については、主としてドル建ての仕入契約をヘッジするためのものであるため、外貨建買掛金等及び発注高の範囲内で行うこととし、投機目的のための先物為替予約取引は行わない方針であります。</p> <p>取引に係るリスクの内容 先物為替予約取引には、為替相場の変動によるリスクを有しております。当社の為替予約取引の契約先は、いずれも信用度の高い国内の銀行であるため、相手先の契約不履行による、いわゆる信用リスクは、ほとんどないと判断しております。</p> <p>取引に係るリスク管理体制 先物為替予約取引の実行および管理は、管理本部経理部にて行っておりますが、取引限度額は業務執行委員会で決定されております。さらに、管理本部長は、月ごとの定例業務執行委員会に先物為替予約取引を含んだ財務報告を行っております。</p>

2 取引の時価等に関する事項

前連結会計年度 (2009年 3月31日)
<p>デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益 ヘッジ会計が適用されているものについては記載の対象から除いているため、当期において注記すべき事項はありません。</p>

当連結会計年度(自 2009年 4月 1日 至 2010年 3月31日)

1 .ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

該当事項はありません。

(2) 金利関連

該当事項はありません。

2 .ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等(千円)	うち1年超(千円)	時価(千円)
為替予約等の振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	75,961	-	78,621

(注)時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しています。

(2) 金利関連

該当事項はありません。



(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として適格退職年金制度および退職一時金制度、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。また、一部子会社においては簡便法を採用しており、一部子会社においては、中小企業退職金共済に加入しております。

2. 退職給付債務に関する事項

	前連結会計年度 (2009年3月31日)	当連結会計年度 (2010年3月31日)
退職給付債務(千円)	864,978	875,696
年金資産(千円)	429,962	491,288
未積立退職給付債務(千円)	435,016	384,408
未認識数理計算上の差異 (千円)	157,714	90,989
退職給付引当金(千円)	277,301	293,418

3. 退職給付費用に関する事項

	前連結会計年度 (自2008年4月1日 至2009年3月31日)	当連結会計年度 (自2009年4月1日 至2010年3月31日)
勤務費用(千円)	63,137	65,640
利息費用(千円)	17,319	17,263
期待運用収益(減算) (千円)	10,761	8,599
数理計算上の差異の費用処理額 (千円)	16,351	26,314
確定拠出年金掛金(千円)	55,326	56,584
退職給付費用(千円)	141,374	157,204

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	前連結会計年度 (2009年3月31日)	当連結会計年度 (2010年3月31日)
割引率	2.00%	2.00%
期待運用収益率	2.00%	2.00%
退職給付見込額の期間配分方法	ポイント基準	ポイント基準
数理計算上の差異の処理年数	10年	10年
	各期の発生時における従業員の平均残 存勤務期間以内の一定の年数による定 額法により按分した額をそれぞれ発生 の翌期から費用処理することとしてお ります。	同左

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 2008年4月1日 至 2009年3月31日)

ストック・オプションの内容、規模およびその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2002年 ストック・オプション	2005年 ストック・オプション
付与対象者の区分および人数	当社取締役 9名 当社従業員 115名	当社取締役 6名 当社執行役員 7名 当社従業員 194名
ストックオプション数(注)	普通株式 2,500,000株	普通株式 2,500,000株
付与日	2002年11月12日	2005年2月8日
権利確定条件	権利行使時においても、当社の取締役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役の任期満了に伴う取締役の再任候補に選ばれない場合の退任および従業員の定年退職の場合はこの限りではない。	同左
対象勤務期間	2002年11月12日から 2004年6月27日まで	2005年2月8日から 2006年6月25日まで
権利行使期間	2004年6月28日から 2009年6月27日まで	2006年6月26日から 2011年6月25日まで

(注)株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模およびその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	2002年 ストック・オプション	2005年 ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	432,500	1,369,500
権利確定	-	-
権利行使	432,500	431,000
失効	-	35,500
未行使残	-	903,000

## 単価情報

	2002年 ストック・オプション	2005年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	124	351
行使時平均株価 (円)	410	410
公正な評価単価(付与日)(円)	-	-

当連結会計年度(自 2009年4月1日 至 2010年3月31日)

1. スtock・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額および科目名

売上原価	5,284千円
販売費及び一般管理費	14,296千円

2. スtock・オプションの内容、規模およびその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2005年 ストック・オプション	2009年 ストック・オプション
付与対象者の区分および人数	当社取締役 6名 当社執行役員 7名 当社従業員 194名	当社取締役 5名 当社執行役員 6名 当社従業員 106名
ストックオプション数(注)	普通株式 2,500,000株	普通株式 1,500,000株
付与日	2005年2月8日	2009年9月10日
権利確定条件	権利行使時においても、当社の取締役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役の任期満了に伴う取締役の再任候補に選ばれない場合の退任および従業員の定年退職の場合はこの限りではない。	同左
対象勤務期間	2005年2月8日から 2006年6月25日まで	2009年9月10日から 2015年6月19日まで
権利行使期間	2006年6月26日から 2011年6月25日まで	2011年6月20日から 2016年6月19日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模およびその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	2005年 ストック・オプション	2009年 ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	-
付与	-	1,500,000
失効	-	7,500
権利確定	-	-
未確定残	-	1,492,500
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	903,000	-
権利確定	-	-
権利行使	407,000	-
失効	53,000	-
未行使残	443,000	-

単価情報

	2005年 ストック・オプション	2009年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	351	413
行使時平均株価 (円)	371	-
公正な評価単価(付与日)(円) (注)	-	91 100 150 154 161

(注) 2011年6月20日～2012年6月19日権利行使分  
2012年6月20日～2013年6月19日権利行使分  
2013年6月20日～2014年6月19日権利行使分  
2014年6月20日～2015年6月19日権利行使分  
2015年6月20日～2016年6月19日権利行使分

### 3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された2009年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法      ブラック・ショールズ式

主な基礎数値及び見積方法

	2009年ストック・オプション				
権利行使可能期間 (注) 1					
株価変動性 (注) 2	49.2%	47.2%	62.1%	59.2%	58.8%
予想残存期間 (注) 3	2.39年	3.28年	4.28年	5.28年	6.28年
予想配当 (注) 4	10 円/株	10 円/株	10 円/株	10 円/株	10 円/株
無リスク利率(注) 5	0.25%	0.34%	0.49%	0.64%	0.78%

(注) 1. 2011年6月20日～2012年6月19日権利行使分

2012年6月20日～2013年6月19日権利行使分

2013年6月20日～2014年6月19日権利行使分

2014年6月20日～2015年6月19日権利行使分

2015年6月20日～2016年6月19日権利行使分

2. 予想残存期間に対応する過去期間( )の株価の週次データ(対前週変動率)を基に、1年を52週として年換算して算出しております。

( ) 2007年4月16日～2009年8月31日

2006年5月29日～2009年8月31日

2005年5月23日～2009年8月31日

2004年5月24日～2009年8月31日

2003年5月26日～2009年8月31日

3. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

4. 2009年3月期の配当実績によっております。

5. 予想残存期間に対応する期間に対応する分離元本国債のスポットレート(日本証券業協会発表)を線形補間した利回りであります。

### 4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

前連結会計年度(2009年3月31日)	当連結会計年度(2010年3月31日)																																																												
<p>1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産の発生の主な原因</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">43,985千円</td></tr> <tr><td>会員権評価損</td><td style="text-align: right;">17,425千円</td></tr> <tr><td>事業用土地評価損</td><td style="text-align: right;">112,459千円</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">169,578千円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">112,858千円</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金</td><td style="text-align: right;">5,067千円</td></tr> <tr><td>長期未払金</td><td style="text-align: right;">118,003千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">154,557千円</td></tr> <tr><td>小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">733,935千円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">125,655千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">608,279千円</td></tr> </table> <p>繰延税金負債の発生の主な原因</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">18,290千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">1,196千円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">19,486千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">588,792千円</td></tr> </table>	未払事業税	43,985千円	会員権評価損	17,425千円	事業用土地評価損	112,459千円	賞与引当金	169,578千円	退職給付引当金	112,858千円	役員退職慰労引当金	5,067千円	長期未払金	118,003千円	その他	154,557千円	小計	733,935千円	評価性引当額	125,655千円	繰延税金資産合計	608,279千円	その他有価証券評価差額金	18,290千円	その他	1,196千円	繰延税金負債合計	19,486千円	繰延税金資産の純額	588,792千円	<p>1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産の発生の主な原因</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">26,826千円</td></tr> <tr><td>会員権評価損</td><td style="text-align: right;">10,657千円</td></tr> <tr><td>事業用土地評価損</td><td style="text-align: right;">112,432千円</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">155,411千円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">119,376千円</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金</td><td style="text-align: right;">5,828千円</td></tr> <tr><td>長期未払金</td><td style="text-align: right;">102,263千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">115,841千円</td></tr> <tr><td>小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">648,636千円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">173,906千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">474,730千円</td></tr> </table> <p>繰延税金負債の発生の主な原因</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">41,584千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">453千円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">42,038千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">432,691千円</td></tr> </table>	未払事業税	26,826千円	会員権評価損	10,657千円	事業用土地評価損	112,432千円	賞与引当金	155,411千円	退職給付引当金	119,376千円	役員退職慰労引当金	5,828千円	長期未払金	102,263千円	その他	115,841千円	小計	648,636千円	評価性引当額	173,906千円	繰延税金資産合計	474,730千円	その他有価証券評価差額金	41,584千円	その他	453千円	繰延税金負債合計	42,038千円	繰延税金資産の純額	432,691千円
未払事業税	43,985千円																																																												
会員権評価損	17,425千円																																																												
事業用土地評価損	112,459千円																																																												
賞与引当金	169,578千円																																																												
退職給付引当金	112,858千円																																																												
役員退職慰労引当金	5,067千円																																																												
長期未払金	118,003千円																																																												
その他	154,557千円																																																												
小計	733,935千円																																																												
評価性引当額	125,655千円																																																												
繰延税金資産合計	608,279千円																																																												
その他有価証券評価差額金	18,290千円																																																												
その他	1,196千円																																																												
繰延税金負債合計	19,486千円																																																												
繰延税金資産の純額	588,792千円																																																												
未払事業税	26,826千円																																																												
会員権評価損	10,657千円																																																												
事業用土地評価損	112,432千円																																																												
賞与引当金	155,411千円																																																												
退職給付引当金	119,376千円																																																												
役員退職慰労引当金	5,828千円																																																												
長期未払金	102,263千円																																																												
その他	115,841千円																																																												
小計	648,636千円																																																												
評価性引当額	173,906千円																																																												
繰延税金資産合計	474,730千円																																																												
その他有価証券評価差額金	41,584千円																																																												
その他	453千円																																																												
繰延税金負債合計	42,038千円																																																												
繰延税金資産の純額	432,691千円																																																												
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。</p>	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td></td><td style="text-align: right;">(%)</td></tr> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.68</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">1.19</td></tr> <tr><td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">0.20</td></tr> <tr><td>住民税均等割</td><td style="text-align: right;">1.07</td></tr> <tr><td>評価性引当額の増減</td><td style="text-align: right;">4.35</td></tr> <tr><td>持分法投資損失</td><td style="text-align: right;">1.90</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">0.57</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">48.42</td></tr> </table>		(%)	法定実効税率	40.68	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	1.19	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.20	住民税均等割	1.07	評価性引当額の増減	4.35	持分法投資損失	1.90	その他	0.57	税効果会計適用後の法人税等の負担率	48.42																																								
	(%)																																																												
法定実効税率	40.68																																																												
(調整)																																																													
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.19																																																												
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.20																																																												
住民税均等割	1.07																																																												
評価性引当額の増減	4.35																																																												
持分法投資損失	1.90																																																												
その他	0.57																																																												
税効果会計適用後の法人税等の負担率	48.42																																																												

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自 2008年4月1日 至 2009年3月31日)

当社グループは、システムインテグレーターとして、同一セグメントに属するソフトウェアの開発、コンピュータおよび関連商品のコンサルティングから保守・運用管理に至る事業を行っており、当該事業以外に事業の種類がないため該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2009年4月1日 至 2010年3月31日)

当社グループは、システムインテグレーターとして、同一セグメントに属するソフトウェアの開発、コンピュータおよび関連商品のコンサルティングから保守・運用管理に至る事業を行っており、当該事業以外に事業の種類がないため該当事項はありません。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自 2008年4月1日 至 2009年3月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社および重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2009年4月1日 至 2010年3月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社および重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前連結会計年度(自 2008年4月1日 至 2009年3月31日)

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2009年4月1日 至 2010年3月31日)

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

## 【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 2008年4月1日 至 2009年3月31日）

## 1 連結財務諸表提出会社の非連結子会社および関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容		取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
関連会社	㈱シンク	福岡県田川市	22,000	ソフトウェアの開発・販売	(所有) 直接50.0%	ソフトウェアの開発 役員の兼任	営業取引	ソフトウェア外注	2,032	買掛金	-
関連会社	㈱アイセル	大阪府大阪市	245,100	ソフトウェアの開発・販売	(所有) 直接20.7%	ソフトウェアの開発 役員の兼任	営業取引	ソフトウェア外注	109,035	買掛金	3,942
										未払金	35,658
関連会社	㈱ニュースペース	東京都中央区	20,000	ソフトウェアの開発・販売	(所有) 直接 30.0%	ソフトウェアの開発	営業取引	ソフトウェア外注	40,776	買掛金	7,360
関連会社	㈱シー・エス・デー	愛知県瀬戸市	13,500	コンピュータ応用機器の製造・販売	(所有) 直接 24.1% (被所有) 直接 0.2%	当社仕様の機器の製造 役員の兼任	営業取引	商品の購入	138,591	買掛金	17,987
								ソフトウェア外注	10,073		

(注) 1. 上記金額のうち取引金額は消費税等を含まず、残高には消費税等を含んで表示しております。

2. 取引条件および取引条件の決定方針等

価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案し、価格交渉の上で決定しております。

(追加情報)

当連結会計年度より、「関連当事者の開示における会計基準」(企業会計基準第11号 平成18年10月17日)および「関連当事者の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日)を適用しております。なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。



当連結会計年度(自 2009年4月1日 至 2010年3月31日)

1 連結財務諸表提出会社の非連結子会社および関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容		取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
関連会社	(株)アイセル	大阪府 大阪市	245,100	ソフトウェアの開発・販売	(所有) 直接20.7%	ソフトウェアの開発 役員の兼任	営業 取引	ソフト ウェア外 注	116,242	買掛金	32,972
										未払金	17,616
関連会社	(株)ニュー スペース	東京都 千代田 区	20,000	ソフトウェ アの開発・ 販売	(所有) 直接 30.0%	ソフトウェアの開発	営業 取引	ソフト ウェア外 注	7,450	買掛金	-
関連会社	(株)シー・ エス・ デー	愛知県 瀬戸市	13,500	コンピュ ータ応用機器 の製造・販 売	(所有) 直接 24.1% (被所有) 直接 0.2%	当社仕様の機器の製 造 役員の兼任	営業 取引	商品の購 入	116,402	買掛金	16,694
								ソフト ウェア外 注	8,578		

(注) 1. 上記金額のうち取引金額は消費税等を含まず、残高には消費税等を含んで表示しております。

2. 取引条件および取引条件の決定方針等

価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案し、価格交渉の上で決定しております。

## ( 1株当たり情報 )

前連結会計年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月 31日)		当連結会計年度 (自 2009年 4月 1日 至 2010年 3月 31日)	
1株当たり純資産額	276.61円	1株当たり純資産額	288.86円
1株当たり当期純利益金額	32.45円	1株当たり当期純利益金額	21.01円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	-円	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	-円

(注) 1. 前連結会計年度および当連結会計年度において、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額および潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2009年 4月 1日 至 2010年 3月 31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	902,579	576,019
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	902,579	576,019
期中平均株式数(株)	27,815,300	27,411,539
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	<p>新株予約権(停止条件付一部取得条項付差別的行使条件付新株予約権無償割当て)</p> <p>54,939,400株</p> <p>第2回新株予約権</p> <p>なお、概要は「第4提出会社の状況1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。</p>	<p>新株予約権(停止条件付一部取得条項付差別的行使条件付新株予約権無償割当て)</p> <p>54,257,400株</p> <p>第2回新株予約権</p> <p>第6回新株予約権</p> <p>なお、概要は「第4提出会社の状況1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。</p>

## (重要な後発事象)

前連結会計年度 (自 2008年4月1日 至 2009年3月31日)	当連結会計年度 (自 2009年4月1日 至 2010年3月31日)
<p>2009年6月19日開催の定時株主総会終了後の取締役会におきまして、当社の企業価値および株主共同の利益を確保するために、以下の要領により当社株式の大規模買付行為への対応策(以下「本プラン」といいます。)の継続について決議いたしました。</p> <p>1. 本プランを必要とする理由</p> <p>当社はシステムインテグレーターとして、セキュアなシステムを希望するお客様から長期的かつ安定した信頼を得てシステムの納入を行ってきており、またこのような開発・販売を支えるのは、優秀な技術者である社員であります。昨今の動きとして、新たな法制度の整備や企業構造・文化の変化等を背景として対象となる会社の構造や特色に留意せず、経営陣と十分な協議や合意を得ることなく、突然大量の株式買付を強行するといった動きも顕在化してきております。もちろん大量の株式買付行為そのものを全て否定するものではなく、会社の企業価値・株主共同の利益を向上させる行為であれば、その判断は最終的には株主の皆様全体の意思に基づいて決められるものであると考えております。</p> <p>しかし、大量の買付行為の中には、その目的等からして企業価値・株主共同の利益に明白な侵害を与えるものや株主の皆様売却を事実上強要するもの、当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、株主の皆様十分な検討を行うに足りる時間や情報を提供しないもの、当社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするものなど、当社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。</p> <p>このような当社に対する濫用的な買収によって当社の企業価値が毀損されることがあれば、当社の強みである優秀な技術者の流出が懸念されるのみならず、当社のシステムを採用していただいているお客様からの信頼を失い、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益が大きく損なわれるおそれがあります。</p> <p>こうした事情に鑑み、濫用的な買収者が現れた場合、上述したような不適切な大量買付行為を未然に防止するため、株主の皆様が判断するための必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために交渉すること等により当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みが必要不可欠と判断いたしました。そして、当社の企業価値および株主共同の利益を確保するために、2006年6月23日開催の第47回定時株主総会におきまして「当社株式の大規模買付行為への対応策(以下「本プラン」といいます。)」の導入を決議し、2007年以降、定時株主総会後に開催される取締役会で、本プランの延長を決議いたしております。</p>	<p>2010年6月18日開催の定時株主総会終了後の取締役会におきまして、当社の企業価値および株主共同の利益を確保するために、以下の要領により当社株式の大規模買付行為への対応策(以下「本プラン」といいます。)の継続について決議いたしました。</p> <p>1. 本プランを必要とする理由</p> <p>当社はシステムインテグレーターとして、セキュアなシステムを希望するお客様から長期的かつ安定した信頼を得てシステムの納入を行ってきており、またこのような開発・販売を支えるのは、優秀な技術者である社員であります。昨今の動きとして、新たな法制度の整備や企業構造・文化の変化等を背景として対象となる会社の構造や特色に留意せず、経営陣と十分な協議や合意を得ることなく、突然大量の株式買付を強行するといった動きも顕在化してきております。もちろん大量の株式買付行為そのものを全て否定するものではなく、会社の企業価値・株主共同の利益を向上させる行為であれば、その判断は最終的には株主の皆様全体の意思に基づいて決められるものであると考えております。</p> <p>しかし、大量の買付行為の中には、その目的等からして企業価値・株主共同の利益に明白な侵害を与えるものや株主の皆様売却を事実上強要するもの、当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、株主の皆様十分な検討を行うに足りる時間や情報を提供しないもの、当社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするものなど、当社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。</p> <p>このような当社に対する濫用的な買収によって当社の企業価値が毀損されることがあれば、当社の強みである優秀な技術者の流出が懸念されるのみならず、当社のシステムを採用していただいているお客様からの信頼を失い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が大きく損なわれるおそれがあります。</p> <p>こうした事情に鑑み、濫用的な買収者が現れた場合、上述したような不適切な大量買付行為を未然に防止するため、株主の皆様が判断するための必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために交渉すること等により当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みが必要不可欠と判断いたしました。そして、当社の企業価値および株主共同の利益を確保するために、2006年6月23日開催の第47回定時株主総会におきまして本プランの導入を決議し、2007年以降、定時株主総会後に開催される取締役会で、本プランの延長を決議いたしております。</p>

<p>前連結会計年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 2009年 4月 1日 至 2010年 3月31日)</p>
<p>なお、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、当該買付行為が長期的視点から当社の企業価値を毀損するものであるかどうかの検討は、中立的な第三者委員会に依頼するものとしております。</p> <p>本プランの要領は以下のとおりであります。</p> <p>2. 本プランの内容</p> <p>(1) 本プランの概要</p> <p>本プランの発動手続の設定</p> <p>(ア) 本プランは、まず、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させ、濫用的買収を防止することを目的として、当社株式に対する買付が行われる場合に、買付者または買付提案者（以下、併せて「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付に関する所定の情報の提供を求め、第三者委員会が当該買付についての情報収集・検討等を行う期間を確保し、必要があれば当社代表取締役等を通じて買付者等との交渉を行うなどの手続を定めています。</p> <p>また、当社取締役会は、敵対的性質が存する者からの濫用的買収を防止するための事前の防衛策として、停止条件付一部取得条項付差別的行使条件付新株予約権無償割当て（以下「対抗措置」といいます。）を決議いたします。</p> <p>なお、上記にいう「濫用的買収」は、次のいずれかに該当するものを意味します。</p> <p>買付等が誠実に会社経営に参加することを目的としていないこと（専ら株価をつり上げ、高値で株式を当社または当社関係者に買い取らせることを目的としている場合を含む。）</p> <p>当社を一時的に支配して、当社の重要な従業員や資産、ノウハウ等を買付者等またはその関係者に移転させる等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を図ることを目的としていること</p> <p>当社の資産等を当該買付者等またはその関係者の債務の担保や弁済原資として流用することを目的としていること</p> <p>当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額な資産等を処分させ、その利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価上昇の機会を狙って売り抜けることを目的としていること</p> <p>買付の提案が、当社取締役会において買付提案の適否と対案を検討することの可能な時間的余裕を与えていないこと</p>	<p>なお、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、当該買付行為が長期的視点から当社の企業価値を毀損するものであるかどうかの検討は、中立的な第三者委員会に依頼するものとしております。</p> <p>本プランの要領は以下のとおりであります。</p> <p>2. 本プランの内容</p> <p>(1) 本プランの概要</p> <p>本プランの発動手続の設定</p> <p>本プランは、まず、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させ、濫用的買収を防止することを目的として、当社株式に対する買付が行われる場合に、買付者または買付提案者（以下、併せて「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付に関する所定の情報の提供を求め、第三者委員会が当該買付についての情報収集・検討等を行う期間を確保し、必要があれば当社代表取締役等を通じて買付者等との交渉を行うなどの手続を定めています。</p> <p>また、当社取締役会は、敵対的性質が存する者からの濫用的買収を防止するための事前の防衛策として、停止条件付一部取得条項付差別的行使条件付新株予約権無償割当て（以下「対抗措置」といいます。）を決議いたします。</p> <p>停止条件付一部取得条項付差別的行使条件付新株予約権無償割当てと第三者委員会の利用</p> <p>買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付を行う等、買付者等による買付またはその提案（以下、併せて「買付等」といいます。）が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがあると認められる場合（詳細につきましては当社ホームページ（アドレス <a href="http://itfor.co.jp/ir/ir-governance.html">http://itfor.co.jp/ir/ir-governance.html</a> 以下同じ。）をご参照ください。）には、当社は、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件が付された新株予約権（詳細につきましては当社ホームページをご参照ください。以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主の皆様に対して会社法第277条に基づき無償で割当てます。</p> <p>なお、本新株予約権無償割当ては、停止条件が成就することによりその効力が生ずることになっていますが、その停止条件を成就させるか否か等の判断につきましては、当社取締役会が行います。ただし、その恣意的判断を排除するため、第三者委員会細則（概要につきましては当社ホームページをご参照ください。）に従い、当社経営陣から独立した者のみから構成される第三者委員会の勧告を最大限に尊重して判断を行うものとします。</p>

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月 31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 2009年 4月 1日 至 2010年 3月 31日)</p>
<p>買付者等が本プランに定める事項を履行した場合であっても、買付案、買付価額等の合理性について株主に誤解を与えるおそれがあること</p> <p>提案が、株主に対して冷静に株式売却を検討することができるように配慮されておらず、株主に対して当社株式の売り急ぎを強要するおそれがあること</p> <p>買付の提案の内容が不適切であるため、当社における企業価値の源泉である当社と顧客との長期的な信頼関係および当社の優秀な技術者の雇用の維持を阻害するおそれがあり、当社の長期的な企業価値を損なうものであること</p> <p>買付者等が、買付内容の検討に必要な情報が含まれた買付提案書を提出せず、または第三者委員会の求めに応じた追加情報を提出しないなど、本プランに定める事項を履行していないこと</p> <p>また、上記にいう「敵対的性質が存する者」とは、濫用的買収を行う買付者等のうち、次の各条件のいずれかに当たる場合を除いた者を意味します。</p> <p>当社の子会社（財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。）、関連会社（財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則第8条第5項に定義される。）</p> <p>不注意で、または当社を支配する意図がないのに特定株式保有者となった者と第三者委員会が認めた者で、かつ、特定株式保有者となった後10日以内（ただし、当社取締役会はこの期間を延長できる。）にその保有する株券等を処分等することにより特定株式保有者ではなくなった者</p> <p>当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、当社の特定株式保有者になった者である旨第三者委員会が認めた者（ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）</p>	<p>本新株予約権の当社による取得</p> <p>本プランに従って、本新株予約権無償割当てが実施された場合には、当社による買付者等以外の株主の皆様からの本新株予約権取得と当社普通株式の交付により、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合が実施前と比較して希釈化される可能性があります。</p> <p>(2) 本プランの発動にかかる手続</p> <p>対象となる買付等</p> <p>本プランにおいては、以下に該当する買付等がなされたときに、その対象となります。</p> <p>当社の株券等の保有者、公開買付者または当該保有者かつ公開買付者である者であって、</p> <p>(a) 当該保有者が保有する当社の株券等および当該保有者の共同保有者が保有する当社の株券等に係る株券等保有割合の合計</p> <p>(b) 当該公開買付者が保有しもしくは保有することとなる当社の株券等および当該公開買付者の特別関係者が保有する当社の株券等に係る株券等保有割合の合計</p> <p>(c) 当該保有者かつ公開買付者である者が保有しもしくは保有することとなる当社の株券等および当該保有者かつ公開買付者である者の共同保有者ならびに当該保有者かつ公開買付者である者の特別関係者が保有する当社の株券等にかかる株券等保有割合の合計</p> <p>のいずれかが、20%を超える者による買付等、または超えると当社取締役会が認める者による買付等買付者等に対する情報提供の要求</p> <p>上記に定める買付等を行う買付者等は、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、買付の実行に先立ち、当社に対して別途定める買付者等の買付内容の検討に必要な情報（詳細につきましては当社ホームページをご参照ください、以下「本必要情報」といいます。）を含む買付提案を記載した書面（以下「買付提案書」といいます。）を提出していただきます。</p> <p>第三者委員会は、当該買付提案書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、自らまたは当社取締役会を通して本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者においては、当該期限までに本必要情報を追加的に提出していただきます。</p>

<p>前連結会計年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 2009年 4月 1日 至 2010年 3月31日)</p>
<p>当社の特定株式保有者となったとしても当社の企業価値または株主共同の利益との関係で、対抗措置をとることが相当でないと第三者委員会が認めたと者</p> <p>(イ) 停止条件付一部取得条項付差別的行使条件付新株予約権無償割当ての概要は次のとおりであります。</p> <p>(a) 停止条件とは</p> <p>ある者が、特定株式保有者(注)に該当したとして該当者から公表がなされた日もしくは当社取締役会がこれを認めて公表した日のいずれか早い方から10日の期間内(ただし、取締役会が延期することができます。)に、当社取締役会が対抗措置をとることが適切であると判断し、その旨を公表すること</p> <p>または、</p> <p>当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)について、買付等の後にその者が特定株式保有者となるような公開買付の公告を行った場合には、当該公告の日から10日の期間内(ただし、取締役会が延期することができます。)に、当社取締役会が対抗措置をとることが適切であると判断し、その旨を公表すること</p> <p>をいいます。なお、当社取締役会は、その者が敵対的性質が存する者であるか否かに関する第三者委員会による判断を最大限に尊重して、上記対抗措置をとることが適切であるか否かの判断を行うものとします。</p> <p>(注)「特定株式保有者」とは、当社の株券等の保有者、公開買付者または当該保有者かつ公開買付者である者であって、(a) 当該保有者が保有する当社の株券等と当該保有者の共同保有者が保有する当社の株券等にかかる株券等保有割合の合計、(b) 当該公開買付者が保有しもしくは保有することとなった当社の株券等と当該公開買付者の特別関係者が保有する当社の株券等にかかる株券等保有割合の合計、(c) 当該保有者かつ公開買付者である者が保有しもしくは保有することとなった当社の株券等と当該保有者かつ公開買付者である者の共同保有者および当該保有者かつ公開買付者である者の特別関係者が保有する当社の株券等保有割合の合計、のいずれかが20%超に相当する者をいう。</p>	<p>なお、第三者委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付を開始したものと認められる場合には、引き続き買付提案書および本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記に記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権無償割当ての実施を勧告します。</p> <p>第三者委員会の検討手続</p> <p>第三者委員会は、買付者等から提出された買付提案書ならびに第三者委員会が追加提出を求めた本必要情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、第三者委員会が定める期間内に買付者等の買付内容に対する意見およびその根拠資料、代替案その他第三者委員会が適宜必要と認める情報・資料を提示するよう要求することができます。</p> <p>第三者委員会は、買付者等から最初に情報・資料を受領した後、原則として対価を現金(円貨)のみとする公開買付による当社株式の買付の場合は60日以内、またはその他の方法による買付提案の場合には90日以内(以下「第三者委員会検討期間」といいます。)で、買付者等の買付内容の検討、当社取締役会による代替案の検討、買付者と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行います。</p> <p>また、第三者委員会は、必要があれば当社代表取締役等を通じて、当該買付者等と交渉することなどにより、当該買収提案が当社の利益のために改善されるよう努め、中立・公平な観点から慎重に検討を行います。</p> <p>更に、第三者委員会は、上記の検討手続を経て、第三者委員会細則(概要につきましては当社ホームページをご参照ください。)の判断基準に従い、当該買付提案が濫用的買収に該当するか否か、および当該買付者等が敵対的性質が存する者であるか否かを審議・決議し、第三者委員会検討期間内に当社取締役会に勧告します。</p> <p>新株予約権無償割当ての内容</p> <p>対抗措置としての新株予約権無償割当ての内容は、当社ホームページ「本プランに係る新株予約権無償割当て要綱」に記載のとおりです。</p> <p>(3) 対抗措置発動後の中止について</p> <p>本新株予約権無償割当ての停止条件が成就した後、割当対象株主が確定する日までの間に、買付者の買付行為の中止または買付内容の変更等がなされたことにより、当該買付者に敵対的性質が存しないと当社取締役会が認めるに至った場合には、当社取締役会は本新株予約権無償割当ての決議を取り消し、対抗措置の発動を中止することができるものとします。</p>

前連結会計年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2009年 4月 1日 至 2010年 3月 31日)
<p>(b) 新株予約権無償割当てと差別的行使条件とは</p> <p>新株予約権無償割当てとは、上記停止条件が成就した場合に、当社取締役会が別途定める一定の日における株主の皆様に対して、新たに申込みや払込みをしていただくことなく、当社の新株予約権を割当てることをいいます。本新株予約権には、特定株式保有者等に該当する者には、本新株予約権の権利行使は認められないとの差別的行使条件を付すものとします。</p> <p>(c) 一部取得条項付とは</p> <p>特定株式保有者等に該当する者を除く新株予約権者の新株予約権を、同新株予約権 1 個について当社普通株式 1 株を交付することにより、当社が取得するとの条項を付すことをいいます。</p> <p>この場合、新株予約権者は、行使価格相当の金銭を払い込む必要はありません。</p> <p>停止条件付一部取得条項付差別的行使条件付新株予約権無償割当てと第三者委員会の利用</p> <p>買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付を行う等、買付者等による買付またはその提案（以下、併せて「買付等」といいます。）が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがあると認められる場合（その詳細につきましては前記 2. (1) (ア)「濫用的買収」をご参照ください。）には、当社は、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件が付された新株予約権（その詳細につきましては別添 2「本プランに係る新株予約権無償割当て要綱」をご参照ください、以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主の皆様に対して会社法第 277 条に基づき無償で割当てます。</p> <p>なお、本新株予約権無償割当ては、停止条件が成就することによりその効力が生ずることになっていますが、その停止条件を成就させるか否か等の判断につきましては、当社取締役会が行います。ただし、その恣意的判断を排除するため、第三者委員会細則（その概要につきましては別添 1 をご参照ください。）に従い、当社経営陣から独立した者のみから構成される第三者委員会の勧告を最大限に尊重して判断を行うものとします。</p>	<p>3. 本プランの合理性</p> <p>本プランは、経済産業省および法務省が平成 17 年 5 月 27 日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則、すなわち、企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則を完全に充足しており、上記基本方針に沿うものです。</p> <p>また本プランにおいて対抗措置をとるか否かは中立的な第三者委員会の判断を最大限尊重して行われますので、株主の共同利益を損なうものではなく、また取締役の地位の維持を目的とするものではありません。</p> <p>4. 株主の皆様への影響</p> <p>(1) 本プランの導入時に株主の皆様にご与える影響</p> <p>本プランの導入時点においては、本新株予約権無償割当て自体は行われませんので、株主および投資家の皆様の権利・利益に直接的な影響は生じておりません。</p> <p>(2) 本新株予約権無償割当て実施により株主の皆様にご与える影響</p> <p>当社取締役会が本新株予約権無償割当てに際して別途設定する割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式 1 株につき 2 個の割合で、本新株予約権が無償で割当てられますので、株式の希釈化は生じません。</p> <p>当社は、買付者等以外の株主の皆様の本新株予約権を取得する手続を取り、その旨該当する株主の皆様へ通知いたします。株主の皆様は、金銭等を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として当社普通株式を受領されることとなります。</p> <p>5. 本プランの有効期限と継続について</p> <p>現在の本プランの有効期限は、2011 年 6 月の定時株主総会終結後に開催される取締役会の終了時までとされており、2011 年度以降につきましては、毎年の定時株主総会で新たに選任された取締役による取締役会においてその後 1 年間の継続の可否を決議し、同決議内容を株主の皆様へ情報開示するとともに当該事業年度の定時株主総会（毎年 6 月開催予定）において、報告をすることとなっております。なお、当社の取締役の任期は 1 年となっております。本プランは取締役会の決議において廃止することが可能でありますので、本プランの廃止を希望される株主の皆様は、取締役の選任議案を通じて株主の皆様のご意見を表明していただきたく存じます。</p>

<p>前連結会計年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 2009年 4月 1日 至 2010年 3月31日)</p>
<p>本新株予約権の当社による取得 本プランに従って、本新株予約権無償割当てが実施された場合には、当社による買付者等以外の株主の皆様からの本新株予約権取得と当社普通株式の交付により、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合が実施前と比較して希釈化される可能性があります。</p> <p>(2) 本プランの発動にかかる手続 対象となる買付等 本プランにおいては、以下に該当する買付等がなされたときに、その対象となります。 当社の株券等の保有者、公開買付者または当該保有者かつ公開買付者である者であって、 (a) 当該保有者が保有する当社の株券等および当該保有者の共同保有者が保有する当社の株券等に係る株券等保有割合の合計 (b) 当該公開買付者が保有しもしくは保有することとなる当社の株券等および当該公開買付者の特別関係者が保有する当社の株券等に係る株券等保有割合の合計 (c) 当該保有者かつ公開買付者である者が保有しもしくは保有することとなる当社の株券等および当該保有者かつ公開買付者である者の共同保有者ならびに当該保有者かつ公開買付者である者の特別関係者が保有する当社の株券等にかかる株券等保有割合の合計 のいずれかが、20%を超える者による買付等、または超えると当社取締役会が認める者による買付等 買付者等に対する情報提供の要求 上記 に定める買付等を行う買付者等は、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、買付の実行に先立ち、当社に対して、以下の各号に定める、買付者等の買付内容の検討に必要な情報（以下「本必要情報」といいます。）を含む買付提案を記載した書面（以下「買付提案書」といいます。）を提出していただきます。 第三者委員会は、当該買付提案書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、自らまたは当社取締役会を通して本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者においては、当該期限までに、本必要情報を追加的に提出していただきます。 i 買付者等およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）組合員その他の構成員を含む。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容等を含む。）</p>	<p>6. その他 本新株予約権の割当方法、名義書換方法、当社による新株予約権の取得方法等の詳細につきましては、本新株予約権無償割当ての割当期日の決定が行われた後、株主の皆様に対して公告または通知いたします。</p>



前連結会計年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2009年 4月 1日 至 2010年 3月 31日)
<p>買付の目的、方法および内容（買付対価の価額・種類、買付の時期、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性、買付実行の蓋然性等を含む。）</p> <p>買付価格の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに買付に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額およびその算定根拠等を含む。）</p> <p>買付資金の裏付け（買付資金の提供者（実質提供者を含む。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含む。）</p> <p>買付後の当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策、買付後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針</p> <p>その他第三者委員会が合理的に必要と判断する情報</p> <p>なお、第三者委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付を開始したものと認められる場合には、引き続き買付提案書および本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記に記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権無償割当ての実施を勧告します。</p> <p>第三者委員会の検討手続</p> <p>第三者委員会は、買付者等から提出された買付提案書ならびに第三者委員会が追加提出を求めた本必要情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、第三者委員会が定める期間内に買付者等の買付内容に対する意見およびその根拠資料、代替案その他第三者委員会が適宜必要と認める情報・資料を提示するよう要求することができます。</p> <p>第三者委員会は、買付者等から最初に情報・資料を受領した後、原則として対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社株式の買付の場合は60日以内、またはその他の方法による買付提案の場合には90日以内（以下「第三者委員会検討期間」といいます。）で、買付者等の買付内容の検討、当社取締役会による代替案の検討、買付者と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行います。</p> <p>また、第三者委員会は、必要があれば当社代表取締役等を通じて、当該買付者等と交渉することなどにより、当該買収提案が当社の利益のために改善されるよう努め、中立・公平な観点から慎重に検討を行います。</p>	

<p>前連結会計年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月 31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 2009年 4月 1日 至 2010年 3月 31日)</p>
<p>更に、第三者委員会は、上記の検討手続を経て、第三者委員会細則（その概要につきましては別添 1 をご参照ください。）の判断基準（上記 2（1）（ア）に記載のとおり。）に従い、当該買付提案が濫用的買取に該当するか否か、および当該買付者等が敵対的性質が存する者であるか否かを審議・決議し、第三者委員会検討期間内に当社取締役会に勧告します。</p> <p>新株予約権無償割当ての内容 対抗措置としての新株予約権無償割当ての内容は、別添 2「本プランに係る新株予約権無償割当要綱」に記載のとおりです。</p> <p>(3) 対抗措置発動後の中止について 本新株予約権無償割当ての停止条件が成就した後、割当対象株主が確定する日までの間に、買付者の買付行為の中止または買付内容の変更等がなされたことにより、当該買付者に敵対的性質が存しないと当社取締役会が認めるに至った場合には、当社取締役会は本新株予約権無償割当ての決議を取り消し、対抗措置の発動を中止することができるものとします。</p> <p>3 . 本プランの合理性 本プランは、経済産業省および法務省が平成17年 5月 27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則、すなわち、企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則を完全に充足しています。</p> <p>また本プランにおいて対抗措置をとるか否かは中立的な第三者委員会の判断を最大限尊重して行われますので、株主の共同利益を損なうものではありません。</p> <p>4 . 株主の皆様への影響 (1) 本プランの導入時に株主の皆様にご与える影響 本プランの導入時点においては、本新株予約権無償割当て自体は行われませんので、株主および投資家の皆様の権利・利益に直接的な影響は生じておりません。</p> <p>(2) 本新株予約権無償割当て実施により株主の皆様にご与える影響 当社取締役会が本新株予約権無償割当てに際して別途設定する割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式 1 株につき 2 個の割合で、本新株予約権が無償で割当てられますので、株式の希釈化は生じません。</p> <p>当社は、買付者等以外の株主の皆様の本新株予約権を取得する手続を取り、その旨該当する株主の皆様へ通知いたします。株主の皆様は、金銭等を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として当社普通株式を受領されることとなります。</p>	

<p>前連結会計年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月 31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 2009年 4月 1日 至 2010年 3月 31日)</p>
<p>5. 本プランの有効期限と継続について</p> <p>現在の本プランの有効期限は、2010年6月の定時株主総会終結後に開催される取締役会の終了時までとされており、2010年度以降につきましては、毎年の定時株主総会で新たに選任された取締役による取締役会においてその後1年間の継続の可否を決議し、同決議内容を株主の皆様へ情報開示するとともに当該事業年度の定時株主総会（毎年6月開催予定）において、報告をすることとなっております。なお、当社の取締役の任期は1年となっております。本プランは取締役会の決議において廃止することが可能でありますので、本プランの廃止を希望される株主の皆様は、取締役の選任議案を通じて株主の皆様の意思を表明していただきたく存じます。その結果、出席株主の皆様様の議決権の過半数のご賛同を得られなかった等、本プランに対し反対である旨の株主の皆様様の総体的意思が示された場合には、速やかに本プランを廃止いたします。</p> <p>なお、有効期間満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。また、当社取締役会が本プランの設計を見直す必要があると判断した場合には、改めて株主総会にお諮りして、株主の皆様のご意思を確認することといたします。</p> <p>6. その他</p> <p>本新株予約権の割当方法、名義書換方法、当社による新株予約権の取得方法等の詳細につきましては、本新株予約権無償割当ての割当期日の決定が行われた後、株主の皆様に対して公告または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。</p> <p>なお、本プランの詳細につきましては、当社ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。 (アドレス <a href="http://www.itfor.co.jp/">http://www.itfor.co.jp/</a>)</p> <p>(別添1) 第三者委員会細則の骨子</p> <p>1. 中立的な判断の確保</p> <p>(1) 新株予約権無償割当ての停止条件の成就について取締役会の中立的な判断を確保するために、社外監査役、弁護士（顧問契約先の弁護士を除く）、公認会計士（監査契約先の公認会計士を除く）等で当社と利害関係のない者から選任する3名から構成される第三者委員会を設置する。</p> <p>当社と第三者委員会の各委員の間では、善良なる管理者の注意をもって任務にあたる義務を負うことを含む委任契約を締結する。</p> <p>(2) 第三者委員会の委員は、取締役会が平時に任命する。ただし、委員の補欠を置くことが出来る。</p> <p>(3) 第三者委員会の判断が必要と認められる場合には、常勤監査役が第三者委員会を招集する。</p>	

<p>前連結会計年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月 31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 2009年 4月 1日 至 2010年 3月 31日)</p>
<p>(4) 第三者委員会は、必要な判断を行うために、取締役会に説明や資料の提出を求め、または、企業経営につき見識を有する者、専門職（投資銀行、証券会社、ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含む。）等に対して、必要な情報の提出を要請し、または、その意見を求めることができる。</p> <p>また、第三者委員会は、その判断に必要と考える場合には、取締役会に対して、判断期間の延長を要請することができる。</p> <p>(5) 第三者委員会の決議は、原則として全員一致によるものとするが、これが困難な場合には、多数決によるものとする。</p> <p>2. 第三者委員会の審議事項</p> <p>第三者委員会は、原則として以下の各号に定める事項について審議・決議し、その決議の内容を、理由を付して取締役会に勧告する。</p> <p>(1) 買付者等についての「敵対的性質が存する者」への該当性</p> <p>(2) 上記1.(4)の判断期間の延長の要否</p> <p>(3) 「停止条件付一部取得条項付差別的行使条件付新株予約権無償割当て」決議内容における取締役会が判断すべき事項のうち、取締役会が第三者委員会に諮問した事項</p> <p>(4) 取締役会が、別途第三者委員会が行うことができるものと定めた事項</p> <p>3. 敵対的性質が存する者の判断基準</p> <p>買付者等の買付提案が、次の各条件のいずれかに当たる場合には、当該買付者等は敵対的性質が存すると判断するものとする。</p> <p>i 買付等が誠実に会社経営に参加することを目的としていないこと（専ら株価をつり上げ、高値で株式を当社または当社関係者に買い取らせることを目的としている場合を含む。）</p> <p>当社を一時的に支配して、当社の重要な従業員や資産、ノウハウ等を買付者等またはその関係者に移転させる等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を図ることを目的としていること</p> <p>当社の資産等を当該買付者等またはその関係者の債務の担保や弁済原資として流用することを目的としていること</p> <p>当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額な資産等を処分させ、その利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価上昇の機会を狙って売り抜けることを目的としていること</p>	

前連結会計年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月31日)	当連結会計年度 (自 2009年 4月 1日 至 2010年 3月31日)
<p>買付等の提案が、当社取締役会において提案の適否と対案を検討することの可能な時間的余裕を与えていないこと</p> <p>買付者等が本プランに定める事項を履行した場合であっても、買付案、買付価額等の合理性について株主に誤解を与えるおそれがあること</p> <p>買付等の提案が、株主に対して冷静に株式売却を検討することができるように配慮されておらず、株主に対して当社株式の売り急ぎを強要するおそれがあること</p> <p>買付等の提案の内容が不適切であるため、当社における企業価値の源泉である当社と顧客との長期的な信頼関係および当社の優秀な技術者の雇用の維持を阻害するおそれがあり、当社の長期的な企業価値を損なうものであること</p> <p>買付者等が、買付内容の検討に必要な情報が含まれた買付提案書を提出せず、または第三者委員会の求めに応じた追加情報を提出しないなど、本プランに定める事項を履行していないこと</p> <p>ただし、買付者等が次の各条件のいずれかに当たる場合には、敵対的性質が存しないと判断するものとする。</p> <p>当社の子会社（財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。）、関連会社（財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則第8条第5項に定義される。）不注意で、または当社を支配する意図がないのに特定株式保有者となった者と第三者委員会が認めた者で、かつ、特定株式保有者となった後10日以内（ただし、当社取締役会はこの期間を延長できる。）にその保有する株券等を処分等することにより特定株式保有者ではなくなった者</p> <p>当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、当社の特定株式保有者になった者である旨第三者委員会が認めた者（ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）</p> <p>当社の特定株式保有者となったとしても当社の企業価値または株主共同の利益との関係で、対抗措置をとることが相当でないと第三者委員会が認めた者</p>	

<p>前連結会計年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 2009年 4月 1日 至 2010年 3月31日)</p>
<p>4. 情報の開示</p> <p>第三者委員会は、買付者等から買付提案書が提出された事実および買付者等から提出された各種情報その他の情報のうち第三者委員会が適切と判断する事項について、必要と判断する時点において、株主に対して情報開示を行うものとする。</p> <p>また、上記1.(4)の判断期間を延長する旨の決議を行った場合、第三者委員会は、その理由、延長期間、その他第三者委員会が適切と認める事項について、当該延長の決議後速やかに情報開示を行うものとする。</p> <p>(別添2) 本プランに係る新株予約権無償割当要綱</p> <p>1. 本新株予約権無償割当ては、以下の停止条件が成就したときから効力を発する。</p> <p>ある者が、特定株式保有者に該当したとして該当者から公表がなされた日もしくは当社取締役会がこれを認めて公表した日のいずれか早い方から10日の期間内(ただし、取締役会が延期することができる。)に、当社取締役会が対抗措置をとることが適切であると判断し、その旨を公表すること</p> <p>または、</p> <p>当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいう。)について、買付等の後にその者が特定株式保有者となるような公開買付の公告を行った場合には、当該公告の日から10日の期間内(ただし、取締役会が延期することができる。)に、当社取締役会が対抗措置をとることが適切であると判断し、その旨を公表すること</p> <p>なお、当社取締役会は、その者が敵対的性質が存する者であるか否かの第三者委員会による判断を最大限に尊重して、上記対抗措置をとることが適切であるか否かの判断を行うものとする。</p> <p>2. 割当対象株主</p> <p>本新株予約権無償割当ての停止条件が成就した日の翌日から3週間以内の期間で、当社取締役会が新株予約権無償割当てを行う日として公告した日(以下「割当期日」という。)における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主(ただし当社を除く。以下「割当対象株主」という。)に対し、その保有株式1株につき新株予約権2個の割合で、本新株予約権を無償にて割り当てる。</p> <p>3. 株主に割り当てる新株予約権の数の算定方法</p> <p>割当期日における最終の発行済株式総数(当社の保有する当社普通株式の数を控除する。)の2倍の数とする。</p> <p>4. 新株予約権無償割当てが効力を生ずる日</p> <p>上記第2項に定める割当期日とする。</p>	

前連結会計年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2009年 4月 1日 至 2010年 3月 31日)
<p>5. 新株予約権の目的である株式の数の算定方法                      本新株予約権 1個当たりの目的である株式数を当社普通株式 1株とし、その総数は割当期日における最終の発行済株式総数(当社の保有する当社普通株式の数を控除する。)の2倍の数とする。</p> <p>6. 当該新株予約権の行使に際して出資される財産の価額                      本新株予約権の目的となる株式 1株につき 1円とする。</p> <p>7. 当該新株予約権を行使することができる期間                      本新株予約権の割当期日から 3週間を経過した日の翌日から 1か月間とする。</p> <p>8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項                      全額を資本に組み入れる。</p> <p>9. 新株予約権の行使の条件                      特定株式保有者、その共同保有者、その特別関係者もしくはこれらの者から新株予約権を承継した者(ただし、承継につき当社取締役会の承認を得た者を除く。)またはこれらの者が実質的に支配し、これらの者を実質的に支配し、これらの者が共同して支配し、もしくはこれらの者と共同して行動する者として当社取締役会が認定した者は新株予約権を行使することができない。</p> <p>10. 新株予約権の行使請求方法および払込の方法                      新株予約権の行使請求方法および払込の方法については、別途、当社取締役会において定める。</p> <p>11. 新株予約権行使の効力発生時期等                      新株予約権を行使した新株予約権者は、当該新株予約権を行使した日に、当該新株予約権の目的である株式の株主となる。                      当社は、新株予約権の行使の効力発生後、すみやかに株券を交付する。</p> <p>12. 譲渡による当該新株予約権の取得について当該株式会社の承認を要するときはその旨                      本新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。</p> <p>13. 当社による新株予約権の一部取得                      本新株予約権は、割当期日から 3週間を経過した日の到来をもって、当社が以下の要領によりこれを取得する。                      上記 に定める日に、当社は第 9 項に従い新株予約権を行使することができる者の新株予約権を取得する。                      上記 の取得にあたって、取得する新株予約権 1個と引換えに、当該新株予約権者に対して当社普通株式 1株を交付する。</p>	

前連結会計年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2009年 4月 1日 至 2010年 3月 31日)
<p>14. 新株予約権の当社による取得または行使により新たに当社株式を取得した場合の当該株主の、株主総会における議決権行使            当社が定める基準日後に、当社による新株予約権の取得または新株予約権の行使によって、新たに当社株式を取得した場合の当該株主は、株主総会において議決権を行使できるものとする。</p> <p>15. 新株予約権証券の不発行            新株予約権証券は、発行しない。</p> <p>16. その他            その他、新株予約権無償割当てに関し必要な詳細に関する一切の事項の決定は、当社代表取締役に一任する。</p>	



【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定のリース債務	1,018	1,064	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	-	-	-
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	2,164	1,005	-	-
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	3,183	2,069	-	-

(注) 1. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

2. リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
リース債務	1,005	-	-	-

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報

	第1四半期 自2009年4月1日 至2009年6月30日	第2四半期 自2009年7月1日 至2009年9月30日	第3四半期 自2009年10月1日 至2009年12月31日	第4四半期 自2010年1月1日 至2010年3月31日
売上高(千円)	1,852,806	2,230,371	1,975,904	3,295,187
税金等調整前四半期純 利益金額(千円)	196,537	124,440	97,918	690,787
四半期純利益金額 (千円)	118,813	51,972	52,758	352,475
1株当たり四半期純利 益金額(円)	4.32	1.89	1.92	12.92

2【財務諸表等】  
(1)【財務諸表】  
【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2009年3月31日)	当事業年度 (2010年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,862,913	1,920,825
受取手形	318,977	276,601
売掛金	2,611,664	1,692,280
有価証券	2,944,878	2,848,116
商品	113,717	58,695
仕掛品	235,127	147,953
貯蔵品	18,171	18,017
前渡金	-	13
前払費用	157,412	112,229
繰延税金資産	299,145	248,254
その他	19,102	11,650
貸倒引当金	210	196
流動資産合計	8,580,900	7,334,441
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,012,182	1,020,303
減価償却累計額	573,210	603,906
建物(純額)	438,972	416,397
機械及び装置	19,565	19,565
減価償却累計額	17,713	18,037
機械及び装置(純額)	1,851	1,527
工具、器具及び備品	1,489,660	1,421,306
減価償却累計額	1,202,058	1,179,153
工具、器具及び備品(純額)	287,601	242,152
土地	149,565	149,565
リース資産	3,278	3,278
減価償却累計額	273	1,365
リース資産(純額)	3,004	1,912
建設仮勘定	548	6,289
有形固定資産合計	881,543	817,843
無形固定資産		
商標権	2,900	1,022
ソフトウェア	364,355	591,736
ソフトウェア仮勘定	292,405	196,946
その他	7,751	7,661
無形固定資産合計	667,412	797,366

	前事業年度 (2009年3月31日)	当事業年度 (2010年3月31日)
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	416,920	647,365
関係会社株式	494,032	488,303
関係会社長期貸付金	60,000	45,000
破産更生債権等	285	285
長期前払費用	2,185	2,827
長期預金	-	100,000
繰延税金資産	288,253	184,438
敷金及び保証金	293,753	293,753
会員権	24,580	25,356
保険積立金	45,252	44,252
貸倒引当金	285	285
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>1,624,978</b>	<b>1,831,296</b>
<b>固定資産合計</b>	<b>3,173,934</b>	<b>3,446,507</b>
<b>資産合計</b>	<b>11,754,834</b>	<b>10,780,949</b>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
買掛金	1,809,237	954,136
リース債務	1,018	1,064
未払金	244,726	182,540
未払費用	50,178	46,678
未払法人税等	575,000	341,817
未払消費税等	52,232	21,758
前受金	417,778	380,439
預り金	14,911	28
賞与引当金	415,000	381,000
その他	21,663	20,414
<b>流動負債合計</b>	<b>3,601,745</b>	<b>2,329,877</b>
<b>固定負債</b>		
リース債務	2,164	1,005
長期未払金	290,005	251,384
退職給付引当金	275,494	292,396
<b>固定負債合計</b>	<b>567,663</b>	<b>544,785</b>
<b>負債合計</b>	<b>4,169,409</b>	<b>2,874,663</b>

	前事業年度 (2009年3月31日)	当事業年度 (2010年3月31日)
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	1,124,669	1,124,669
<b>資本剰余金</b>		
資本準備金	1,221,189	1,221,189
資本剰余金合計	1,221,189	1,221,189
<b>利益剰余金</b>		
利益準備金	94,356	94,356
<b>その他利益剰余金</b>		
別途積立金	5,112,500	5,512,500
繰越利益剰余金	969,900	911,871
利益剰余金合計	6,176,756	6,518,727
自己株式	800,186	900,670
株主資本合計	7,722,427	7,963,914
<b>評価・換算差額等</b>		
その他有価証券評価差額金	138,704	77,870
繰延ヘッジ損益	1,702	659
評価・換算差額等合計	137,001	77,210
新株予約権	-	19,581
純資産合計	7,585,425	7,906,285
負債純資産合計	11,754,834	10,780,949

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月 31日)	当事業年度 (自 2009年 4月 1日 至 2010年 3月 31日)
<b>売上高</b>		
システム売上高	9,150,711	7,140,085
カスタマーサービス収入	2,566,017	2,083,468
売上高合計	11,716,729	9,223,554
<b>売上原価</b>		
システム売上原価	6,302,763	4,683,114
カスタマーサービス原価	1,009,987	903,560
売上原価合計	7,312,751	5,586,674
<b>売上総利益</b>	4,403,977	3,636,880
販売費及び一般管理費	2,764,290	2,472,148
<b>営業利益</b>	1,639,686	1,164,731
<b>営業外収益</b>		
受取利息	3,266	2,859
有価証券利息	24,269	10,627
受取配当金	15,916	10,731
契約中途解除益	-	16,999
和解清算益	-	32,044
雑収入	13,271	11,556
営業外収益合計	56,723	84,818
<b>営業外費用</b>		
支払利息	36	117
固定資産除却損	7,904	5,898
支払手数料	10,418	8,145
投資有価証券評価損	22,941	53,682
契約中途解除損	64,026	-
雑損失	26,840	6,516
営業外費用合計	132,168	74,360
<b>経常利益</b>	1,564,242	1,175,189
<b>税引前当期純利益</b>	1,564,242	1,175,189
法人税、住民税及び事業税	683,467	403,500
法人税等調整額	29,398	132,127
法人税等合計	654,068	535,627
<b>当期純利益</b>	910,173	639,561

【製造原価明細書】

システム売上原価

区分	注記 番号	前事業年度 (自2008年4月1日 至2009年3月31日)		当事業年度 (自2009年4月1日 至2010年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費	1	1,086,351	27.1	1,128,232	36.1
経費		2,915,919	72.9	1,986,071	63.9
当期総製造費用		4,002,271	100.0	3,114,303	100.0
期首仕掛品たな卸高	2	666,090		230,904	
計		4,668,362		3,345,207	
期末仕掛品たな卸高		230,904		147,441	
他勘定振替高	3	650,485		299,686	
当期製品製造原価		3,786,972		2,898,080	
期首商品たな卸高		187,404		113,168	
当期商品仕入高	3	2,452,140		1,727,132	
計		2,639,544		1,840,301	
期末商品たな卸高		113,168		57,517	
他勘定振替高	3	10,584		2,249	
当期商品売上原価		2,515,791		1,785,033	
システム売上原価		6,302,763		4,683,114	

1 経費の主な内訳は次の通りであります。

項目	前事業年度	当事業年度
外注加工費(千円)	2,490,116	1,394,912
減価償却費(千円)	152,957	255,780
賃借料(千円)	105,656	127,430

2 他勘定振替高の内容は次の通りであります。

項目	前事業年度	当事業年度
ソフトウェア(千円)	534,453	279,521
営業外費用(千円)	116,026	16,442
その他(千円)	6	3,722
合計(千円)	650,485	299,686

3 他勘定振替高の内容は次の通りであります。

項目	前事業年度	当事業年度
貯蔵品(千円)	4,822	-
建設仮勘定(千円)	5,787	310
その他(千円)	24	2,560
合計(千円)	10,584	2,249

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、個別原価計算による実際原価計算であります。

## カスタマーサービス原価

区分	注記 番号	前事業年度 (自2008年4月1日 至2009年3月31日)		当事業年度 (自2009年4月1日 至2010年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費	1	354,817	39.8	266,346	33.1
経費		536,157	60.2	537,258	66.9
当期総製造費用		890,975	100.0	803,604	100.0
期首仕掛品たな卸高		3,099		4,222	
計		894,074		807,827	
期末仕掛品たな卸高		4,222		512	
当期製品製造原価		889,851		807,314	
期首商品たな卸高		99		548	
当期商品仕入高		121,292		98,011	
計		121,392		98,559	
期末商品たな卸高	2	548		1,178	
他勘定振替高		707		1,136	
当期商品売上原価		120,136		96,245	
カスタマーサービス原価		1,009,987		903,560	

1 経費の主な内訳は次の通りであります。

項目	前事業年度	当事業年度
外注加工費(千円)	426,621	397,489
減価償却費(千円)	73,879	74,254
保守消耗品費(千円)	8,850	15,201

2 他勘定振替高の内容は次の通りであります。

項目	前事業年度	当事業年度
貯蔵品	-	1,136
その他(千円)	707	-
合計(千円)	707	1,136

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、個別原価計算による実際原価計算であります。

【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月 31日)	当事業年度 (自 2009年 4月 1日 至 2010年 3月 31日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
前期末残高	1,124,669	1,124,669
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,124,669	1,124,669
<b>資本剰余金</b>		
<b>資本準備金</b>		
前期末残高	1,221,189	1,221,189
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,221,189	1,221,189
<b>利益剰余金</b>		
<b>利益準備金</b>		
前期末残高	94,356	94,356
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	94,356	94,356
<b>その他利益剰余金</b>		
<b>別途積立金</b>		
前期末残高	4,812,500	5,112,500
当期変動額		
別途積立金の積立	300,000	400,000
当期変動額合計	300,000	400,000
当期末残高	5,112,500	5,512,500
<b>繰越利益剰余金</b>		
前期末残高	795,668	969,900
当期変動額		
別途積立金の積立	300,000	400,000
剰余金の配当	264,194	274,697
当期純利益	910,173	639,561
自己株式の処分	171,747	22,893
当期変動額合計	174,231	58,029
当期末残高	969,900	911,871
<b>利益剰余金合計</b>		
前期末残高	5,702,524	6,176,756
当期変動額		
別途積立金の積立	-	-
剰余金の配当	264,194	274,697
当期純利益	910,173	639,561



	前事業年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月 31日)	当事業年度 (自 2009年 4月 1日 至 2010年 3月 31日)
自己株式の処分	171,747	22,893
当期変動額合計	474,231	341,970
当期末残高	6,176,756	6,518,727
自己株式		
前期末残高	708,957	800,186
当期変動額		
自己株式の取得	467,888	266,234
自己株式の処分	376,658	165,750
当期変動額合計	91,229	100,484
当期末残高	800,186	900,670
株主資本合計		
前期末残高	7,339,425	7,722,427
当期変動額		
剰余金の配当	264,194	274,697
当期純利益	910,173	639,561
自己株式の取得	467,888	266,234
自己株式の処分	204,911	142,857
当期変動額合計	383,002	241,486
当期末残高	7,722,427	7,963,914
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	33,842	138,704
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	172,547	60,834
当期変動額合計	172,547	60,834
当期末残高	138,704	77,870
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	4,162	1,702
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	5,864	1,043
当期変動額合計	5,864	1,043
当期末残高	1,702	659
評価・換算差額等合計		
前期末残高	29,680	137,001
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	166,682	59,791
当期変動額合計	166,682	59,791
当期末残高	137,001	77,210

	前事業年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月31日)	当事業年度 (自 2009年 4月 1日 至 2010年 3月31日)
<b>新株予約権</b>		
前期末残高	-	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	19,581
当期変動額合計	-	19,581
当期末残高	-	19,581
<b>純資産合計</b>		
前期末残高	7,369,106	7,585,425
当期変動額		
剰余金の配当	264,194	274,697
当期純利益	910,173	639,561
自己株式の取得	467,888	266,234
自己株式の処分	204,911	142,857
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	166,682	79,373
当期変動額合計	216,319	320,859
当期末残高	7,585,425	7,906,285

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自 2008年4月1日 至 2009年3月31日)	当事業年度 (自 2009年4月1日 至 2010年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)によっております。</p> <p>(2) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法に基づく原価法によっております。</p> <p>(3) その他有価証券 時価のあるもの 期末決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。</p> <p>時価のないもの 移動平均法に基づく原価法によっております。</p>	<p>(1) 満期保有目的の債券 同左</p> <p>(2) 子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>(3) その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>デリバティブ 時価法によっております。</p>	<p>デリバティブ 同左</p>
3. たな卸資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 商品 総平均法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。</p> <p>(2) 仕掛品 個別法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。</p> <p>(3) 貯蔵品 総平均法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。</p> <p>(会計方針の変更) 当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分)を適用しております。 これにより、営業利益、経常利益および税引前当期純利益は、それぞれ32,531千円減少しております。</p>	<p>(1) 商品 同左</p> <p>(2) 仕掛品 同左</p> <p>(3) 貯蔵品 同左</p>

項目	前事業年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月31日)	当事業年度 (自 2009年 4月 1日 至 2010年 3月31日)
4. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1)有形固定資産(リース資産を除く)                      定率法(ただし、平成10年度税制改正以降取得した建物(附属設備を除く)については定額法)によっております。                      なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間の均等償却をしております。                      なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p style="margin-left: 40px;">建物 3～50年                      工具器具備品 2～15年</p> <p>(2)無形固定資産                      定額法によっております。                      なお、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売期間(3年以内)における見込販売数量に基づく償却額と販売可能な残存有効期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上しております。また、自社利用目的のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p> <p>(3)リース資産                      所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産                      リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p>	<p>(1)有形固定資産(リース資産を除く)                      同左</p> <p>(2)無形固定資産                      同左</p> <p>(3)リース資産                      同左</p>

項目	前事業年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月31日)	当事業年度 (自 2009年 4月 1日 至 2010年 3月31日)
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>なお、為替予約等の振当処理の対象となっている外貨建金銭債権債務については、当該為替予約等の円貨額に換算しております。</p>	同左
6. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額基準に基づき計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金</p> <p>(追加情報) 役員の報酬制度改革の一環として、2008年6月20日開催の第49回定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止いたしました。これに伴い当該制度廃止日までの期間に対応する役員退職慰労金相当額290,005千円を固定負債「長期未払金」に含めて計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 退職給付引当金 同左</p> <p>(会計方針の変更) 当事業年度より、「「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)」(企業会計基準第19号 平成20年7月31日)を適用しております。</p> <p>なお、これによる営業利益、経常利益および税引前当期純利益並びに未認識数理計算上の差異の未償却残高に与える影響はありません。</p>



## 【会計処理方法の変更】

前事業年度 (自 2008年4月1日 至 2009年3月31日)	当事業年度 (自 2009年4月1日 至 2010年3月31日)
<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)平成19年3月30日改正))および「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。なお、これによる影響は軽微であります。</p>	<p>(完成工事高および完成工事原価の計上基準の変更)</p> <p>システム開発の請負に係る収益の計上基準については、従来、工事完成基準(検収基準)を適用しておりましたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)および「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を当事業年度より適用し、当事業年度に着手した工事契約から、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準(検収基準)を適用しております。</p> <p>これによる、当事業年度の売上高、営業利益、経常利益および税引前当期純利益に与える影響はありません。</p>

## 【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (2009年3月31日)	当事業年度 (2010年3月31日)														
<p>1. コミットメントライン(特定融資枠契約)</p> <p>運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行7行とコミットメントライン(特定融資枠契約)を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>コミットメントラインの総額</td> <td>2,000,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>- 千円</td> </tr> <tr> <td>差額</td> <td>2,000,000千円</td> </tr> </table> <p>2. 偶発債務</p> <table> <tr> <td>売掛債権売却残高</td> <td>76,329千円</td> </tr> </table>	コミットメントラインの総額	2,000,000千円	借入実行残高	- 千円	差額	2,000,000千円	売掛債権売却残高	76,329千円	<p>1. コミットメントライン(特定融資枠契約)</p> <p>運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行7行とコミットメントライン(特定融資枠契約)を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>コミットメントラインの総額</td> <td>2,000,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>- 千円</td> </tr> <tr> <td>差額</td> <td>2,000,000千円</td> </tr> </table>	コミットメントラインの総額	2,000,000千円	借入実行残高	- 千円	差額	2,000,000千円
コミットメントラインの総額	2,000,000千円														
借入実行残高	- 千円														
差額	2,000,000千円														
売掛債権売却残高	76,329千円														
コミットメントラインの総額	2,000,000千円														
借入実行残高	- 千円														
差額	2,000,000千円														

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 2008年4月1日 至 2009年3月31日)	当事業年度 (自 2009年4月1日 至 2010年3月31日)																														
<p>1. 販売費と一般管理費のおおよその割合は、販売費62%、一般管理費38%であります。 主な費目および金額の内訳は次の通りであります。</p> <table border="0"> <tr><td>給料手当</td><td>1,251,297千円</td></tr> <tr><td>法定福利費</td><td>193,161千円</td></tr> <tr><td>役員報酬</td><td>198,237千円</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td>218,642千円</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td>79,799千円</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金繰入額</td><td>6,300千円</td></tr> <tr><td>賃借料</td><td>236,395千円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>82,091千円</td></tr> </table> <p>2. 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費は、23,371千円であります。</p> <p>3. 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。</p> <p style="text-align: right;">32,531千円</p>	給料手当	1,251,297千円	法定福利費	193,161千円	役員報酬	198,237千円	賞与引当金繰入額	218,642千円	退職給付費用	79,799千円	役員退職慰労引当金繰入額	6,300千円	賃借料	236,395千円	減価償却費	82,091千円	<p>1. 販売費と一般管理費のおおよその割合は、販売費54%、一般管理費46%であります。 主な費目および金額の内訳は次の通りであります。</p> <table border="0"> <tr><td>給料手当</td><td>1,043,075千円</td></tr> <tr><td>法定福利費</td><td>172,395千円</td></tr> <tr><td>役員報酬</td><td>201,675千円</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td>192,296千円</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td>85,349千円</td></tr> <tr><td>賃借料</td><td>218,568千円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>58,351千円</td></tr> </table> <p>2. 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費は、32,130千円であります。</p> <p>3. 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、前事業年度の評価損の戻入益と当事業年度の評価損を相殺した結果、次のたな卸資産評価損戻入益が売上原価に含まれております。</p> <p style="text-align: right;">27,770千円</p>	給料手当	1,043,075千円	法定福利費	172,395千円	役員報酬	201,675千円	賞与引当金繰入額	192,296千円	退職給付費用	85,349千円	賃借料	218,568千円	減価償却費	58,351千円
給料手当	1,251,297千円																														
法定福利費	193,161千円																														
役員報酬	198,237千円																														
賞与引当金繰入額	218,642千円																														
退職給付費用	79,799千円																														
役員退職慰労引当金繰入額	6,300千円																														
賃借料	236,395千円																														
減価償却費	82,091千円																														
給料手当	1,043,075千円																														
法定福利費	172,395千円																														
役員報酬	201,675千円																														
賞与引当金繰入額	192,296千円																														
退職給付費用	85,349千円																														
賃借料	218,568千円																														
減価償却費	58,351千円																														

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2008年4月1日 至 2009年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数(千株)	当事業年度増加株式数(千株)	当事業年度減少株式数(千株)	当事業年度末株式数(千株)
普通株式(注)	1,620	1,203	863	1,960
合計	1,620	1,203	863	1,960

(注) 自己株式の増加1,203千株は、取締役会決議による自己株式の取得であり、自己株式の減少863千株はストック・オプションの行使によるものであります。

当事業年度(自 2009年4月1日 至 2010年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数(千株)	当事業年度増加株式数(千株)	当事業年度減少株式数(千株)	当事業年度末株式数(千株)
普通株式(注)	1,960	748	407	2,301
合計	1,960	748	407	2,301

(注) 自己株式の増加748千株は、取締役会決議による自己株式の取得であり、自己株式の減少407千株はストック・オプションの行使によるものであります。



(リース取引関係)

前事業年度 (自 2008年4月1日 至 2009年3月31日)	当事業年度 (自 2009年4月1日 至 2010年3月31日)
ファイナンス・リース取引(借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 有形固定資産 事務用機器(工具器具備品)であります。 リース資産の減価償却方法 重要な会計方針「4.固定資産の減価償却の方法」に 記載のとおりであります。	ファイナンス・リース取引(借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 有形固定資産 同左 リース資産の減価償却方法 同左

(有価証券関係)

前事業年度(2009年3月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

当事業年度(2010年3月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式28,015千円、関連会社株式460,287千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、記載しておりません。

## (税効果会計関係)

前事業年度(2009年3月31日)	当事業年度(2010年3月31日)																																																												
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>未払事業税否認</td><td style="text-align: right;">43,981千円</td></tr> <tr><td>会員権評価損否認</td><td style="text-align: right;">17,425千円</td></tr> <tr><td>事業用土地評価損否認</td><td style="text-align: right;">112,459千円</td></tr> <tr><td>賞与引当金否認</td><td style="text-align: right;">168,863千円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金否認</td><td style="text-align: right;">112,098千円</td></tr> <tr><td>長期未払金否認</td><td style="text-align: right;">118,003千円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金損金算入限度超過額</td><td style="text-align: right;">201千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">189,800千円</td></tr> <tr><td>小計</td><td style="text-align: right;">762,833千円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">155,975千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;">606,857千円</td></tr> </table> <p>繰延税金負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>為替予約</td><td style="text-align: right;">1,168千円</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">18,290千円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right;">19,458千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right;">587,399千円</td></tr> </table>	未払事業税否認	43,981千円	会員権評価損否認	17,425千円	事業用土地評価損否認	112,459千円	賞与引当金否認	168,863千円	退職給付引当金否認	112,098千円	長期未払金否認	118,003千円	貸倒引当金損金算入限度超過額	201千円	その他	189,800千円	小計	762,833千円	評価性引当額	155,975千円	繰延税金資産合計	606,857千円	為替予約	1,168千円	その他有価証券評価差額金	18,290千円	繰延税金負債合計	19,458千円	繰延税金資産の純額	587,399千円	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>未払事業税否認</td><td style="text-align: right;">26,826千円</td></tr> <tr><td>会員権評価損否認</td><td style="text-align: right;">10,657千円</td></tr> <tr><td>事業用土地評価損否認</td><td style="text-align: right;">112,432千円</td></tr> <tr><td>賞与引当金否認</td><td style="text-align: right;">154,990千円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金否認</td><td style="text-align: right;">118,946千円</td></tr> <tr><td>長期未払金否認</td><td style="text-align: right;">102,263千円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金損金算入限度超過額</td><td style="text-align: right;">138千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">139,199千円</td></tr> <tr><td>小計</td><td style="text-align: right;">665,454千円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">190,724千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;">474,730千円</td></tr> </table> <p>繰延税金負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>為替予約</td><td style="text-align: right;">452千円</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">41,584千円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right;">42,037千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right;">432,692千円</td></tr> </table>	未払事業税否認	26,826千円	会員権評価損否認	10,657千円	事業用土地評価損否認	112,432千円	賞与引当金否認	154,990千円	退職給付引当金否認	118,946千円	長期未払金否認	102,263千円	貸倒引当金損金算入限度超過額	138千円	その他	139,199千円	小計	665,454千円	評価性引当額	190,724千円	繰延税金資産合計	474,730千円	為替予約	452千円	その他有価証券評価差額金	41,584千円	繰延税金負債合計	42,037千円	繰延税金資産の純額	432,692千円
未払事業税否認	43,981千円																																																												
会員権評価損否認	17,425千円																																																												
事業用土地評価損否認	112,459千円																																																												
賞与引当金否認	168,863千円																																																												
退職給付引当金否認	112,098千円																																																												
長期未払金否認	118,003千円																																																												
貸倒引当金損金算入限度超過額	201千円																																																												
その他	189,800千円																																																												
小計	762,833千円																																																												
評価性引当額	155,975千円																																																												
繰延税金資産合計	606,857千円																																																												
為替予約	1,168千円																																																												
その他有価証券評価差額金	18,290千円																																																												
繰延税金負債合計	19,458千円																																																												
繰延税金資産の純額	587,399千円																																																												
未払事業税否認	26,826千円																																																												
会員権評価損否認	10,657千円																																																												
事業用土地評価損否認	112,432千円																																																												
賞与引当金否認	154,990千円																																																												
退職給付引当金否認	118,946千円																																																												
長期未払金否認	102,263千円																																																												
貸倒引当金損金算入限度超過額	138千円																																																												
その他	139,199千円																																																												
小計	665,454千円																																																												
評価性引当額	190,724千円																																																												
繰延税金資産合計	474,730千円																																																												
為替予約	452千円																																																												
その他有価証券評価差額金	41,584千円																																																												
繰延税金負債合計	42,037千円																																																												
繰延税金資産の純額	432,692千円																																																												
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。</p>	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p style="text-align: center;">(%)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.68</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">1.12</td></tr> <tr><td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">0.19</td></tr> <tr><td>住民税均等割</td><td style="text-align: right;">0.99</td></tr> <tr><td>評価性引当額の増減</td><td style="text-align: right;">2.96</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">0.02</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right;">45.58</td></tr> </table>	法定実効税率	40.68	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	1.12	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.19	住民税均等割	0.99	評価性引当額の増減	2.96	その他	0.02	税効果会計適用後の法人税等の負担率	45.58																																												
法定実効税率	40.68																																																												
(調整)																																																													
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.12																																																												
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.19																																																												
住民税均等割	0.99																																																												
評価性引当額の増減	2.96																																																												
その他	0.02																																																												
税効果会計適用後の法人税等の負担率	45.58																																																												

## ( 1株当たり情報 )

前事業年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月 31日)		当事業年度 (自 2009年 4月 1日 至 2010年 3月 31日)	
1株当たり純資産額	276.14円	1株当たり純資産額	290.71円
1株当たり当期純利益金額	32.72円	1株当たり当期純利益金額	23.33円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	-円	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	-円

(注) 1. 前事業年度および当事業年度において、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月 31日)	当事業年度 (自 2009年 4月 1日 至 2010年 3月 31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	910,173	639,561
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	910,173	639,561
期中平均株式数(株)	27,815,300	27,411,539
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	<p>新株予約権(停止条件付一部取得条項付差別的行使条件付新株予約権無償割当て)54,939千株</p> <p>第2回新株予約権</p> <p>なお、概要は「第4提出会社の状況1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。</p>	<p>新株予約権(停止条件付一部取得条項付差別的行使条件付新株予約権無償割当て)54,257千株</p> <p>第2回新株予約権</p> <p>第6回新株予約権</p> <p>なお、概要は「第4提出会社の状況1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。</p>

## (重要な後発事象)

前事業年度 (自 2008年4月 1日 至 2009年3月31日)	当事業年度 (自 2009年4月 1日 至 2010年3月31日)
<p>2009年6月19日開催の定時株主総会終了後の取締役会におきまして、当社の企業価値および株主共同の利益を確保するために、以下の要領により当社株式の大規模買付行為への対応策（以下「本プラン」といいます。）の継続について決議いたしました。</p> <p>1. 本プランを必要とする理由</p> <p>当社はシステムインテグレーターとして、セキュアなシステムを希望するお客様から長期的かつ安定した信頼を得てシステムの納入を行ってきており、またこのような開発・販売を支えるのは、優秀な技術者である社員であります。昨今の動きとして、新たな法制度の整備や企業構造・文化の変化等を背景として対象となる会社の構造や特色に留意せず、経営陣と十分な協議や合意を得ることなく、突然大量の株式買付けを強行するといった動きも顕在化してきております。もちろん大量の株式買付け行為そのものを全て否定するものではなく、会社の企業価値・株主共同の利益を向上させる行為であれば、その判断は最終的には株主の皆様の全体の意思に基づいて決められるものであると考えております。</p> <p>しかし、大量の買付行為の中には、その目的等からして企業価値・株主共同の利益に明白な侵害を与えるものや株主の皆様に売却を事実上強要するもの、当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、株主の皆様に十分な検討を行うに足りる時間や情報を提供しないもの、当社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするものなど、当社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。</p> <p>このような当社に対する濫用的な買収によって当社の企業価値が毀損されることがあれば、当社の強みである優秀な技術者の流出が懸念されるのみならず、当社のシステムを採用していただいているお客様からの信頼を失い、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益が大きく損なわれるおそれがあります。</p> <p>こうした事情に鑑み、濫用的な買収者が現れた場合、上述したような不適切な大量買付行為を未然に防止するため、株主の皆様が判断するための必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために交渉すること等により当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みが必要不可欠と判断いたしました。そして、当社の企業価値および株主共同の利益を確保するために、2006年6月23日開催の第47回定時株主総会におきまして「当社株式の大規模買付行為への対応策（以下「本プラン」といいます。）」の導入を決議し、2007年以降、定時株主総会後に開催される取締役会で、本プランの延長を決議いたしております。</p>	<p>2010年6月18日開催の定時株主総会終了後の取締役会におきまして、当社の企業価値および株主共同の利益を確保するために、以下の要領により当社株式の大規模買付行為への対応策（以下「本プラン」といいます。）の継続について決議いたしました。</p> <p>1. 本プランを必要とする理由</p> <p>当社はシステムインテグレーターとして、セキュアなシステムを希望するお客様から長期的かつ安定した信頼を得てシステムの納入を行ってきており、またこのような開発・販売を支えるのは、優秀な技術者である社員であります。昨今の動きとして、新たな法制度の整備や企業構造・文化の変化等を背景として対象となる会社の構造や特色に留意せず、経営陣と十分な協議や合意を得ることなく、突然大量の株式買付けを強行するといった動きも顕在化してきております。もちろん大量の株式買付け行為そのものを全て否定するものではなく、会社の企業価値・株主共同の利益を向上させる行為であれば、その判断は最終的には株主の皆様の全体の意思に基づいて決められるものであると考えております。</p> <p>しかし、大量の買付行為の中には、その目的等からして企業価値・株主共同の利益に明白な侵害を与えるものや株主の皆様に売却を事実上強要するもの、当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、株主の皆様に十分な検討を行うに足りる時間や情報を提供しないもの、当社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするものなど、当社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。</p> <p>このような当社に対する濫用的な買収によって当社の企業価値が毀損されることがあれば、当社の強みである優秀な技術者の流出が懸念されるのみならず、当社のシステムを採用していただいているお客様からの信頼を失い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が大きく損なわれるおそれがあります。</p> <p>こうした事情に鑑み、濫用的な買収者が現れた場合、上述したような不適切な大量買付行為を未然に防止するため、株主の皆様が判断するための必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために交渉すること等により当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みが必要不可欠と判断いたしました。そして、当社の企業価値および株主共同の利益を確保するために、2006年6月23日開催の第47回定時株主総会におきまして本プランの導入を決議し、2007年以降、定時株主総会後に開催される取締役会で、本プランの延長を決議いたしております。</p>

<p>前事業年度 (自 2008年4月 1日 至 2009年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 2009年4月 1日 至 2010年3月31日)</p>
<p>なお、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、当該買付行為が長期的視点から当社の企業価値を毀損するものであるかどうかの検討は、中立的な第三者委員会に依頼するものとしております。</p> <p>本プランの要領は以下のとおりであります。</p> <p>2. 本プランの内容</p> <p>(1) 本プランの概要</p> <p>本プランの発動手続の設定</p> <p>(ア) 本プランは、まず、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させ、濫用的買収を防止することを目的として、当社株式に対する買付が行われる場合に、買付者または買付提案者（以下、併せて「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付に関する所定の情報の提供を求め、第三者委員会が当該買付についての情報収集・検討等を行う期間を確保し、必要があれば当社代表取締役等を通じて買付者等との交渉を行うなどの手続を定めています。</p> <p>また、当社取締役会は、敵対的性質が存する者からの濫用的買収を防止するための事前の防衛策として、停止条件付一部取得条項付差別的行使条件付新株予約権無償割当て（以下「対抗措置」といいます。）を決議いたします。</p> <p>なお、上記にいう「濫用的買収」は、次のいずれかに該当するものを意味します。</p> <p>買付等が誠実に会社経営に参加することを目的としていないこと（専ら株価をつり上げ、高値で株式を当社または当社関係者に買い取らせることを目的としている場合を含む。）</p> <p>当社を一時的に支配して、当社の重要な従業員や資産、ノウハウ等を買付者等またはその関係者に移転させる等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を図ることを目的としていること</p> <p>当社の資産等を当該買付者等またはその関係者の債務の担保や弁済原資として流用することを目的としていること</p> <p>当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額な資産等を処分させ、その利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価上昇の機会を狙って売り抜けることを目的としていること</p> <p>買付の提案が、当社取締役会において買付提案の適否と対案を検討することの可能な時間的余裕を与えていないこと</p>	<p>なお、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、当該買付行為が長期的視点から当社の企業価値を毀損するものであるかどうかの検討は、中立的な第三者委員会に依頼するものとしております。</p> <p>本プランの要領は以下のとおりであります。</p> <p>2. 本プランの内容</p> <p>(1) 本プランの概要</p> <p>本プランの発動手続の設定</p> <p>本プランは、まず、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させ、濫用的買収を防止することを目的として、当社株式に対する買付が行われる場合に、買付者または買付提案者（以下、併せて「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付に関する所定の情報の提供を求め、第三者委員会が当該買付についての情報収集・検討等を行う期間を確保し、必要があれば当社代表取締役等を通じて買付者等との交渉を行うなどの手続を定めています。</p> <p>また、当社取締役会は、敵対的性質が存する者からの濫用的買収を防止するための事前の防衛策として、停止条件付一部取得条項付差別的行使条件付新株予約権無償割当て（以下「対抗措置」といいます。）を決議いたします。</p> <p>停止条件付一部取得条項付差別的行使条件付新株予約権無償割当てと第三者委員会の利用</p> <p>買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付を行う等、買付者等による買付またはその提案（以下、併せて「買付等」といいます。）が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがあると認められる場合（詳細につきましては当社ホームページ（アドレス <a href="http://itfor.co.jp/ir/ir-governance.html">http://itfor.co.jp/ir/ir-governance.html</a> 以下同じ）をご参照ください。）には、当社は、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件が付された新株予約権（詳細につきましては当社ホームページをご参照ください。以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主の皆様に対して会社法第277条に基づき無償で割当てます。</p> <p>なお、本新株予約権無償割当ては、停止条件が成就することによりその効力が生ずることになっていますが、その停止条件を成就させるか否か等の判断につきましては、当社取締役会が行います。ただし、その恣意的判断を排除するため、第三者委員会細則（概要につきましては当社ホームページをご参照ください。）に従い、当社経営陣から独立した者のみから構成される第三者委員会の勧告を最大限に尊重して判断を行うものとします。</p>

<p>前事業年度 (自 2008年4月 1日 至 2009年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 2009年4月 1日 至 2010年3月31日)</p>
<p>買付者等が本プランに定める事項を履行した場合であっても、買付案、買付価額等の合理性について株主に誤解を与えるおそれがあること</p> <p>買付の提案が、株主に対して冷静に株式売却を検討することができるように配慮されておらず、株主に対して当社株式の売り急ぎを強要するおそれがあること</p> <p>買付の提案の内容が不適切であるため、当社における企業価値の源泉である当社と顧客との長期的な信頼関係および当社の優秀な技術者の雇用の維持を阻害するおそれがあり、当社の長期的な企業価値を損なうものであること</p> <p>買付者等が、買付内容の検討に必要な情報が含まれた買付提案書を提出せず、または第三者委員会の求めに応じた追加情報を提出しないなど、本プランに定める事項を履行していないこと</p> <p>また、上記にいう「敵対的性質が存する者」とは、濫用的買収を行う買付者等のうち、次の各条件のいずれかに当たる場合を除いた者を意味します。</p> <p>当社の子会社（財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。）、関連会社（財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則第8条第5項に定義される。）</p> <p>不注意で、または当社を支配する意図がないのに特定株式保有者となった者と第三者委員会が認めた者で、かつ、特定株式保有者となった後10日以内（ただし、当社取締役会はこの期間を延長できる。）にその保有する株券等を処分等することにより特定株式保有者ではなくなった者</p> <p>当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、当社の特定株式保有者になった者である旨第三者委員会が認めた者（ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）</p>	<p>本新株予約権の当社による取得</p> <p>本プランに従って、本新株予約権無償割当てが実施された場合には、当社による買付者等以外の株主の皆様からの本新株予約権取得と当社普通株式の交付により、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合が実施前と比較して希釈化される可能性があります。</p> <p>(2) 本プランの発動にかかる手続</p> <p>対象となる買付等</p> <p>本プランにおいては、以下に該当する買付等がなされたときに、その対象となります。</p> <p>当社の株券等の保有者、公開買付者または当該保有者かつ公開買付者である者であって、</p> <p>(a) 当該保有者が保有する当社の株券等および当該保有者の共同保有者が保有する当社の株券等に係る株券等保有割合の合計</p> <p>(b) 当該公開買付者が保有しもしくは保有することとなる当社の株券等および当該公開買付者の特別関係者が保有する当社の株券等に係る株券等保有割合の合計</p> <p>(c) 当該保有者かつ公開買付者である者が保有しもしくは保有することとなる当社の株券等および当該保有者かつ公開買付者である者の共同保有者ならびに当該保有者かつ公開買付者である者の特別関係者が保有する当社の株券等にかかる株券等保有割合の合計</p> <p>のいずれかが、20%を超える者による買付等、または超えると当社取締役会が認める者による買付等買付者等に対する情報提供の要求</p> <p>上記に定める買付等を行う買付者等は、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、買付の実行に先立ち、当社に対して別途さだめる買付者等の買付内容の検討に必要な情報（詳細につきましては当社ホームページをご参照ください、以下「本必要情報」といいます。）を含む買付提案を記載した書面（以下「買付提案書」といいます。）を提出していただきます。</p> <p>第三者委員会は、当該買付提案書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、自らまたは当社取締役会を通して本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者においては、当該期限までに本必要情報を追加的に提出していただきます。</p>

<p>前事業年度 (自 2008年4月 1日 至 2009年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 2009年4月 1日 至 2010年3月31日)</p>
<p>当社の特定株式保有者となったとしても当社の企業価値または株主共同の利益との関係で、対抗措置をとることが相当でないと第三者委員会が認めたと者</p> <p>(イ) 停止条件付一部取得条項付差別的行使条件付新株予約権無償割当ての概要は次のとおりであります。</p> <p>(a) 停止条件とは</p> <p>ある者が、特定株式保有者(注)に該当したとして該当者から公表がなされた日もしくは当社取締役会がこれを認めて公表した日のいずれか早い方から10日の期間内(ただし、取締役会が延期することができます。)に、当社取締役会が対抗措置をとることが適切であると判断し、その旨を公表すること</p> <p>または、</p> <p>当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)について、買付等の後にその者が特定株式保有者となるような公開買付の公告を行った場合には、当該公告の日から10日の期間内(ただし、取締役会が延期することができます。)に、当社取締役会が対抗措置をとることが適切であると判断し、その旨を公表すること</p> <p>をいいます。なお、当社取締役会は、その者が敵対的性質が存する者であるか否かに関する第三者委員会による判断を最大限に尊重して、上記対抗措置をとることが適切であるか否かの判断を行うものとします。</p> <p>(注)「特定株式保有者」とは、当社の株券等の保有者、公開買付者または当該保有者かつ公開買付者である者であって、(a) 当該保有者が保有する当社の株券等と当該保有者の共同保有者が保有する当社の株券等にかかる株券等保有割合の合計、(b) 当該公開買付者が保有しもしくは保有することとなった当社の株券等と当該公開買付者の特別関係者が保有する当社の株券等にかかる株券等保有割合の合計、(c) 当該保有者かつ公開買付者である者が保有しもしくは保有することとなった当社の株券等と当該保有者かつ公開買付者である者の共同保有者および当該保有者かつ公開買付者である者の特別関係者が保有する当社の株券等保有割合の合計、のいずれかが20%超に相当する者をいう。</p>	<p>なお、第三者委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付を開始したものと認められる場合には、引き続き買付提案書および本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記に記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権無償割当ての実施を勧告します。</p> <p>第三者委員会の検討手続</p> <p>第三者委員会は、買付者等から提出された買付提案書ならびに第三者委員会が追加提出を求めた本必要情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、第三者委員会が定める期間内に買付者等の買付内容に対する意見およびその根拠資料、代替案その他第三者委員会が適宜必要と認める情報・資料を提示するよう要求することができます。</p> <p>第三者委員会は、買付者等から最初に情報・資料を受領した後、原則として対価を現金(円貨)のみとする公開買付による当社株式の買付の場合は60日以内、またはその他の方法による買付提案の場合には90日以内(以下「第三者委員会検討期間」といいます。)で、買付者等の買付内容の検討、当社取締役会による代替案の検討、買付者と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行います。</p> <p>また、第三者委員会は、必要があれば当社代表取締役等を通じて、当該買付者等と交渉することなどにより、当該買収提案が当社の利益のために改善されるよう努め、中立・公平な観点から慎重に検討を行います。</p> <p>更に、第三者委員会は、上記の検討手続を経て、第三者委員会細則(概要につきましては当社ホームページをご参照ください。)の判断基準に従い、当該買付提案が濫用的買収に該当するか否か、および当該買付者等が敵対的性質が存する者であるか否かを審議・決議し、第三者委員会検討期間内に当社取締役会に勧告します。</p> <p>新株予約権無償割当ての内容</p> <p>対抗措置としての新株予約権無償割当ての内容は、当社ホームページ「本プランに係る新株予約権無償割当て要綱」に記載のとおりです。</p> <p>(3) 対抗措置発動後の中止について</p> <p>本新株予約権無償割当ての停止条件が成就した後、割当対象株主が確定する日までの間に、買付者の買付行為の中止または買付内容の変更等がなされたことにより、当該買付者に敵対的性質が存しないと当社取締役会が認めるに至った場合には、当社取締役会は本新株予約権無償割当ての決議を取り消し、対抗措置の発動を中止することができるものとします。</p>

前事業年度 (自 2008年4月 1日 至 2009年3月31日)	当事業年度 (自 2009年4月 1日 至 2010年3月31日)
<p>(b) 新株予約権無償割当てと差別的行使条件とは</p> <p>新株予約権無償割当てとは、上記停止条件が成就した場合に、当社取締役会が別途定める一定の日における株主の皆様に対して、新たに申込みや払込みをしていただくことなく、当社の新株予約権を割当てることをいいます。本新株予約権には、特定株式保有者等に該当する者には、本新株予約権の権利行使は認められないとの差別的行使条件を付すものとします。</p> <p>(c) 一部取得条項付とは</p> <p>特定株式保有者等に該当する者を除く新株予約権者の新株予約権を、同新株予約権 1 個について当社普通株式 1 株を交付することにより、当社が取得するとの条項を付すことをいいます。</p> <p>この場合、新株予約権者は、行使価格相当の金銭を払い込む必要はありません。</p> <p>停止条件付一部取得条項付差別的行使条件付新株予約権無償割当てと第三者委員会の利用</p> <p>買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付を行う等、買付者等による買付またはその提案（以下、併せて「買付等」といいます。）が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがあると認められる場合（その詳細につきましては前記 2. (1) (ア)「濫用的買収」をご参照ください。）には、当社は、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件が付された新株予約権（その詳細につきましては別添 2「本プランに係る新株予約権無償割当て要綱」をご参照ください、以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主の皆様に対して会社法第 277 条に基づき無償で割当てます。</p> <p>なお、本新株予約権無償割当ては、停止条件が成就することによりその効力が生ずることになっていますが、その停止条件を成就させるか否か等の判断につきましては、当社取締役会が行います。ただし、その恣意的判断を排除するため、第三者委員会細則（その概要につきましては別添 1 をご参照ください。）に従い、当社経営陣から独立した者のみから構成される第三者委員会の勧告を最大限に尊重して判断を行うものとします。</p>	<p>3. 本プランの合理性</p> <p>本プランは、経済産業省および法務省が平成 17 年 5 月 27 日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則、すなわち、企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則を完全に充足しており、上記基本方針に沿うものです。</p> <p>また本プランにおいて対抗措置をとるか否かは中立的な第三者委員会の判断を最大限尊重して行われますので、株主の共同利益を損なうものではなく、また取締役の地位の維持を目的とするものではありません。</p> <p>4. 株主の皆様への影響</p> <p>(1) 本プランの導入時に株主の皆様にご与える影響</p> <p>本プランの導入時点においては、本新株予約権無償割当て自体は行われませんので、株主および投資家の皆様の権利・利益に直接的な影響は生じておりません。</p> <p>(2) 本新株予約権無償割当て実施により株主の皆様にご与える影響</p> <p>当社取締役会が本新株予約権無償割当てに際して別途設定する割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式 1 株につき 2 個の割合で、本新株予約権が無償で割当てられますので、株式の希釈化は生じません。</p> <p>当社は、買付者等以外の株主の皆様の本新株予約権を取得する手続を取り、その旨該当する株主の皆様へ通知いたします。株主の皆様は、金銭等を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として当社普通株式を受領されることとなります。</p> <p>5. 本プランの有効期限と継続について</p> <p>現在の本プランの有効期限は、2011 年 6 月の定時株主総会終結後に開催される取締役会の終了時までとされており、2011 年度以降につきましては、毎年の定時株主総会で新たに選任された取締役による取締役会においてその後 1 年間の継続の可否を決議し、同決議内容を株主の皆様へ情報開示するとともに当該事業年度の定時株主総会（毎年 6 月開催予定）において、報告をすることとなっております。なお、当社の取締役の任期は 1 年となっております。本プランは取締役会の決議において廃止することが可能でありますので、本プランの廃止を希望される株主の皆様は、取締役の選任議案を通じて株主の皆様のご意見を表明していただきたく存じます。</p>



<p>前事業年度 (自 2008年4月 1日 至 2009年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 2009年4月 1日 至 2010年3月31日)</p>
<p>本新株予約権の当社による取得 本プランに従って、本新株予約権無償割当てが実施された場合には、当社による買付者等以外の株主の皆様からの本新株予約権取得と当社普通株式の交付により、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合が実施前と比較して希釈化される可能性があります。</p> <p>(2) 本プランの発動にかかる手続 対象となる買付等 本プランにおいては、以下に該当する買付等がなされたときに、その対象となります。 当社の株券等の保有者、公開買付者または当該保有者かつ公開買付者である者であって、 (a) 当該保有者が保有する当社の株券等および当該保有者の共同保有者が保有する当社の株券等に係る株券等保有割合の合計 (b) 当該公開買付者が保有しもしくは保有することとなる当社の株券等および当該公開買付者の特別関係者が保有する当社の株券等に係る株券等保有割合の合計 (c) 当該保有者かつ公開買付者である者が保有しもしくは保有することとなる当社の株券等および当該保有者かつ公開買付者である者の共同保有者ならびに当該保有者かつ公開買付者である者の特別関係者が保有する当社の株券等にかかる株券等保有割合の合計 のいずれかが、20%を超える者による買付等、または超えると当社取締役会が認める者による買付等 買付者等に対する情報提供の要求 上記 に定める買付等を行う買付者等は、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、買付の実行に先立ち、当社に対して、以下の各号に定める、買付者等の買付内容の検討に必要な情報（以下「本必要情報」といいます。）を含む買付提案を記載した書面（以下「買付提案書」といいます。）を提出していただきます。 第三者委員会は、当該買付提案書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、自らまたは当社取締役会を通して本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者においては、当該期限までに本必要情報を追加的に提出していただきます。 i 買付者等およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）組合員その他の構成員を含む。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容等を含む。）</p>	<p>6. その他 本新株予約権の割当方法、名義書換方法、当社による新株予約権の取得方法等の詳細につきましては、本新株予約権無償割当ての割当期日の決定が行われた後、株主の皆様に対して公告または通知いたします。</p>

前事業年度 (自 2008年4月 1日 至 2009年3月31日)	当事業年度 (自 2009年4月 1日 至 2010年3月31日)
<p>買付の目的、方法および内容(買付対価の価額・種類、買付の時期、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性、買付実行の蓋然性等を含む。)</p> <p>買付価格の算定根拠(算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに買付に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額およびその算定根拠等を含む。)</p> <p>買付資金の裏付け(買付資金の提供者(実質提供者を含む。)の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含む。)</p> <p>買付後の当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策、買付後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針</p> <p>その他第三者委員会が合理的に必要と判断する情報</p> <p>なお、第三者委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付を開始したものと認められる場合には、引き続き買付提案書および本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記に記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権無償割当ての実施を勧告します。</p> <p>第三者委員会の検討手続</p> <p>第三者委員会は、買付者等から提出された買付提案書ならびに第三者委員会が追加提出を求めた本必要情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、第三者委員会が定める期間内に買付者等の買付内容に対する意見およびその根拠資料、代替案その他第三者委員会が適宜必要と認める情報・資料を提示するよう要求することができます。</p> <p>第三者委員会は、買付者等から最初に情報・資料を受領した後、原則として対価を現金(円貨)のみとする公開買付による当社株式の買付の場合は60日以内、またはその他の方法による買付提案の場合には90日以内(以下「第三者委員会検討期間」といいます。)で、買付者等の買付内容の検討、当社取締役会による代替案の検討、買付者と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行います。</p> <p>また、第三者委員会は、必要があれば当社代表取締役等を通じて、当該買付者等と交渉することなどにより、当該買収提案が当社の利益のために改善されるよう努め、中立・公平な観点から慎重に検討を行います。</p>	

<p>前事業年度 (自 2008年4月 1日 至 2009年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 2009年4月 1日 至 2010年3月31日)</p>
<p>更に、第三者委員会は、上記の検討手続を経て、第三者委員会細則（その概要につきましては別添1をご参照ください。）の判断基準（上記2（1）（ア）に記載のとおり。）に従い、当該買付提案が濫用的買収に該当するか否か、および当該買付者等が敵対的性質が存する者であるか否かを審議・決議し、第三者委員会検討期間内に当社取締役会に勧告します。</p> <p>新株予約権無償割当ての内容 対抗措置としての新株予約権無償割当ての内容は、別添2「本プランに係る新株予約権無償割当て要綱」に記載のとおりです。</p> <p>(3) 対抗措置発動後の中止について 本新株予約権無償割当ての停止条件が成就した後、割当対象株主が確定する日までの間に、買付者の買付行為の中止または買付内容の変更等がなされたことにより、当該買付者に敵対的性質が存しないと当社取締役会が認めるに至った場合には、当社取締役会は本新株予約権無償割当ての決議を取り消し、対抗措置の発動を中止することができるものとします。</p> <p>3. 本プランの合理性 本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則、すなわち、企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則を完全に充足しています。</p> <p>また本プランにおいて対抗措置をとるか否かは中立的な第三者委員会の判断を最大限尊重して行われますので、株主の共同利益を損なうものではありません。</p> <p>4. 株主の皆様への影響 (1) 本プランの導入時に株主の皆様にご与える影響 本プランの導入時点においては、本新株予約権無償割当て自体は行われませんので、株主および投資家の皆様の権利・利益に直接的な影響は生じておりません。</p> <p>(2) 本新株予約権無償割当て実施により株主の皆様にご与える影響 当社取締役会が本新株予約権無償割当てに際して別途設定する割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき2個の割合で、本新株予約権が無償で割当てられますので、株式の希釈化は生じません。</p> <p>当社は、買付者等以外の株主の皆様の本新株予約権を取得する手続を取り、その旨該当する株主の皆様へ通知いたします。株主の皆様は、金銭等を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として当社普通株式を受領されることになります。</p>	

<p>前事業年度 (自 2008年4月 1日 至 2009年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 2009年4月 1日 至 2010年3月31日)</p>
<p>5. 本プランの有効期限と継続について</p> <p>現在の本プランの有効期限は、2010年6月の定時株主総会終結後に開催される取締役会の終了時までとされており、2010年度以降につきましては、毎年の定時株主総会で新たに選任された取締役による取締役会においてその後1年間の継続の可否を決議し、同決議内容を株主の皆様へ情報開示するとともに当該事業年度の定時株主総会（毎年6月開催予定）において、報告をすることとなっております。なお、当社の取締役の任期は1年となっております。本プランは取締役会の決議において廃止することが可能でありますので、本プランの廃止を希望される株主の皆様は、取締役の選任議案を通じて株主の皆様の意思を表明していただきたく存じます。その結果、出席株主の皆様様の議決権の過半数のご賛同を得られなかった等、本プランに対し反対である旨の株主の皆様様の総体的意思が示された場合には、速やかに本プランを廃止いたします。</p> <p>なお、有効期間満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。また、当社取締役会が本プランの設計を見直す必要があると判断した場合には、改めて株主総会にお諮りして、株主の皆様のご意思を確認することといたします。</p> <p>6. その他</p> <p>本新株予約権の割当方法、名義書換方法、当社による新株予約権の取得方法等の詳細につきましては、本新株予約権無償割当ての割当期日の決定が行われた後、株主の皆様に対して公告または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。</p> <p>なお、本プランの詳細につきましては、当社ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。 (アドレス <a href="http://www.itfor.co.jp/">http://www.itfor.co.jp/</a>)</p> <p>(別添1) 第三者委員会細則の骨子</p> <p>1. 中立的な判断の確保</p> <p>(1) 新株予約権無償割当ての停止条件の成就について取締役会の中立的な判断を確保するために、社外監査役、弁護士（顧問契約先の弁護士を除く）、公認会計士（監査契約先の公認会計士を除く）等で当社と利害関係のない者から選任する3名から構成される第三者委員会を設置する。</p> <p>当社と第三者委員会の各委員の間では、善良なる管理者の注意をもって任務にあたる義務を負うことを含む委任契約を締結する。</p> <p>(2) 第三者委員会の委員は、取締役会が平時に任命する。ただし、委員の補欠を置くことが出来る。</p> <p>(3) 第三者委員会の判断が必要と認められる場合には、常勤監査役が第三者委員会を招集する。</p>	

<p>前事業年度 (自 2008年4月 1日 至 2009年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 2009年4月 1日 至 2010年3月31日)</p>
<p>(4) 第三者委員会は、必要な判断を行うために、取締役会に説明や資料の提出を求め、または、企業経営につき見識を有する者、専門職（投資銀行、証券会社、ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含む。）等に対して、必要な情報の提出を要請し、または、その意見を求めることができる。</p> <p>また、第三者委員会は、その判断に必要と考える場合には、取締役会に対して、判断期間の延長を要請することができる。</p> <p>(5) 第三者委員会の決議は、原則として全員一致によるものとするが、これが困難な場合には、多数決によるものとする。</p> <p>2. 第三者委員会の審議事項</p> <p>第三者委員会は、原則として以下の各号に定める事項について審議・決議し、その決議の内容を、理由を付して取締役会に勧告する。</p> <p>(1) 買付者等についての「敵対的性質が存する者」への該当性</p> <p>(2) 上記1.(4)の判断期間の延長の要否</p> <p>(3) 「停止条件付一部取得条項付差別的行使条件付新株予約権無償割当て」決議内容における取締役会が判断すべき事項のうち、取締役会が第三者委員会に諮問した事項</p> <p>(4) 取締役会が、別途第三者委員会が行うことができるものと定めた事項</p> <p>3. 敵対的性質が存する者の判断基準</p> <p>買付者等の買付提案が、次の各条件のいずれかに当たる場合には、当該買付者等は敵対的性質が存すると判断するものとする。</p> <p>i 買付等が誠実に会社経営に参加することを目的としていないこと（専ら株価をつり上げ、高値で株式を当社または当社関係者に買い取らせることを目的としている場合を含む。）</p> <p>当社を一時的に支配して、当社の重要な従業員や資産、ノウハウ等を買付者等またはその関係者に移転させる等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を図ることを目的としていること</p> <p>当社の資産等を当該買付者等またはその関係者の債務の担保や弁済原資として流用することを目的としていること</p> <p>当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額な資産等を処分させ、その利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価上昇の機会を狙って売り抜けることを目的としていること</p>	

前事業年度 (自 2008年4月 1日 至 2009年3月31日)	当事業年度 (自 2009年4月 1日 至 2010年3月31日)
<p>買付等の提案が、当社取締役会において提案の適否と対案を検討することの可能な時間的余裕を与えていないこと</p> <p>買付者等が本プランに定める事項を履行した場合であっても、買付案、買付価額等の合理性について株主に誤解を与えるおそれがあること</p> <p>買付等の提案が、株主に対して冷静に株式売却を検討することができるように配慮されておらず、株主に対して当社株式の売り急ぎを強要するおそれがあること</p> <p>買付等の提案の内容が不適切であるため、当社における企業価値の源泉である当社と顧客との長期的な信頼関係および当社の優秀な技術者の雇用の維持を阻害するおそれがあり、当社の長期的な企業価値を損なうものであること</p> <p>買付者等が、買付内容の検討に必要な情報が含まれた買付提案書を提出せず、または第三者委員会の求めに応じた追加情報を提出しないなど、本プランに定める事項を履行していないこと</p> <p>ただし、買付者等が次の各条件のいずれかに当たる場合には、敵対的性質が存しないと判断するものとする。</p> <p>当社の子会社（財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。）、関連会社（財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則第8条第5項に定義される。）不注意で、または当社を支配する意図がないのに特定株式保有者となった者と第三者委員会が認めた者で、かつ、特定株式保有者となった後10日以内（ただし、当社取締役会はこの期間を延長できる。）にその保有する株券等を処分等することにより特定株式保有者ではなくなった者</p> <p>当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、当社の特定株式保有者になった者である旨第三者委員会が認めた者（ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）</p> <p>当社の特定株式保有者となったとしても当社の企業価値または株主共同の利益との関係で、対抗措置をとることが相当でないと第三者委員会が認めた者</p>	

<p>前事業年度 (自 2008年4月 1日 至 2009年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 2009年4月 1日 至 2010年3月31日)</p>
<p>4. 情報の開示</p> <p>第三者委員会は、買付者等から買付提案書が提出された事実および買付者等から提出された各種情報その他の情報のうち第三者委員会が適切と判断する事項について、必要と判断する時点において、株主に対して情報開示を行うものとする。</p> <p>また、上記1.(4)の判断期間を延長する旨の決議を行った場合、第三者委員会は、その理由、延長期間、その他第三者委員会が適切と認める事項について、当該延長の決議後速やかに情報開示を行うものとする。</p> <p>(別添2) 本プランに係る新株予約権無償割当要綱</p> <p>1. 本新株予約権無償割当ては、以下の停止条件が成就したときから効力を発する。</p> <p>ある者が、特定株式保有者に該当したとして該当者から公表がなされた日もしくは当社取締役会がこれを認めて公表した日のいずれか早い方から10日の期間内(ただし、取締役会が延期することができる。)に、当社取締役会が対抗措置をとることが適切であると判断し、その旨を公表すること</p> <p>または、</p> <p>当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいう。)について、買付等の後にその者が特定株式保有者となるような公開買付の公告を行った場合には、当該公告の日から10日の期間内(ただし、取締役会が延期することができる。)に、当社取締役会が対抗措置をとることが適切であると判断し、その旨を公表すること</p> <p>なお、当社取締役会は、その者が敵対的性質が存する者であるか否かの第三者委員会による判断を最大限に尊重して、上記対抗措置をとることが適切であるか否かの判断を行うものとする。</p> <p>2. 割当対象株主</p> <p>本新株予約権無償割当ての停止条件が成就した日の翌日から3週間以内の期間で、当社取締役会が新株予約権無償割当てを行う日として公告した日(以下「割当期日」という。)における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主(ただし当社を除く。以下「割当対象株主」という。)に対し、その保有株式1株につき新株予約権2個の割合で、本新株予約権を無償にて割り当てる。</p> <p>3. 株主に割り当てる新株予約権の数の算定方法</p> <p>割当期日における最終の発行済株式総数(当社の保有する当社普通株式の数を控除する。)の2倍の数とする。</p> <p>4. 新株予約権無償割当てが効力を生ずる日</p> <p>上記第2項に定める割当期日とする。</p>	

前事業年度 (自 2008年4月 1日 至 2009年3月31日)	当事業年度 (自 2009年4月 1日 至 2010年3月31日)
<p>5. 新株予約権の目的である株式の数の算定方法                      本新株予約権 1 個当たりの目的である株式数を当社普通株式 1 株とし、その総数は割当期日における最終の発行済株式総数（当社の保有する当社普通株式の数を控除する。）の 2 倍の数とする。</p> <p>6. 当該新株予約権の行使に際して出資される財産の価額                      本新株予約権の目的となる株式 1 株につき 1 円とする。</p> <p>7. 当該新株予約権を行使することができる期間                      本新株予約権の割当期日から 3 週間を経過した日の翌日から 1 か月間とする。</p> <p>8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項                      全額を資本に組み入れる。</p> <p>9. 新株予約権の行使の条件                      特定株式保有者、その共同保有者、その特別関係者もしくはこれらの者から新株予約権を承継した者（ただし、承継につき当社取締役会の承認を得た者を除く。）またはこれらの者が実質的に支配し、これらの者を実質的に支配し、これらの者が共同して支配し、もしくはこれらの者と共同して行動する者として当社取締役会が認定した者は新株予約権を行使することができない。</p> <p>10. 新株予約権の行使請求方法および払込の方法                      新株予約権の行使請求方法および払込の方法については、別途、当社取締役会において定める。</p> <p>11. 新株予約権行使の効力発生時期等                      新株予約権を行使した新株予約権者は、当該新株予約権を行使した日に、当該新株予約権の目的である株式の株主となる。                      当社は、新株予約権の行使の効力発生後、すみやかに株券を交付する。</p> <p>12. 譲渡による当該新株予約権の取得について当該株式会社の承認を要するときはその旨                      本新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。</p> <p>13. 当社による新株予約権の一部取得                      本新株予約権は、割当期日から 3 週間を経過した日の到来をもって、当社が以下の要領によりこれを取得する。                      上記 に定める日に、当社は第 9 項に従い新株予約権を行使することができる者の新株予約権を取得する。                      上記 の取得にあたって、取得する新株予約権 1 個と引換えに、当該新株予約権者に対して当社普通株式 1 株を交付する。</p>	



前事業年度 (自 2008年4月 1日 至 2009年3月31日)	当事業年度 (自 2009年4月 1日 至 2010年3月31日)
14. 新株予約権の当社による取得または行使により新たに当社株式を取得した場合の当該株主の、株主総会における議決権行使 当社が定める基準日後に、当社による新株予約権の取得または新株予約権の行使によって、新たに当社株式を取得した場合の当該株主は、株主総会において議決権を行使できるものとする。 15. 新株予約権証券の不発行 新株予約権証券は、発行しない。 16. その他 その他、新株予約権無償割当てに関し必要な詳細に関する一切の事項の決定は、当社代表取締役に一任する。	

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄		株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)
投資有価証券	その他有価証券	(株)横浜銀行	211,635
		(株)イオン銀行	200,000
		オリックス(株)	58,527
		イオンクレジットサービス(株)	54,811
		(株)ほくほくフィナンシャルグループ	35,627
		(株)インフォメーションクリエイティブ	25,200
		ダイコク電機(株)	16,460
		カンダホールディングス(株)	15,480
		(株)ヤマトヤシキ	8,113
		(株)ふくおかフィナンシャルグループ	6,828
		その他6銘柄	14,681
小計		1,401,788	647,365
計		1,401,788	647,365

【債券】

銘柄		券面総額(千円)	貸借対照表計上額 (千円)
有価証券	満期保有 目的の債券	国庫短期証券(第18回)	99,993
		国庫短期証券(第66回)	99,986
		オリックス(株)	
		コマーシャルペーパー	499,732
		大和証券キャピタルマーケット(株)	
		コマーシャルペーパー	999,890
		三菱UFJ証券(株)	
コマーシャルペーパー	999,777		
小計		2,700,000	2,699,380
計		2,700,000	2,699,380

【その他】

種類及び銘柄		投資口数等(千口)	貸借対照表計上額 (千円)
有価証券	その他有 価証券	国際投信投資顧問株 マネー・マネジメント・ファンド	148,736
		小計	148,736
計		148,736	148,736

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残 高 (千円)
有形固定資産							
建物	1,012,182	8,121	-	1,020,303	603,906	30,696	416,397
機械及び装置	19,565	-	-	19,565	18,037	323	1,527
工具、器具及び備品	1,489,660	96,926	165,280	1,421,306	1,179,153	136,476	242,152
土地	149,565	-	-	149,565	-	-	149,565
リース資産	3,278	-	-	3,278	1,365	1,092	1,912
建設仮勘定	548	6,289	548	6,289	-	-	6,289
有形固定資産計	2,674,800	111,336	165,828	2,620,307	1,802,463	168,589	817,843
無形固定資産							
のれん	75,000	-	75,000	-	-	-	-
商標権	22,361	388	-	22,749	21,726	2,265	1,022
ソフトウェア	608,135	444,321	108,744	943,712	351,975	216,939	591,736
ソフトウェア仮勘定	292,405	177,241	272,701	196,946	-	-	196,946
その他	9,709	-	-	9,709	2,048	90	7,661
無形固定資産計	1,007,611	621,951	456,446	1,173,117	375,750	219,295	797,366
長期前払費用	9,491	1,529	5,305	5,715	2,888	640	2,827
繰延資産							
繰延資産計	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 当期増加額の主な内容は次のとおりであります。

- 工具、器具及び備品 社内システム(セキュリティ・評価・開発用)他 60,872千円
- 工具、器具及び備品 保守用機器 33,047千円
- ソフトウェア 自社利用ソフトウェア 9,588千円
- ソフトウェア 開発(市場販売目的)ソフト 434,733千円
- ソフトウェア仮勘定 開発(市場販売目的)ソフト 116,703千円
- ソフトウェア仮勘定 社内システム再構築 60,538千円

2. 当期減少額の主な内容は次のとおりであります。

- 工具、器具及び備品 除却 146,138千円(簿価5,898千円)
- ソフトウェア 償却完了 108,744千円

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	495	482	210	285	482
賞与引当金	415,000	381,000	415,000	-	381,000

(注) 貸倒引当金の当期減少額(その他)は洗替えによる戻入によるものです。

## (2)【主な資産及び負債の内容】

## 資産の部

## イ 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	1,209
預金	
当座預金	1,178,439
普通預金	290,717
定期預金	450,000
その他	458
小計	1,919,615
合計	1,920,825

## ロ 受取手形

## (イ) 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
ダイコク電機(株)	263,392
HOYA(株)	5,208
オムロンアミューズメント(株)	4,074
ダイワボウ情報システム(株)	2,234
永楽電気(株)	1,388
その他	304
合計	276,601

## (ロ) 期日別内訳

期日別	金額(千円)
2010年4月	54,789
5月	103,326
6月	66,326
7月	18,299
8月	33,859
合計	276,601

八 売掛金

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
イオンクレジットサービス(株)	102,408
(株)エディオン	78,776
ダイコク電機(株)	73,865
アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー	54,500
(株)みちのく銀行	53,255
その他	1,329,473
合計	1,692,280

(ロ) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	次期繰越高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	(A) + (D) 2 (B) 365
2,611,664	9,653,909	10,573,293	1,692,280	86.20	81.36

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

二 商品

区分	金額(千円)
ソリューションシステム事業	50,110
ネットワークシステム事業	7,407
カスタマーサービス	1,178
合計	58,695

ホ 仕掛品

区分	金額(千円)
ソフトウェア仕掛品	147,953
合計	147,953

ヘ 貯蔵品

区分	金額(千円)
保守用機材	18,017
合計	18,017

負債の部  
買掛金

相手先	金額(千円)
ダイワボウ情報システム(株)	114,103
協栄産業(株)	100,261
(株)システムリサーチ	60,301
ソフトバンクBB(株)	54,371
(株)アルファ新洋	35,537
その他	589,561
合計	954,136

## (3)【その他】

該当する事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社 本店
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社
取次所 買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告は、電子公告により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載して行います。 電子公告のアドレス <a href="http://www.itfor.co.jp/">http://www.itfor.co.jp/</a>
株主に対する特典	なし

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利、並びに単元未満株式の売渡し請求をする権利以外の権利を有しておりません。



## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書およびその添付書類並びに確認書  
事業年度（第50期）（自 2008年4月1日 至 2009年3月31日）2009年6月19日関東財務局長に提出。
- (2) 内部統制報告書およびその添付書類  
2009年6月19日関東財務局長に提出
- (3) 四半期報告書及び確認書  
（第51期第1四半期）（自 2009年 4月1日 至 2009年 6月30日）2009年 8月11日関東財務局長に提出。  
（第51期第2四半期）（自 2009年 7月1日 至 2009年 9月30日）2009年11月10日関東財務局長に提出。  
（第51期第3四半期）（自 2009年10月1日 至 2009年12月31日）2010年 2月 9日関東財務局長に提出。
- (4) 臨時報告書  
2009年 9月10日関東財務局長に提出  
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号（募集又は売出しの届出を要しないこととなる新株予約権証券の取得勧誘又は売付け勧誘等のうち発行価額又は売出価額の総額が一億円以上であるものにつき取締役会の決議等又は株主総会の決議があった場合）の規定に基づく臨時報告書です。
- (5) 自己株券買付状況報告書  
報告期間（自 2009年 6月 1日 至 2009年 6月30日）2009年 7月 6日関東財務局長に提出  
報告期間（自 2009年 7月 1日 至 2009年 7月31日）2009年 8月 5日関東財務局長に提出  
報告期間（自 2010年 2月 1日 至 2010年 2月28日）2010年 3月 2日関東財務局長に提出

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月19日

株式会社アイティフォー  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 麻生 和孝 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石川 純夫 印  
業務執行社員

### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイティフォーの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイティフォー及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社アイティフォーの平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社アイティフォーが平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年6月18日

株式会社アイティフォー  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 岩瀬 佐千世 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石川 純夫 印  
業務執行社員

### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイティフォーの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイティフォー及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社アイティフォーの平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社アイティフォーが平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成21年6月19日

株式会社アイティフォー  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 麻生 和孝 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石川 純夫 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイティフォーの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第50期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイティフォーの平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成22年6月18日

株式会社アイティフォー  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 岩瀬 佐千世 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石川 純夫 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイティフォーの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第51期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイティフォーの平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。